

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は船舶の日本人民の所有に属するものは日本の國旗を掲ぐる權利を有する旨を規定してあります即ち日本人民の所有にして又日本に本店を置く日本の裁判に服する會社又は其他の法人と見做す會社として合名會社に在りて總社員合資會社に在りて少くとも社員の半數又株式會社に在りては取締役の總員其他の法人に在りて其法人を代表するもの、總員か又は其他の日本人民所有に属する商船其他の海船と日本の船舶おして日本の國旗を掲ぐる權利がある旨を規定せられたるものであります

問 本條に記載する船舶とは耕耘の運搬の用に供する爲め用ふるもの又は河川に用ゆる船舶は包含せぬか

答 然り本章は海商の規定にして海上を航するものでなければ記載してありませぬ又航海するものにて前に申したる如く日本人民の所有に專屬し即ち日本人民に限りて所有して居るものでなければ外國船を共有したるものもこのことは此に規定してありませぬ

第八百二十五條 總テ日本船舶ハ航海ノ用ニ供スル以前ニ法律、命令ニ從ヒ職

權アル者ノ測度ヲ受ク可シ若シ其積量十五噸以上ナルトキハ管海官廳ヨリ船籍證書ヲ受ケタル後船籍港ヲ管轄スル裁判所ニ於テ船舶登記簿ニ登記ヲ受シ可シ

端舟其他櫓權ノミテ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ本編ノ規定ヲ適用セス

問 航船の用に供する以前に法律命令に從ひ職權ある者の測度を受くべしとは如何なる事を規定したるものでありますか

答 總て日本の船舶と航海を爲さんとする以前に法律命令即ち船舶積量測度規則の如き其規定に従ひ之を測度する職務上の權利ある者の測度を受けねばありませぬ其測度を受けて若其積量十五噸以上なるときは管海官廳即ち船を所有する者の土地の海を管轄する官廳より船籍證書を受けたる後船籍港を管轄する裁判所に於て船舶登記簿に登記を受くべしとします

問 船籍證書船舶港と如何なるを申しますか

答 船籍證書と船を始めて所有したる者は其管轄官廳に備ふる船籍簿に記入を願出で其帳簿に記入したる證書を附與るをいひ船籍港とは其船を登記し

たる官廳の支配する港をいひまを假令は大阪府廳の船籍に記入したる船舶は大阪の川口が船籍港となり得る

問 本編の規定は國旗を掲げて航海する商船に限り得るか

答 然り假令は航海を爲すも端舟其他權限のみを以て運轉し又は主に權限を以て運轉する舟にと適用しませぬ

第八百二十六條 船舶登記簿ニハ左ノ諸件ヲ登記シ且年月日ヲ記ス可シ

第一 船名及ヒ船籍港

第二 船舶構造ノ時及ヒ地ノ知レタルトキハ其時及ヒ地又船舶カ日本ノ船籍ニ歸シタルトキハ其時及ヒ事情

第三 官ノ測度證書ニ基キタル船舶ノ類、大小、積量及ヒ詳細ナル記載

第四 船長ノ氏名及ヒ國籍

第五 一人又ハ數人ノ所有者ノ氏名、住所及ヒ詳細ナル記載又船舶ノ所有權ニ付キ所有者ノ股分ノ割合及ヒ所有權取得ノ合法ノ原因

問 船舶の登記簿に登記する諸件と如何なる事項であり得るか

答 船舶登記簿は左の第一より第五に至る事項を記載しませぬ

第一 船名例之へは東京丸と長崎丸とか云ふ如き船籍港とは前記述べたる

如く例之へは商船會社の船名大阪を以て船籍のある土地とする如く其管海官廳へ届出で船籍證書を受くる土地を指します

第二 船舶を構造したる時及び構造たる土地の知れたる時は其土地即ち積須賀にて構造したる時は其積須賀であること外國の船舶を日本人民が買取りて船籍を受けたる時及び其事情

第三 官の測度證書を基きたる船舶の種類とは測度を受けたる船舶にして或と蒸氣船とか帆前船とか大に即ち長さ深さ積量即ち何噸積ありと云ふこと其他種々

第四 船長の姓名と國籍即ち何國何郡何市町村の人なること

第五 一箇の船舶と數人共有物とを各所有者の氏名住所又船舶の所有權に付て所有者の股分の割合即ち所有者の出資額に應じて其分前の割合及び所有する權利を得たる時は法律に違反せずして正當に得たる權等の事項を記載すべし

第八百二十七條 登記ハ一人若シハ數人ノ所有者又ハ委任狀ナ有スル代人ノ陳

述書ニ依リテ之ヲ爲ス其陳述書ニハ必要ナル證明書ヲ添フルコトヲ要ス」登記ヲ爲シタルトキハ其登記ト同文ノ船舶登記證書ヲ作りテ之ヲ所有者ニ交付ス

問 船舶の登記を爲すの手續と如何でムリますか

答 登記は一人又多數人の所有者が又は其代人より陳述書を出して登記を致します其陳述書にて必要なる證明書即ち前條の第一より第五までの事項を記載したる證據を添へて差出すものとします

登記を爲したるときは其登記簿に記入たることト同文の船舶登記證書を作りて之を船舶所有者に交付す

第八百二十八條 船舶證書及ヒ船舶登記證書ノ交付前ニハ國旗ヲ掲ケル權利ヲ行フコトヲ得ス

船舶カ沈没シ又ハ日本ノ船舶タル資格ヲ失ヒタルトキハ其船舶ノ登記ノ取消ヲ爲シ且船舶登記證書ヲ還納ス可シ

問 國旗を掲ぐる權利は何の時より之を行ふことを得ますか

答 國旗を掲ぐる權利は船舶證書及び船舶登記證書を受取らねば之を掲ぐる

ことばで云ひませぬ

又船舶が沈没し又日本ノ船舶たる資格を失ひたるとき即ち第八百二十四條に掲げたる資格が其中の一ニ缺けたるときは其船舶の登記の取消を爲し且船舶登記證書を還納せよものとします

第八百二十九條 登記シタル事實ニ變更ノ生スルトキハ船舶登記簿及ヒ船舶登記證書ニ其變更ノ附記ヲ受ク可シ

登記シタル船名ハ管海官廳ノ許可ヲ受クルニ非カレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

問 登記したる事實に變更の生ずるときは如何なる場合と云ひますか

答 登記したる事實に變更の生ずるときとは例へば船舶の所有者の増減又と共に有となりたる場合等の變更が生じたるときを云ふ此等の事實に變更の生じたるときは船舶登記簿及び船舶登記證書ハ其變更の部分の附記を受けねばなりませぬ此等の事實は變更が生じた後には届出でまするも船名と一旦登記したる者は管海官廳の許可を受けねば之を變更するはとてさせぬ

第八百三十條 船籍港外ニ於テ日本人民會社其他ノ法人カ船舶ヲ取得シタルト

キハ其船籍港ニ到着スルマテハ外國ニ在テハ其取得ノ地若クハ其近傍ニ駐在スル日本領事、内國ニ在テハ地方官廳ヨリ假證書ヲ受ケ之ヲ船籍證書及ヒ船登記證書ニ代フルコトヲ得此場合ニ於テハ領事又ハ地方官廳ハ其證書ノ謄本ヲ管海官廳及ヒ船籍港ヲ管轄スル裁判所ニ遅延ナク送付スルコトヲ要ス前項ノ證書ノ効用ハ領事ヨリ交付シタルモノハ一年、地方官廳ヨリ交付シタルモノハ半年ヲ以テ限トス

問 本條ト如何なる場合を規定したるものでありますか

答 自分所有の船籍ある港より外に在りて日本人民會社其他の法人が船舶を取得即ち手に入れたるときは其船籍港に到着するまで外國に在て其取得の地若くは其近傍に出張する日本領事内國に在ては其船籍の在る地方官廳より假證書を受け之を船籍證書及び船登記證書に代ふることができす此場合に於て領事又は地方官廳之其證書の謄本を管海官廳及び船籍港を管轄する裁判所へ遅延なく送付するものとします

第二項は證書の効用を定めて此期間を過ぎたれば其者の所有となりて初めて登記を爲すものであります

問 地方官廳より假證書を受けると如何の理由でムリですか

答 其者の或船籍港外に於て其船舶を取得したるに相違なき爲めの證書を渡すと管海官廳でなきを以て船籍證書を渡すことのでぬを以てなり故に其地方官廳即ち船舶を取得したる處の地方官廳より其假證書を渡したることを謄本を以て其管海官廳及び船籍港を管轄する裁判所へ遅延なく送付するものとします

第八百三十一條 船籍證書又ハ船登記證書ノ喪失シ毀損シ又ハ用ユ可カラサルモノト爲リタルトキハ之ニ換ヘテ新ナル船籍證書、船登記證書若クハ前條ノ假證書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

問 船籍證書又は船登記證書の喪失し毀損したるときは如何

答 右證書が紛失するか毀損するかしたるときは新規の交付を求めることができす而して其手續は明細に其紛失等の理由書面を認むべし

第八百三十二條 船舶カ國旗ヲ掲クル權利ヲ有セスシテ之ヲ掲クルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス又事情ニ從ヒ殊ニ不正ノ船籍證書又ハ船登記證書ヲ用シタルトキハ其船舶ヲ沒收ス

日本ノ船舶カ外國ノ國旗ヲ掲ケテ外國ノ國籍ヲ冒シタルトキハ前項同一ノ罰ニ處ス但敵ヲ避クル場合ハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる事項の規定でありますか

答 本條は船舶の國旗を掲ぐる權利なきよ之を掲げたるべきの罰則を規定したるものであります船舶之を掲ぐる權利がなくして猥に掲ぐることでござせぬ其權利を有する方法と第八百二十四條に規定したる事項の資格あるものを以て其權利を有するものとします是れ國旗と外國船に對して日本人たることを知らしめ其權利を侵害せられんが爲めのものあれば之を掲げて其効力の著大なるを以て其權利を有せしめて之を掲げたる者千圓以下の罰金に處しまた又事情に従ひ即ち日本船にして日本に主たる營業所もなく其他日本船籍たるの資格を有せず取別不正の船籍證書又は船舶登記證書を用ゐたるべきに其船舶を沒收するものとします

第八百三十三條

日本ノ船舶カ船籍證書及ヒ船舶登記證書ノ交付前ニ國旗ヲ掲ケ其他本章ノ規定ニ違フトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 日本ノ船舶が船籍證書及び船舶登記證書を交付す前に國旗を掲ぐるよとでござせぬものにして國旗を掲ぐるには完全く日本船舶の資格を有したる上でなくては國旗を掲ぐることはでござせぬ其他本章中に規定したる所に違ふとせば百圓以下の罰金に處せられます

第二章 船舶所有者

第一節 船舶所有權ノ取得及ヒ移轉

第八百三十四條

商船其他ノ海船ハ之ヲ動産トス但本法ニ例外ヲ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

問 船舶所有權の取得及び移轉とは如何のことでありますか

答 所有權の取得とは新規に自分の計算を以て構造したる者手續を以て其船籍管轄官廳に願出で船籍登記簿に登記を爲したるより始めて其船舶が自分の所有物あることが第三者に向て効力のあるものであります又船舶を賣買讓

與したるときも右の手續を経て其所有權の移轉り自分の取得となりす乃ち
 ④ 他の物權に賣讓與を爲るときにも登記を経ずして其所有權の移轉るもの
 澤山ありまるとるけれども船舶は必ず登記を経ねば所有權の取得は移轉ぬもの
 でムります是れ船舶の所有權取得及び移轉之他の物と異なる所でムります
 問 商船其他の海船と如何區別しまするや又之を動産としまする所以と如何
 何でムります

答 商船とは總て貨物を積載せ貿易其他貨物を賣買する爲めに航海するもの
 をいひ其他の海船とは賣買を目的と爲さざれば只他人の貨物を運送し或人に乗
 せて航海するものと商船とは申しませぬ又之を動産としまする所以は動産不
 動産と其性質を因り若くは所有者の用方に因り若くは法律の規定を因り其八
 力を以て能く遷移することのできると出來ぬとに従ひ動産となり不動産とあり
 ます船舶は人力を以て能く動し移すことができざるを以て性質に因り動産
 でありまするけれども用方に因りて不動産となる場合が有ります即ち土地の
 常用に備へたる浴舟又は舟梁小舟等は不動産に附屬する物あるを以て用方に
 依る不動産とします

第八百三十五條 船舶構造ノ契約及ヒ賣買其他ノ權利行為ニ因リテ船舶ノ全部
 若クハ股分ヲ取得スル契約ハ特ニ作ルル契約證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ
 取結フコトヲ得ス
 相續結婚其他此類ノ事由ニ因ルル船舶所有權ノ移轉ハ公正ノ證書ヲ以テ之ヲ
 證スルコトヲ要ス

問 船舶構造の契約と如何なる契約を云ひますか
 答 船舶を構造すること或は其落成ノ期間又ノ請負料等の契約をいひます此
 契約及び賣買其他ノ權利即ち讓與貸借を爲すに因りて船舶の全部若くは幾
 部分を股分し取得する契約は別段に契約證書を作りて取結びたる契約でなけ
 れば其効なきものとします又取結ぶことのできませぬ
 相續人が讓受け結婚して夫知の間に於て所有權が移轉り其他此類の事由即ち
 贈與遺産の事由に因れる船舶所有權の移轉るに公正の證書即ち官吏又公証
 人の作りたる證書を以て之を証明せねば其効はなきものとします
 第八百三十六條 船舶ハ其所有者ヲサレサル者ニ在テハ所有者ノ明示ノ委任ニ依
 ルニ非サレハ有効ニ之ヲ賣却スルコトヲ得ス然レトモ船長ニ在テハ明示ノ委

與したるときも右の手續を経て其所有權の移轉り自分の取得となりす乃ち他の物權に之を賣買讓與を爲るときにも登記を經ずして其所有權の移轉るもの澤山ありまざるけれども船舶は必ず登記を經ねば所有權の取得は移轉ぬものでムります是れ船舶の所有權取得及び移轉之他の物と異なる所でムります

問 商船其他の海船と如何區別しまするの又之を動産としまする所以と如何でムります

答 商船とは總て貨物を積載せ貿易其他貨物を賣買する爲めに航海するものをいひ其他の海船とは賣買を目的と爲さざれば他人の貨物を運送し或て人を乗せて航海するものと商船とは申しませぬ又之を動産としまする所以は動産不動産と其性質を因り若くは所有者の用方に因り若くは法律の規定を因り其人力を以て能く遷移することのできると出來ぬとに従ひ動産となり不動産とあります船舶は人力を以て能く動し移すことができざるを以て性質に因り動産でありまするけれども用方に因りて不動産となる場合がありす即ち土地の常用を備へたる浴舟又は舟梁小舟等は不動産に附屬する物あるを以て用方に依る不動産とします

第八百三十五條 船舶構造ノ契約及ヒ賣買其他ノ權利行為ニ因リテ船舶ノ全部若シハ股分ヲ取得スル契約ハ特ニ作ルル契約證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ取結フコトヲ得ス

相續結婚其他此類ノ事由ニ因ルル船舶所有權ノ移轉ハ公正ノ證書ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

問 船舶構造の契約と如何なる契約を云ひますか

答 船舶を構造するに或は其落成ノ期間又ハ請負料等の契約をいひます此契約及び賣買其他ノ權利即ち讓與貸借を爲すに因りて船舶の全部若くは幾部分と股分し取得する契約は別段に契約證書を作りて取結びたる契約でなければ其効なきものとします又取結ぶことのできませぬ

相續人が讓受け結婚して夫知の間は於て所有權が移轉り其他此類の事由即ち贈與遺産の事由に因れる船舶所有權の移轉ると公正の証書即ち官更又ハ公証人の作りたる証書を以て之を証明せねば其効はなきものとします

第八百三十六條 船舶ハ其所有者ヲサレサル者ニ在テハ所有者ノ明示ノ委任ニ依ルニ非サレハ有効ニ之ヲ賣却スルコトヲ得ス然レトモ船長ニ在テハ明示ノ委

任ヲ受ケサルモ避ク可カラサル必要アリテ官ノ證認ヲ經ヘル場合ニ於テハ特ニ競賣ヲ以テ有効ニ之ヲ賣却スルコトヲ得

問 船舶を賣却するものは如何の手續に致しますか

答 船舶を賣却するものは其所有者でなければ所有者の証書を以て委任するでなければ有効な之を賣却ことはできません何と云へば船舶は他の物と異にして其所有權を得るに前數條に掲げてある手續を爲さねばならぬ故であります然るに船長に在てて明示の委任を受けませすとも避くるまじいので必要の場合即ち船長が沈没ひじか顛覆へりたる時の如き場合に之官の認許を経たるときは於ては別段に契約を以て有効に之を賣却することが出来ます

第八百三十七條 船舶ノ取得時効ノ期間ハ二十年トス但船長ハ時効ニ因リテ船舶ヲ取得スルコトヲ得ス

問 船舶の取得時効の期間は二十ヶ年とし船長の時効も因りて船舶を取得することが得るとは如何なる理由でムリですか

答 取得時効の期間は其物に依りて各異なるものでありまするが要するは其物を取得して用ゆる手續の簡便あると時効が長きと云ひ其權利者に於て害の

るもの之其時効を短くするあり例へて爲替証券の如きハ五ヶ年とし會社の社員が負擔する責任に在ては一ヶ年とするやうなものです殊に民法の如き通常三十ヶ年とします

船長と時効に因りて船舶を取得することを得ずとい船長は自己が船長たる船舶が時効に罹り所有權の移るときも雖も船長ハ之を取得することはできません何となれば船長は他人ハ雇はれ給料を得るの自分なればあり

第八百三十八條 船舶ノ所有權ハ別段ノ契約アルニ非サレハ航海ノ爲メニスル總テノ機裝物殊ニ桅檢、帆具、綱具、機關、碇錨、船用器具、端舟、貯蓄品及ヒ糧食ノ所有權ヲ包含ス但船長又ハ海員ノ一身ニ屬スル所有物ハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムすか

答 凡そ船舶ノ所有する權利ある者と別段の契約があるでなければ船舶に附屬たる航海の爲めにする總テの機裝物殊ニ桅檢帆具綱具機關碇錨船用器具即ち船中に用ゆる膳茶碗等端舟貯蓄品及び米表等の食物の所有權をも包含であります但船長又は海員の一身は附屬する所有物即ち衣服裝飾具等は格別でありませす

第八百三十九條 航製中ニ船舶ヲ讓渡シタルトキハ其航海ヨリ生スル利益及ヒ損失ハ別段ノ契約アルニ非サレハ取得者ニ移ル

問 本條は如何なる規定の條項でムりますか

答 航海中に船舶を讓渡したるときは其航海より生ずる利益及び損失とは例之く長崎より出帆したる船舶が東京に到る途中神戸にて讓渡したるときは其航海より生ずる利益及び損失は別段の契約がなければ讓渡人が取得するものとしす

第八百四十條 任意ニ爲ス船舶ノ賣却ハ船舶債權者ノ債權ニ對シテ船舶ノ負擔スル責任又ハ其賣買價額ノ負擔スル責任及ヒ讓渡人ノ一身上ノ義務ニ變更ヲ生スルコト無シ強制賣却又ハ必要賣却ノ場合ニ在テハ船舶ノ負擔スル責任ハ當然賣買價額ニ移ル

問 任意に爲す船舶の賣却とは如何なる賣却でありますか

答 任意の賣却とは賣却ねとならぬ場合はなきも之を所有するを好む時相當の代價に買ふ者あれば賣却せんと左もなく矢張所有して居ると云ふの意味があり即ちドナテにても隨意に爲すこと云ふの義なり此任意ニ爲す船舶

の賣却は其船舶に付て債權者あり債務の額が何程あるも又其賣買價額の負擔する責任即ち其船舶を何程も賣却も及び讓渡人の一身上の義務に付て如何様の義務があるも之れが爲めに變更することはありませぬ

問 強制賣却又は必要の賣却とは如何なることを申しますか

答 強制とは是非させると云ふ義即ち債務の負担又と課税の怠惰等に依り所有者の承諾の有無に關係せず之を賣却するをいひます必要賣却とは他より強て賣却せしむるに非ずして自分に金額の必要なる場合がありて必ず賣却ねをならぬ事情より賣却をのいひます此二ヶの場合は前の任意の賣却と異金圓の入用に其額あるを以て少にても高價に賣却ねをあらぬ場合なり即ち當然其時の賣買價額に移りて賣却する

第二節 船舶所有者ノ權利及ヒ義務

第八百四十一條 船舶ノ所有權カ二人以上ノ股分所有者ニ屬スルトキハ航海ニ關スル一切ノ業務ニ付キ其代理トシテ船舶管理人ヲ置クコトヲ要ス
問 船舶の所有權が二人以上の股分所有者に屬するるときは如何なる場合を云ひますか

答 股分とは株主といふ如きものにて各自出金して其船舶を共有する者といひます二人以上の股分者あるときは総て船舶に付ての事は各自議決權の過半数を以て決定するの規定にして亦航海に關する一切の業務に付ても其各自の代理として船舶管理人を置くまじしす

第八百四十二條 所有者ハ船長及ヒ海員ノ職務施行ニ關スル行爲ニ付テハ船舶及ヒ運送貨ヲ以テ責任ヲ負フ若シ船長カ同時ニ所有者ナルトキハ船長ハ無限ノ責任ヲ負フ然レトモ股分所有者ナルトキハ過失ノ爲メ自己ニ不分ノ責任ノ歸セサルトキニ限り其股分ノ割合ニ應シテ責任ヲ負ヒ尙ホ不足アルトキハ其不足額ニ對シテ無限ノ責任ヲ負フ

問 所有者の船長及び海員の職務施行に關する行爲に付ては船舶及び運送貨の責任を負ふとは如何なる事でありませうか

答 船長及び海員の職務を施行するに關する行爲即ち過失に依り旅客又は運送品等に損害を彼らしめたるるときは所有者は船舶及び運送貨を以て責任を負ひますることを申します是れ商業家若しくは職工の雇人が過失の行爲に付き其雇主が責任を負ふと同一でありませう若し船長が同時に所有者なるときは船長は

無限の責任を負ひまするは船長は自己の職分上の過失と所有者の責任とを兼ねます故であります

問 船長の股分所有者あるときは過失の爲め自己に不分の責任の取せざるべきに限り其股分の割合に應じて責任を負ふとは如何

答 船長と所有者ないし雖も股分所有者であるときは前の如く一切責任を負担するに及むず過失の爲め自己の分丈と限る譯ならぬとせば格別其責任が自己の分丈と限ることのできるときは其股分の割合に應じて責任を負ひます尙ほ過失が大にして責任の負擔に不足あるときは其不足額に對して無限の責任を負ふことと定めてあります

第八百四十三條 所有者ハ船長ヲ任シ又隨意ニ之ヲ免スルコトヲ得又書面ノ契約アルニ非サレハ船長ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任セス

問 本條の如何なる場合を規定したるものでありませうか

答 本條は所有者が船長を任免する權あるまじを規定したるものでありませう所有者は船長を任じ又隨意に何時もて之を免するまじができません而して船長に過失あるときは雖も船長を任するときは書面の契約あるでなければ船長

對して損害賠償の責に任じませぬことを規定してあります

第八百四十四條 船長カ同時ニ股分所有者ナル場合ニ在テ其意ニ反シ罷免セラレタルトキハ自己ニ屬スル股分ノ價額ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得但其價額ハ鑑定人ノ鑑定ニ從フ

問 本條の場合如何ある事でもりますか

答 船長が免せられたると死に股分所有者なる場合に在て其所有者の意に反して免せられたるときは自分の所有する或の股分の價額の支拂を所有者より求めることができず但し其求むる所の價額は所有者と船長に於て定むるものでなく鑑定人の鑑定したる價額の支拂を求めするものと規定であります

第八百四十五條 二人以上ノ股分所有者ノ間ニ在テハ船舶ニ關スル總テノ事件ハ議決權ノ過半数ヲ以テ決定ス其過半数ハ各所有者ノ股分額ニ從ヒテ之ヲ算ス

過半数ノ決議ヲ得ルニ至ラサルトキハ議決權ノ半数ノ決議ヲ以テ船舶ノ競賣ヲ求ムルコトヲ得

或ル股分所有者カ必要ナル新支出ニ同意セサルトキハ其所有者ニ自己ノ股分

其超過額の支拂を受くるよとがでます

第八百四十六條 各船舶所有者ハ總テノ費用及ヒ損失ヲ扣除シタル後ニ非サレハ航海ニ因リテ生スル利益ヲ請求スル權利ナシ

問 本條は船舶所有者が航海に因りて生ずる利益請求權を規定したるものでありますか

答 然り各船舶所有者は航海に因りて生ずる利益を請求する權利と總ての航海に付ての費用及び損失を扣除したる後でなければ其權利はありませぬ所謂純益なるものと配當するものであります

第八百四十七條 股分所有者ハ他ノ股分所有者又ハ船舶管理人ノ承諾ヲ受ケスシテ何時ニテモ自己ノ股分ヲ自由ニ讓渡スルコトヲ得

問 股分所有者は自己の股分ハ自由ニ讓渡すよとがでますか

答 股分所有者は自己の股分に付ては自由權がありますを以て誰の承諾を受けずとも何時も自由ニ讓渡することがでます

第八百四十八條 船舶股分ノ所有權ニ因リテ船舶カ其國籍ヲ失フ可キトキハ他ノ股分所有者ハ右ノ股分ヲ自己ノ計算ニ引受ケ又ハ其股分ヲ所有スル

よ對して損害賠償の責に任じさせぬことを規定してあります

第八百四十四條 船長カ同時ニ股分所有者ナル場合ニ在テ其意ニ反シ罷免セラレタルトキハ自己ニ屬スル股分ノ價額ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得但其價額ハ鑑定人ノ鑑定ニ從フ

問 本條の場合如何ある事でムりますか

答 船長が免せられたるに於て股分所有者なる場合に在て其所有者の意に反して免せられたるときは自分の所有するの股分の價額の支拂を所有者より求めることができずする但し其求むる所の價額は所有者と船長に於て定むるものでなく鑑定人の鑑定したる價額の支拂を求めますとの規定であります

第八百四十五條 二人以上ノ股分所有者ノ間ニ在テハ船舶ニ關スル總テノ事件ハ議決權ノ過半数ヲ以テ決定ス其過半数ハ各所有者ノ股分額ニ從ヒテ之ヲ算ス

過半数ノ決議ヲ得ルニ至ラサルトキハ議決權ノ半数ノ決議ヲ以テ船舶ノ競賣ヲ求ムルコトヲ得

或ル股分所有者カ必要ナル新支出ニ同意セサルトキハ其所有者ニ自己ノ股分

其超過額の支拂を受くるよすがが得ます

第八百四十六條 各船舶所有者ハ總テノ費用及ヒ損失ヲ扣除シタル後ニ非ヤレハ航海ニ因リテ生スル利益ヲ請求スル權利ナシ

問 本條は船舶所有者が航海に因りて生ずる利益請求權を規定したるものでムりますか

答 然り各船舶所有者は航海に因りて生ずる利益を請求する權利と總ての航海に付ての費用及び損失を扣除したる後であれば其權利はありませぬ所謂純益なるものと配當するものであります

第八百四十七條 股分所有者ハ他ノ股分所有者又ハ船舶管理人ノ承諾ヲ受ケスシテ何時ニテモ自己ノ股分ヲ自由ニ讓渡スコトヲ得

問 股分所有者は自己の股分ハ自由ニ讓渡することが得ますか

答 股分所有者は自己の股分に付ては自由權がありますを以て誰の承諾を受けざるも何時も自由ニ讓渡することが得ます

第八百四十八條 船舶股分ノ所有權ニ移轉ニ因リテ船舶カ其國籍ヲ失フ可キトキハ他ノ股分所有者ハ右ノ股分ヲ自己ノ計算ニ引受ケ又ハ其股分ヲ所有スル

その他ノ股分所有者ニ委付シテ賦課金ノ義務ヲ免カラルコトヲ得但股分額カ賦課金ヲ超ユルトキハ其超過額ノ支拂ヲ受クルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 二人以上股分者あるときと船舶を關する總ての事件即ち航海の時の管理者を置くこと船舶を賣買する事船長及び海員を雇入る事及び其責任の事件等は議決権ある者の過半数を以て決定其過半数は各所有者の股分額に應じて之を算定します例へて會社株主の一株を以て一議決權と定むるが如き股分所有者に於ても其出金額に從ひて議決權を定むるものとします

第二項は右議決權の過半数を以て決するものとすれども若し過半数の決議を得るやうにならぬときと議決權の半数の決議を船舶の競賣を求むることができまするの規定期でありはす

問 新支出に同意せざるに於て云々とは如何なる事の規定でムリますか

答 必要なる場合ありて臨時に新支出をなさんとする或股分者あるも之に同意しませぬときと其所有者と自分の股分を他の股分所有者に委付して賦課金即ち船税を免るゝことができまする左れども股分額が賦課金より多きときは

資格アル者ニ競賣セシメトテ求ムル權利アリ但自己ノ計算ニ引受クル場合ニ在テ己ムヲ得サルトキハ裁判上ノ手續ヲ以テ其股分ノ價額ヲ定ム

會社社員ノ變更ニ因リ船舶ノ其國籍ヲ失フ可キトキハ會社ハ其社員ノ持分ヲ之ヲ所有スル資格アル者ニ競賣セシメトテ求ムル權利アリ

問 船舶の股分所有權の移轉に因りて船舶が其國籍を失ふ可きときは如何

答 船舶股分者ノ自己ノ股分を他ニ讓渡シ所有權の他人に移りたるに因りて其船舶が日本の國籍を失ひまするとき即ち外國人に之を讓渡すときは其所有權の移轉に因り國籍を失ふものとなります此場合に他の股分者は國籍を失ふを遺憾に思ふとき右の股分を外國人に讓渡すを止めさせ自己が買受け又は其股分を所有する資格ある者ニ競賣せんことを求めまする權利があります但自己の計算に引受くる場合ニ在テ己むを得るとき即ち其股分額を定むるに付き定め難き場合は裁判所に申出で其股分額を定むるものとします

第二項の場合を會社社員ノ持分なるときと外國人カ社員とあり其股分の一を所有する場合には前項と同様であります

第三章 船舶債權者

第八百四十九條 船舶ハ第三者ノ占有ニ在ルトキト雖モ其附屬物及ヒ未收ノ運送貨ト共ニ左ニ掲グル債權ノ爲メ以下ノ順序ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第一 船舶ノ強 制賣却及ヒ其賣却金ノ分配ニ係ル裁判上其他ノ費用、強 制賣却ノ開始以來船舶及ヒ附屬物ノ監守並ニ保全ノ費用

第二 船舶航海ノ諸稅即チ港稅、噸稅、燈臺稅其他ノ稅

第三 入港以來船舶及ヒ附屬物ノ保全ノ費用、水先案内料及ヒ挽船料

第四 最後ノ航海中ノ共同海損及ヒ救援、救撈其他救助ニ付テノ費用

第五 最後ノ雇入契約期間中其契約ヨリ生スル船長及ヒ海員ノ債權

第六 最後ノ航海中船舶ノ需用ノ爲メ船長ノ爲シタル借入ニ付テノ債權及ヒ同一ノ目的ノ爲メ船長ノ賣却シタル積荷船長ニ渡シタル物若シハ給シタル勞役ニ付テノ求債權

第七 未タ航海ヲ爲ササル船舶ノ賣却、構造又ハ機裝ヨリ生スル債權並ニ勞役賃及ヒ最後ノ航海ノ爲メニスル修繕、機裝又ハ糧食 準備ヨリ生スル債權但出港セサル前ニ限ル

第八 船舶ノ構造又ハ機裝ノ爲メニ消費貨ヨリ生スル債權及ヒ船舶カ未タ

引渡サレサル間ハ自己ノ計算ニテ構造セシムル者ノ爲シタル代價割拂ニ付テノ債權

第九 最後ノ航海又ハ最後ノ保險料支拂期間ニ係ル船舶及ヒ附屬物ノ保險料ニ付テノ債權

第十 船長又ハ海員ノ過失ニ因リテ積荷若シハ旅客ノ旅荷物ヲ引渡サス又ハ之ニ損害ヲ加ヘタルヨリ生スル債權

第十一 船舶ノ衝突其他船長又ハ海員ノ過失ノ場合ニ於ケル損害賠償ニ付テノ債權

第十二 船舶登記簿ニ登記シタル債權但其登記ノ日附ノ順序ニ從フ

第十三 右ノ外船舶ノ所有者又ハ賣却者ニ對スル總テノ債權

同一號内ニ於ケル二人以上ノ債權者ハ同一ノ割合ヲ以テ辨償ヲ受ク但第十二號ノ場合ハ此限ニ在ラス

問 船舶は第三者たるものゝ占有に在るものと如何なる場合を云ひますか
答 第三者の占有にあるものと實入抵當の場合を云ひます此占有せられたる場合にも當事者即ち其持主本人たるものと矢張船舶の附屬物及び未だ取得

の所の運送貨と同じく左に掲げてある十三項の債権の爲めに毎項の順序に従ひて其責任を負ふものとします

第一 船舶の強制賣却及び其強制賣却に付充得たる所の金額を債権者より分配弁償しする裁判上及び其他に生ずる費用金強制賣却の開始しより以來船舶及び附屬品に付ての監守並に保全等の爲め必要する費用

第二 船舶航海するに付き入要なる所の諸税即ち港税港に碇泊する税噸税（百立方尺を以て一噸となす即ち一噸に付き課する所の税燈臺税燈臺は航海の爲めに設けたる者なれば航海者は之れに税を出たさねをかりませぬ

第三 入港以來船舶及び附屬物の保全の費用水先案内料及び挽船料

第四 最後の航海中即ち沈没し衝突したる前の航海中の共同海損及び救援を受けるか又は沈没したるものを救撈其他乗組人員を救助けたるに付ての費用

第五 最後の雇人即ち前の場合に當り雇入れたる者の契約期間中其契約より生ずる船長及び海員の債権

第六 最後の航海中船舶の需用の爲め船長の爲したる借入に付ての債権及び

同一の目的の爲め船長の賣却たる積荷船長に渡したる物若くは給したる勞役に付ての求償權例へと難船の際勞役たる者に供給したる勞役賃の償を求めざる權

第七 未だ航海をしませぬ船舶の賣却構造又は機装より生ずる債権並に勞役賃及び最後の航海の爲めにする修繕機装又は糧食即ち米麥等の食物の準備より生じする債権但し出帆せぬ前より限る

第八 船舶の構造り又は機装の爲めの消費貸即ち金錢米穀酒等の如き同種同量の貸借より生ずる債権及び船舶が未だ引渡されぬ間と自己の計算にて構造せしむる者の爲したる代價割拂に付ての債権即ち造船所に於て船の構造を請負人が日々又は構造の間大工其他の費用を拂ひたるに付ての債権

第九 最後の航海又は最後の保険料支拂期間に係る船舶及び附屬物の保険料に付ての債権

第十 船長又は海員の過失に因りて積荷若くは旅客の旅荷物を引渡さず又は之に損害を加へたるより生ずる債権

第十一 船舶が衝突又は海員の過失の場合に於ける損害賠償に付ての債権

第十二 船舶登記簿に登記したる債権但其日附の順序に従ひます假令一萬圓の價額ある船にて甲に三千圓を借り後又乙に更に金二千圓を借りたり而して登記簿に之前後の登記あるを以て其日附の順序に従ひ甲を先にして乙を後とするをいひます

第十三 右十二項に列擧けたる債権の外船舶の所有者又は賣却者に對する總ての債権

第八百五十條 運送貨ノ負擔スル責任ハ最後ノ航海ノ運送貨ヲ以テ限トシ一航海ノ爲メ又ハ一航海中ニ生シタル債権ニ對シテハ其航海ノ運送貨ヲ以テ限トス

問 運送貨の負擔する責任とは如何なる事を申しますの

答 航海中に運送に付テ損害を加へたる時運送貨を以て償ふの約束を爲すをいひます此運送貨の負擔する責任は最後の航海の運送貨を以て限りとして一度の航海の爲め又は一航海中に出來たる債権に對しては其航海の運送貨を以て限りとし運送貨の外に超過る責任が生ぜるとも之を負擔するに及ぶものとします

第八百五十一條 登記セサル債権ニ付キ船舶又ハ運送貨ノ負擔スル責任ハ任意ノ讓渡ノ場合ニ在テハ船舶カ讓渡人ノ債権者ノ異議ヲ受クルコト無ク取得者ノ名義及ヒ計算ニテ船籍港ヨリ新ニ航海ヲ爲シ且其發航以來少ナクトモ六十日ヲ經過シタル後消滅ス

問 登記せざる債権に付キ船舶又は運送貨の負擔する責任とは如何

答 船舶に付キ金銭を貸すには必ず登記を受けねとありませぬ然るに登記しはせぬ債権に付て船舶又は運送貨の責任を其船舶を任意の讓渡の場合に在ては(任意の事は第八百四十條に詳かあり)船舶が讓渡人の債権者の爲め後退是と苦情を受けず其讓受人の名目と計算にて船籍港即ち管海官廳の支配する港より初めて航海を爲し且無港を出帆してから少くとも六十日を經過たる後消滅するものとします

第八百五十二條 船舶ニ對スル債權ノ登記ハ第八百五十七條ノ場合ヲ除ク外ハ登記ヲ受ケタル船舶ニシテ特ニ作レレ抵當證書ニ依リ非サレハ之ヲ許サス右ノ登記ハ其日附ヨリ起算シテ三ヶ年間其効チ有ス若シ此期間満了前ニ之ヲ更新セサルトキハ其効チ失フ

第十二 船舶登記簿に登記したる債権但其日附の順序に従ひます假令一萬圓の價額ある船にて甲に三千圓を借り後又乙に更に金二千圓を借りたり而して登記簿に之前後の登記あるを以て其日附の順序に従ひ甲を先にして乙を後とするをいひます

第十三 右十二項に列擧けたる債権の外船舶の所有者又は賣却者に對する總ての債権

第八百五十條 運送貨ノ負擔スル責任ハ最後ノ航海ノ運送貨ヲ以テ限トシ一航海ノ爲メ又ハ一航海中ニ生シタル債権ニ對シテハ其航海ノ運送貨ヲ以テ限トス

問 運送貨の負擔する責任とは如何なる事を申しますの

答 航海中に運送に付て損害を加へたる時運送貨を以て償ふの約束を爲すをいひます此運送貨の負擔する責任は最後の航海の運送貨を以て限りとして一度の航海の爲め又は一航海中に出來たる債権に對しては其航海の運送貨を以て限りとし運送貨の外に超過る責任が生じるとも之を負擔するに及ぶものとします

第八百五十一條 登記セサル債権ニ付キ船舶又ハ運送貨ノ負擔スル責任ハ任意ノ讓渡ノ場合ニ在テハ船舶ノ讓渡人ノ債権者ノ異議ヲ受クルコト無ク取得者ノ名義及ヒ計算ニテ船籍港ヨリ新ニ航海ヲ爲シ且其發航以來少ナクトモ六十日ヲ經過シタル後消滅ス

問 登記せざる債権に付き船舶又は運送貨の負擔する責任とは如何

答 船舶に付き金錢を貸すには必ず登記を受けねとありませぬ然るに登記しはせぬ債権に付て船舶又は運送貨の責任を其船舶を任意の讓渡の場合に在ては(任意の事は第八百四十條に詳かあり)船舶が讓渡人の債権者の爲めは是と苦情を受けず其讓受人の名目と計算にて船籍港即ち管海官廳の支配する港より初めて航海を爲し且其港を出帆してから少くとも六十日を經過たる後消滅するものとします

第八百五十二條 船舶ニ對スル債權ノ登記ハ第八百五十七條ノ場合ヲ除ク外ハ登記ヲ受ケタル船舶ニシテ特ニ作レル抵當證書ニ依リ非サレハ之ヲ許サズ右ノ登記ハ其日附ヨリ起算シテ三ヶ年間其効チ有ス若シ此期間満了前ニ之ヲ更新セサルトキハ其効チ失フ

問 本條は如何なる意義理由でムいませるか

答 船舶に對する債權の登記と第八百五十七條の場合の外は登記を受けたる船舶にして別段に契約する抵當證書に依るであつたを之を許しませぬとを規定したるものでムります

右登記を受けたる船舶にして特に作りまする抵當證書に依る登記は其日附より起算して三ヶ年間其効を有します若し此期間の満了る前に之を更新しませぬときは其効を失ひます更新とは期間を更め又新規に期間を約束するを申しませす

第八百五十三條 登記ハ船舶登記簿ニ之ヲ爲ス又其登記ニハ左ノ諸件ヲ包含スルコトヲ要ス

第一 債權者及ヒ債務者ノ氏名、住所

第二 債權ノ額及ヒ其合法ノ原因

第三 抵當證書ノ年月日

第四 登記ノ時日

問 船舶の登記と如何なる手續に致しませるか

答 船舶の登記を爲すは別段異りたる登記ではありませぬ矢張登記簿に之を爲し又其登記には左の諸件を包含せしむるものとす

第一 債權者及び債務者の氏名住所

第二 債權の額即ち金何百圓及び合法の原因即ち何々の爲めに要するものなることを明細に記載せしむ

第三 抵當證書に記載したる年月日

第四 登記したる時日は債權者の先取權を争ふ場合に必要なり即ち二重抵當の時には年月日の先なるを以て先取特權を與へませす故あり

第八百五十四條 登記ヲ爲シタルトキハ登記證書ヲ交付ス若シ其以前ニ登記シタル債權アルトキハ其債權ヲモ併記ス可シ此證書ハ裏書ヲ以テ之ヲ讓渡スルトナ得其裏書讓渡ハ船舶登記簿ニ登記ヲ受クルニ非ヤレハ第三者ニ對シテ其効ヲ有セズ

問 登記を爲したるときと如何なる手續に致しませるか

答 登記を爲したるときは登記證書を交付します若し其船舶を登記する前に

其効ヲ有セズ

問 登記を爲したるときと如何なる手續に致しませるか

答 登記を爲したるときは登記證書を交付します若し其船舶を登記する前に

其船舶に付き登記したる債権があるときは其債権をも更に併せて記載すべし
此登記したる債権証書は裏書を以て譲渡することができません其裏書譲渡し船舶
登記簿に登記を受けさせねと他人に對して其効を有しませぬ

第八百五十五條 登記シタル債権ハ債権者ノ書面上ノ承諾又ハ裁判所ノ判決ニ
依リテ消滅ス此場合ニ於テハ登記證書ヲ裁判所ニ還納シ裁判所ハ其證書ニ債
権消滅ノ旨ヲ記ス可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 登記したる債権ハ債権者が債務者に對して義務の弁済方に付き書面を以
て承諾するの又ハ此債務に付て紛議が起り出訴して裁判所於て義務の弁済
を爲すべきとのあらずと判決を與へたるに依りて消滅するものとしませぬ此
消滅したる場合に於ては登記證書を裁判所に還納し裁判所は其證書ハ債権消
滅の旨を記するものとします

第八百五十六條 船舶債権者ハ其債権ノ證據完全ナルトキニ限リ裁判所ノ命令
ニ依リテ船舶ノ競賣ヲ爲スコトヲ得但法律上ノ優先權ハ此カ爲メニ妨ケラル
コト無シ

船舶ノ股分ニ付テノミ債権ヲ登記シ又ハ股分所有者ニ對シテノミ之ヲ主張ス
ルトキハ其債権ニ關スル股分ノミノ競賣ヲ爲スコトヲ得但其股分ノ額カ船舶
全部ノ額ノ半ヲ超ユルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 船舶債権者其債権の證據が完全にして毫も缺けたる處のなきときは限
り債務者が義務の弁済を怠りて爲させぬと又は裁判所に陳述して命令に依り
て船舶の競賣を爲すことができず但し優先權と此が爲めに妨げらるること
はありませぬ

船舶の股分を付てのみ債権を登記し又は股分所有者に對してのみ債権者が債
権あることを主張しませぬときは債権の證據の十分なるものとして其債権者
の股分を競賣を爲すことができませぬ但し其股分の額が船舶全部の額の半を
超ゆるときは前の規定に依るまとはできませぬ何となれば過半を占むる股分
あたるとき其船舶全部の上に關係が生じまする故でムリます

第八百五十七條 船舶債権者ノ權利ハ構造中ノ船舶ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ
得

構造中ノ船舶ノ登記ハ其登記ヲ受クルニ至ルマテハ將來船籍ヲ定ム可キ地ノ裁判所ニ相當ノ明告ヲ爲スヲ以テ之ニ代フ

問 船舶債権者の権利と構造中の船舶に對しても之を行つことのできるか

答 船舶債権者は其船舶に付き債権あるとき仮令ハ構造中と雖も之れに對して債権上の一切の権利を行ふことができるは他の場合と異なることなれば構造中と雖も其船舶に對しての債権なれとなり

問 構造中の船舶の登記は如何して之を致しますか

答 御尋の義は船舶と完全く構造が落成ねば正當に登記を受けることはできません故其登記を受くるやうになるまでは將來船籍を定めする地の裁判所に相當の手續を爲し書面を以て其裁判所の管轄船籍となるべき旨を申告して其登記に代へることとします

第八百五十八條 船舶カ沈没シ又ハ航海ノ用ニ耐ヘサルニ至ルトキハ船舶債権者ノ權利ハ救助セラレタル部分若シハ尙ホ存在スル部分又ハ其賣得金及ヒ被保險額ニ移ル

船舶債権者ノ債権ハ其債権者ヨリ獨立シテ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得

問 本條と如何なる場合を規定したるものでありますか

答 船舶が沈没か又は航海することのできぬやうになりたるときは船舶債権者の権利ハ救助れたる部分若くと尙存在する部分又は其救助せられ存在する部分賣却して得たる金と保險に附したる被保險額に移ります

船舶債権者の債権と其債権者より其船舶を離れて別ある之を保險に付することのできる事とを規定したるものであります

第八百五十九條 船舶ハ發航ノ準備ヲ終リタル時ヨリシテ債務ノ爲メニ差押ヘラルルコト無シ又其乗組員ハ引留メラルルコト無シ但其爲サントスル航海ノ爲メニ負擔ヒタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス

問 本條と如何なる理由を規定したるものでありますか

答 船舶の債権者は債務の爲めに船舶を差押ゆると港に在りて出帆の用意をせぬ間差押へねばありませぬ又其乗組員も未だ乗組ませぬ前に引留めらるものとしませぬとれば船舶は債権者の占有に属するものなれども既に出帆を爲すの準備を終りたるるときと荷を積込て荷主との契約も結びたる上なれと一

債權者の爲に關係のなき他人が迷惑を掛けるのみならず債務者に於て之荷
主等と契約上の損害を被ふるまであればなり又乗組員も亦同様で僅に一二人
の乗組員の爲め出帆することができぬやうになり他人の損害を被ふること
あれば之此乗組員は餘計の人あらず必要の定員にして二人缺けても差支わ
れとなり

第四章 船長及び海員

第一節 船長

第八百六十條 船長其他ノ船舶指揮者ハ其職務ノ執行ニ當リ些少ナル過失ニ付
テモ責任ヲ負ヒ殊ニ積荷ニ付キ及ヒ旅客ノ安全並ニ其旅荷物ニ付キ責任ヲ負
フ

問 船長及び海員は如何なる権利義務のあるものでムりますか

答 船長其他の船舶指揮者即ち副船長管理人水夫長は其職務を執行ムに當リ
些少なる過失即ち其指揮方杯ニ付テ聊の失錯あるも責任を負ひ取引積荷の注
意と旅人の安全並に其旅荷物を付きて之注意を加へねばならぬ義務がありま
す若此注意を怠りたるときは責任を負ひますは當然であります

第八百六十一條 船長ハ或人ノ指圖ヲ受ケテ爲シタル行爲ニ付テハ其人カ其情
況ヲ知リタルトキニ限り其人ニ對シテ責任ヲ免カル

船長カ其特別ナル職務上ノ義務ニ背反スルトキハ不可抗力又ハ意外ノ情況ニ
因リテ惹起シタルニ非サル災害ニ付キ責任ヲ負フ

問 船長が或人の指圖を受けて爲したる行爲とは如何なる場合を申しますか

答 船長が船舶所有者又は其代理人の指圖を受けて爲したる行爲を付ては過
失ありたる時と雖も其人即ち指圖したる人に於て其情況を知りたるるときは限
り即ち其人に於て自分が指圖したるに因りて斯様事事が出来したるものと云
ふことを知りたるときは船長と其指圖したる人お對して責任を免れます

問 船長が其特別なる職務上の義務と如何なる義務を云ひますか

答 御尋の義務と前條の積荷及び旅客の安全に注意する等は特別の義務を致
します若し船長と此等のとほ注意せぬときは船舶に於て人の信用を得るまど
はでたせぬ而して此等の義務も天災の如く人力を以て拒ぐことのできぬ場
合又は蒸氣鍋が破裂したる時などの情況に因りて惹起したるときは其責任を
免かれまするべきとを其他の場合と責任を負ふものとしす

第八百六十二條 船長ハ航海ノ際船舶ノ航海ニ耐フルコト船舶ノ機装、海員ノ具備、糧食ノ準備並ニ積荷ノ配置ノ適當ナルコト必要ノ底荷ヲ具備スルコト過分ノ積荷ヲ爲ササルコト及ヒ過分ノ旅客ヲ載セサルコトニ付キ注意ヲ爲ス可シ

問 船長の注意と如何なる事項でムりますか

答 船長の航海の際に注意しなくては多々ありまされるけれども先づ主として注意せねばならぬことと船舶が航海中持耐ること船舶の機装海員の具備であるか糧食即ち食物の供へるものが準備してあるか積荷の配置が適當なること底荷が充分せねば船は顛覆の恐れあるものなれば其恐れのみならず必要の底荷が具備であるか又船舶は噸數に應じて積荷をせねばならぬものなれば過分の積荷を爲さぬやう及び過分の旅客を載せぬやうに注意を爲すべきこととします

第八百六十三條 船長ハ海員ヲ選擇シテ雇入レ乗組員ヲ編成シ船舶ヲ修繕シ機装シ及ヒ運送契約ヲ取結フ權利ヲ有ス然レトモ此等ノ事項ニ關シテハ船舶所有者又ハ其代人ノ指圖ニ從フコトヲ要ス

問 船長の權利は如何なるものでムりますか

答 船長の權利は本條に記載するばかりでありませぬけれども先づ海員を選擇して雇入る乗組員を編成し即ち何々に幾名何役に幾名とあると船が破損したる場合に修繕機装し及び運送の契約を取結ぶ等の權利がおります然れども此等の事項に關しては船舶所有者又は其代人の指圖に従ふこととします

第八百六十四條 船長ハ航海ノ際船舶證書、船舶登記證書、航海日誌、海員名簿、税關ノ納税受取證書、運送契約並ニ積荷ニ關スル書類及ヒ旅客名簿ヲ船中ニ備フ可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 船長の爲すべき職分上の事項を規定したるものでムります即ち船長は航海の際には船舶證書船舶登記證書航海日誌即ち航海中日々見聞若くは事實の在りたるよを明細に誌し又は海員名簿税關に納税したる受取証書運送契約並に積荷に關する書類及び旅客の名前等を記したる帳簿を船中に備へ置かねばなりません

第八百六十五條 航海日誌ハ船長ノ監督ヲ受ケテ一等役員之ヲ掌リ船舶海員旅客及ヒ積荷ニ關スル總テノ情況並ニ事故殊ニ左ノ諸件ヲ日日之ニ記載ス

- 第一 船舶ノ發航地、立寄地、通航地ノ名
 - 第二 風候、天氣及ヒ潮流
 - 第三 進航シタル線路及ヒ經過シタル距離
 - 第四 測知シタル經度及ヒ緯度
- 其他時宜ニ因リテ左ノ諸件ヲモ記載ス
- 第一 海水ノ深度、溫度及ヒ漏水ノ度
 - 第二 水先人又ハ挽船ノ雇入
 - 第三 船舶會議ノ決議
 - 第四 海員ノ變更
 - 第五 總テノ災害、特別ノ事故竝ニ船舶内ノ犯罪及ヒ懲戒處分
- 航海日誌に記載する事項を詳細に承り度し
- 問 航海日誌は船長の自ら誌すにはありませぬ常ニ船長が監督して一等役員が之を掌り船舶海員旅客及び積荷ノ關係する總テの情況並に船中に起たる事故其他左の諸件を日々に記載します
- 答 航海日誌は船長の自ら誌すにはありませぬ常ニ船長が監督して一等役員が之を掌り船舶海員旅客及び積荷ノ關係する總テの情況並に船中に起たる事故其他左の諸件を日々に記載します
- 第一 船舶の發航地即ち船籍港の名立寄港航海して通過たる地名

- 第二 風兆候あるまじき天氣及ヒ潮流
 - 第三 進航しつゝありし線路と及び最早經過し來りたる處の里數
 - 第四 測知りたる經度及ヒ緯度即ち東西南北の度數
- 右第四項は是非とを記載せねばなりませぬが時宜に依り左の諸件を記載するものとします
- 第一 海水の深度溫度及ヒ漏水即ち船板より漏れ入る水の度
 - 第二 水先測量人又ハ挽船の雇入
 - 第三 船舶の事に付キ會議を開キ其開會せしとき其決議
 - 第四 海員に付キ變更ありたるとき其變更のありたること
 - 第五 總テの災害即ち天變火災盜難敵の侵す等の事特別の事故即ち衝突顛覆沈没並に船舶内の犯罪即ち竊盜殺傷及び風俗を紊す等の事懲戒處分即ち船長以下の者が船中の規則に背キ船長の命令に違反し自儘の處爲ありて爲めに旅客其他に損害を被ふらしめたるとき懲戒の處分を爲したる事
- 第八百六十六條 船長ハ航海ノ始ヨリ終ニ至ルマテ自ラ船中ニ在リ且其委任ヲ受ケタル航海ヲ遲延ナク又迂路ヲ取ラスシテ爲スコトヲ要ス

問 本條に迂路とあるは凡幾里との制限あるものでムリますか

答 迂路とは幾里との豫定のありませぬけれども餘程のまはり路をあしたる場合をいふ例之へと神戸より馬關を行を土佐沖をまはらしむることと云ふものでありませう

第八百六十七條 船長ハ到達地ニ到着ノ後二十四時内ニ其地ノ管海官廳ニ出頭シテ檢閲證ヲ受クル爲メ航海日誌ヲ差出シ同時ニ報告ヲ爲スコトヲ要ス其報告ニハ船名、噸數、積荷、發航ノ地及ヒ時、經過シタル線路、風候天氣及ヒ潮流若シ死亡其他ノ災害若シハ船舶ノ現狀ニ變更アルトキハ其事由及ヒ航海中ニ生シタル著シキ事故ヲ包含ス

此報告ヲ爲ス前ニハ荷卸ヲ爲スコトヲ得ス但急迫ナル場合ハ此限ニ在ラス沿岸航海ニ付テハ本條ノ規定ヲ適用セス

問 船長は到達地に到達したるときは如何の手續を致しますか

答 船長は到達地に到達の後二十四時内に其地の管海官廳に出頭して檢閲證を受くる爲め航海日誌を差出し同時に航海中の事項を報告を爲すものとします其報告の要件は本條に記載したる事項即ち船名噸數、積荷、發航の地及び何時

時何分に發航經過來る線路風候天氣及び潮流若シ死亡者ありたるときは其死亡者の姓名住居其他の災害即ち火災盜難若しくは船舶の現在の狀況に變更があるときは其事由及び航海中に生きたる著しき事故即ち尤も人の耳に存する事をも包含し其中に記載すべきものとします

此報告をあしたる後に荷卸を始むべし此より前には爲すこととせませぬ但急迫場合は此限に在りませぬ又沿岸航海とて陸地を距る、近き航海を爲したるときに本條の規定を適用せぬものとす

第八百六十八條 航海中ニ避難港ニ入ルコトノ必要ト爲リテ入港シタルトキハ船長ハ遅延ナシ其港ノ管海官廳ニ出頭シ入港ノ事由及ヒ情況ニ付テノ報告ヲ爲シテ筆記ヲ受クルコトヲ要ス其筆記ハ公文ト爲シテ船舶所有者ニ又求ニ因リテ其他ノ利害關係者ニ其者ノ費用ニテ之ヲ交付ス

問 避難港に入るなどの必要とは如何なる場合を申しますか

答 暴風雨候に來りて航海の出來難き場合其難を避くべき爲め入る港を避難港といひますと此港は常々船舶の碇泊する所にあらざして口難を避る爲め一時入港するばかりあり此港に入るべきの必要起りて入港したるときは船長は

直ちに其港を管轄する官廳に出頭し入港せたる事由即ち颶風暴風雨の激しきにて進航し難き事由及び其情況に付ての報告を爲して其申告を筆記を受けて貰ふものとしませ其筆記は公文と爲して船舶所有者より之を付與へ又求めに因りて其他の利害關係者に其者の費用にて之を交付しませ

第八百六十九條 船長ハ航海中ニ危険ノ生シタルトキハ役員其他重立タル海員ト評議ヲ爲シタル場合ノ外ハ如何ナル事情アルモ船舶ヲ放棄スルコトヲ得ス其船舶ヲ放棄スル場合ニ於テハ船長ハ最後ニ去ル可ク且成ル可ク人命、書類貨物及ヒ船舶ヲ救助スル責任ヲ負フ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は非常危険の場合に於ての船長の責任を定めたるものでムリます則ち船長と航海中ハ危険の生じたるるとき衝突とか沈没する場合とか暴風雨の爲めに殆んど顛覆らんとするの情況の生じたるるときと役員其他重立たる海員と評議を爲したる場合の外は如何なる事情のありますも先づ其乗込人の救助等に力を竭し而して後已むを得ませぬ場合であければ船舶を放棄して自分の身体を守る杯の事とせぬことを規定したるものでムリます

第八百七十條 破船其他船舶ニ乗ル場合ニ在テハ船長ハ遅延ナク最近ノ管海官廳ニ出頭シテ其事由及ヒ情況ヲ報告ス可シ其官廳ハ報告ヲ認定シ若クハ補充スル爲メ海員及ヒ旅客ヲ訊問シ其他必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 前條の情況に依りて破船其他船舶と放棄るの場合に在て船長と遅延なく最前之の近き管海官廳に出頭して其事由と情況と報告をせねをありませぬ其官廳之報告を認定め若く之を補充する爲め即ち物の不足を補充ふ爲め海員及び旅人を訊問し其他必要なる調査即ち破船の情況船長其他乗組員の労働救助の實況等を詳細に取調べを爲すことが出来ることを規定したるものなり

第八百七十一條 船長ハ航海中必要ナル場合ニ在テハ役員ト評議ヲ爲シタル後船舶ニ存在スル總テノ食料ノ何人ニ属スルヲ問ハス乗込人ノ需用ノ爲メニ之ヲ處分スルコトヲ得但其價額ヲ賠償スルコトヲ要ス

問 航海中必要なる場合とは如何なる場合を云ひますか

答 航海中必要なる場合とは例之へば目的の港に入りて糧食を積込せんとし難風等の爲め杯あて其港へ入ることのできぬ場合あり又と豫め十日の

航海を爲せし海上の危険にて廿日も延期することあり此場合に貯蓄たる糧食に缺乏を告げることあり此時には役員と評議したる後船舶に存在る總ての食料の何人のものであるを問はず乗込人の需用の爲め之れを使用をいふ船長と此等の權あるものとす但し其價額を賠償ふものとしまと

第八百七十二條 船長ハ航海中船舶ノ修繕其他必要ナル需用ノ爲メ他ニ其費用支辨ノ途ナキ場合ニ於テ船舶所有者若クハ其代人ノ現在セサルトキハ豫メ役員ト評議ヲ爲シ且管海官廳ノ認可ヲ得タル後船舶ヲ抵當ト爲シ又ハ積荷ノ全部若クハ一分ヲ賣入シ若クハ賣却スルコトヲ得其積荷ヲ賣入シ若クハ賣却シタルトキハ積荷所有者ハ其卸ノ地及ヒ時ニ於ケル代價ニ應ジテ損害賠償ヲ求ムル權利アリ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 船長は航海中船舶の修繕其他必要なる需用の爲め例之へば蒸氣船ならば石炭の買入れ又船舶中にて日々入用の品を貯蓄る爲め帆前船にても矢張薪炭等を買入るゝ場合を云ひます。場合於て他に之を買入るゝ費用支辨の途なきとす。船舶所有者若くは其代人の現居らぬときは前以て役員と評議を爲し且管海官廳の認可を受けたる後船舶を抵當と爲し又積荷の全部若くは

部を賣入れし若くは賣却ことができずする而も其積荷を賣入れし若くは賣却したるときは積荷所有者は其船舶の到達して荷卸の地及び其時の相場代價に應じて損害賠償を求めまする權利があります

第八百七十三條 船長ハ航海ヲ始ムル際及ヒ終リタル後又求アルトキハ何時ニテモ船舶所有者ニ報告ヲ爲シ及ヒ計算ヲ爲スコトヲ要ス

問 本條は如何なる事項の規定でありますか

答 船長は航海を始めんとする際及び航海を終るとたる後又は船舶所有者の請求あるときは何時にても所有者に向て百般航海中の報告を爲し及び諸種の費用金の計算を爲さねむなりませぬ

第八百七十四條 船長及ヒ海員ハ船舶所有者ノ承諾ナクシテ自己ノ計算ニテ貨物ヲ船舶ニ積入ルルコトヲ得ス之ニ違フトキハ船舶所有者ハ運送貨ト貨物ヨリ生ジタル利益ト自己ノ有ニ歸スルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 船長及び海員は船舶所有者の承諾なくして自己の計算にて貨物を船舶に積入るゝことはできませぬものなるゝ之れに違ひて所有者の承諾を受ずし

て自分片手の計算向の都合を謀り勝手に或る貨物を船舶に積入れらるやうな事をなしたるときは船舶所有者は其物品を運送するに付之が運送賃と且其物品を商ふて得ました所の利益とを船舶所有者のものとしす是れ海員の固より船長に於ても皆な船舶所有者に雇れる者なれど毫も船舶所有者の意に違反ふことのできぬのであります

第二節 海員

第八百七十五條 海員ノ雇入又ハ雇止ヲ爲シタルトキハ其地ノ管海官廳ニ於テ海員名簿ニ登記シ若シハ其登記ヲ削除ス可シ

問 海員とい如何なる性質のものでありますか

答 海員とは航海の機關手あり船中にて船長の指揮を受けて船舶の運轉等の事に従ふものであります即ち船長以下の者にて總て海員の名稱であります此海員の雇入又ハ雇止を爲すは其地の管海官廳に於て試験を経て其試験合格の者を給料を與へて雇入るものとします之を雇入れたるときは海員名簿に登記し若くは其登記を削除する而して此手續を爲す者の中機關手運轉手の二者に限り管海官廳にて試験を爲すものとします

第八百七十六條 海員雇入ノ條件ハ海員名簿ノ旨趣、別段ノ契約又ハ商慣習ニ因リテ定マル

海員ハ非常ノ服務ノ爲メ特別ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

問 本條第一項の旨趣理由如何なるものでありますか

答 第一項と海員雇入の條件即ち必要の点は海員名簿の旨趣即ち其能力品行方正さ自身体に健事の事を名簿にて取調別段の契約又は商業上の慣習に因て定めまするとの事項であります

問 海員と非常の服務の爲めとは如何なるものを云ひますか

答 非常の服務とは破船難船の際非常の勞働を命じたるを云ひます此功勞がありたる爲めに別段の報酬を請求することが得るものとします

第八百七十七條 十分ナル理由ナクシテ雇止セラレタル海員ハ既ニ受取ル可キ

ニ至リタル給料ノ外尙ホ其雇止ノ爲メニ失ヒタル給料ノ半額ヲ損害賠償トシテ受クル權利アリ然レトモ其雇止ハ一个月ノ給料ヲ超ユルコトヲ得ス
禁令其他國ノ處分ニ因リテ航海ヲ廢止シ停止シ又ハ短縮シタルハ之ヲ雇止ノ十分ナル理由ト看做ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 丁當の理由が十分なくして雇止められたる海員は受取るやうになりたる給料の外尙ほ其雇止の爲めに失ひたる給料の半額を損害賠償として受けまする權利ありとすれども其額は一個月の給料額を超過することできませぬ 禁行其他國の處分に因りてとて禁令は政府より其雇入を差止めること國の處分とは船舶が法則に犯したると死國の處分を受けける場合がありませぬ此場合に最早其處分の爲め航海を爲すことができずして之を廢止し停止し又其航海の期日を短縮したること之を雇止めたることは十分の理由あるものと看做しませぬの規程であります

第八百七十八條 航海中十分ナル理由ナクシテ雇止セラレタル海員ハ發航シテ

港マテノ無賃送還ヲ請求スル權利アリ

船長カ其海員ヲシテ發航シタル港ニ航行スル船舶ニ於テ相當ノ職務ニ就カシメタルトキハ之ノ請求 應シタルモノトス

問 本條如何なる場合を規定したるものでありますか

答 航海中にも雇止めらるゝ十分の理由なくして雇止められたる海員即ち別

段船中の規則も犯さず船長の命令にも違ふたことなくして雇止められたるどさおと海員は出帆したる港まで無賃にて送還することを請求する權利のありませぬ此場合に船長が其海員として發航したる港へ航行する船舶に於て相當の職務に就かしたるときは右の請求を承知したるものとす例之へを其雇止められたる海員の乗組たる船舶は大阪丸に既ふ神戸港に到着したるに幸々東京丸の大阪丸の發航したる港に航行するあるを以て船長は此東京丸に其海員を送還することを依託し其船舶に於て相當の職務に就しめたることと右の請求に應じたるものとす

第八百七十九條 定マリタル航海ノ爲メニ雇入ノ場合ニ在テハ海員ハ其航海ノ延長シタルトキハ割合ニ應シテ増給ヲ受クル權利アリ

問 定まりたる航海とは如何なる事を申しませか

答 御尋の場合には期間の定まりたる航海を云ひませぬ ち幾日間の航海と昨日が豫め定まりたる航海より此航海の爲めに入らるる場合に入らるる場合は海員は其航海の最初定めたるより延長したるときは其延長たる割合に應じて増給を受くる權利があります

第八百八十條 船舶が航海ヲ終ラサル前ニ沈没シタルトキハ海員ハ給料ノ請求權ヲ失フ但海員ノ勞動ニ因リテ救助シタル船舶若クハ積荷ノ部分ニ付テハ此限ニ在ラス

船舶が掠奪セラレ又ハ修繕ノ効ナキモノト爲リタル場合ニ於テハ海員ハ既ニ受取可ニ至リタル給料及ヒ發航シタル港マテノ無償送還ヲ請求スルコトヲ得

第八百七十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス

問 本條規定の理由は如何なる事でありませうか

答 船舶が航海を終らぬ前に沈没したるとは、海員は給料の請求權を失ひます。夫海員は船舶を恙なく着港せしむるの職務でありませう。然るに船舶が未だ航海し終りませぬ前に沈没したるときは、其職務を果さぬものなれば、給料の請求權を失ひます。と當然でありませう。但海員の勞動に因りて救助たる船舶若くは積荷の部分に付て、此限でとありませぬ。是と幾分か其勞動に報酬をならぬ情實ありませう。故でありませう。

問 船舶が掠奪られ又は修繕の効なきものと爲りたる場合とは如何なる場合でありませうか

答 船舶を掠奪せられと他の船舶又は海賊の爲めを掠奪これ取らるゝをいひます。修繕の効なきと云ふは、船舶が大破に及んで最早修繕して役に立ぬことに爲りたるを云ひませう。此場合於ては海員は既受取るやうにありたる給料及び航行したる港まで無償して送還することを請求することが出来ます。

第八百八十一條 給料ノ請求權ハ海員カ船舶又ハ積荷ノ碎残物ノ救助ニ従事シタル日數ニ付テモ成立ス

問 本條の場合は何等の事項を規定したるものでありませうか

答 本條は海員の給料請求權ある場合を示したるものでありませう。給料の請求權と海員の船舶又ハ積荷の碎残物の救助に從事たる日數に付ても請求するにどが出来ますることを規定したるものでありませう。

第八百八十二條 就役ノ後疾病ニ罹リ又ハ傷痕ヲ被フリタル海員ハ三個月ヲ超エサル期間看護及ヒ治療ヲ請求スル權利アリ但自己ノ過失ニ因リテ疾病又ハ傷痕ヲ惹起シタルトキハ此限ニ在ラス

問 就役と云ふ如何なる事でありませうか。又本條の意義理由は如何

答 就役とは海員の職務に就くことを云ひませう。即ち海員が職務に就きたる後疾病

に罹り又は職務を執りたる爲め傷痕を被りたる海員は三ヶ月を超ゆる期間
看護を爲し及び治療を請求する権利があります。されども自己の過失に因り即
ち不養生なるか又は避くべきことを避けしめて疾病又は傷痕を惹起したるど
き之を請求する権利はありませぬ。

第八百八十三條 海員が就役ノ後死亡シタルトキハ其死亡ノ日マテノ給料ハ其
相續人ニ歸シ又船舶ノ防禦ノ際死亡シタルトキハ全航海ニ付テノ給料全額カ
其相續人ニ歸ス

海上又ハ外國ニ於テ爲ス葬式ノ費用ハ船舶所有者之ヲ負擔ス

問 海員が就役の後死亡したるときは給料と如何致しますか

答 海員が職務を就きたる後に死亡したるときは其死亡の日までの給料と其
相續人のものとなり又船舶の難に遭ふと死之を防禦爲めに労働して死亡
たるときは全航海即ち仮令日間の航海にても其航海の終るまで定の給料
全額が其相續人に歸するものとします

其死亡に付り葬式を爲すに海上又ハ外國に於て爲す葬式の費用は船舶所有者
一切之を負擔するものとします

第八百八十四條 海員ハ就役ノ後ハ船長又ハ其代人ノ許可ヲ受クルコト非サレハ

船舶ヲ離ルルコトヲ得ス

海員逃走シタルトキハ地方官廳ニ依頼シ強制シテ復役セシムルコトヲ得復役
セシムルコトヲ得サル場合ニ在テハ其海員ハ既ニ受取ル可キニ至リタル給料
及ヒ其遺留物ヲ請求スル權利ヲ失フ

問 本條ハ如何なる事を規定したるものでありますか

答 本條ハ海員獨に船舶を離れ又ハ逃走したるときは處分方を規定したるも
のであります。即ち海員が就役の後船長又ハ其代人の許可を受けねば船舶と
離るゝこととせませぬ。又海員が逃走したるときは其逃走したる地の地方官
廳に依頼し強制して即ち本人が如何に之を厭嫌ふとも之を強さず強て船舶に
引還り役を就かしめす而して復役せまひることができぬ場合に在ては其海
員が既に受取りまするやうになりたる給料仮令ハ月末お給と給料をれば其
月末の三十日に至りたる場合をいひます。此場合にも給料を請求する權利を失
ふをかりでなく其船舶の遺留物も請求するまどが規定したるもので
あります。而して其遺留物とは自分身に付屬する衣服時計傘等に至るまで總

て所持物のおとでムります

第八百八十五條 本節ノ規定ハ船長ニモ之ヲ適用ス但別段ノ規定アルトキ又ハ性質上當然反對ノ生スルトキハ此限ニ在ラス

問 本節の規定は船長に之を適用する理由は如何

答 海員と船長とは畧其性質を同とするものなれど船長は適用しても敢て差支なかるべし但別段の規定あるとき又は性質上當然反對の生すると死仮令へば第八百六十二條第八百六十三條第八百六十四條第八百六十五條等別段の規定と反對の性質あるときは格別であります

第八百八十六條 海員ノ義務背反殊ニ不従順及ヒ抵抗ハ船長懲戒權ヲ以テ之ヲ制止ス

問 海員の義務背反殊に不従順及び抵抗と如何なる事を申しますか

答 海員の義務背反といふ自身の職務上爲すべきことを爲さぬを云ふ即ち第八百八十四條の如き場合をいひます殊に不従順と船中の規則に従はず自儘にするをいひます抵抗と船長の命令に従ふのみならず却て言語容態を以てわたるをいひます此場合は船長懲戒權を以て之を制止めす

第五章 運送契約

第一節 船舶賃借契約

第八百八十七條 航海ノ爲メニ船舶ノ全部若クハ一部分ヲ賃借借スル契約ハ書面ニ作リテ當事者各自ニ其一通ヲ所持スルコトヲ要ス
賃借人ハ航海前又ハ航海中已ムテ得サル場合ニ於テハ賃借人ノ不利ト爲ラサルトキニ限り契約書ニ記シタル船舶ヨリ他ノ船舶ニ自費ヲ以テ運送品ヲ積換フルコトヲ得

問 船舶賃借契約とは如何なる事を申しますか

答 船舶賃借借契約とは運送の契約にして航海の爲めに船舶の全部若くは一部を賃借借する契約を申します此契約は双務契約にして書面に作りて當事者各自に其一通を所持することとしす即ち双方に於て義務があり一方は船舶を賃借し賃錢を取り其船舶に對する責任と一切之を負担し賃借人と船舶を借たる間其船舶を以て自由ニ航海する權あるが故に賃借人に對して賃錢を支拂くねばなりません
賃借人は航海前又は航海中已むを得ませぬ場合は賃借人の不利益を爲りませ

ぬ時に限り契約書に記したる船舶より即ち其賃貸人の船より他の船舶に自分の費用即ち積込費用を以て運送品を積換ふることができまする

第八百八十八條 繫船場、碇泊期間、超過碇泊期間ト超過碇泊ニ付テノ損害賠償

トハ別段ノ契約アルニ非サレハ其地ノ慣習ニ依リテ之ヲ定ム

問 本條ノ如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 繫船場と船舶を碇泊する場所を云ひます其碇泊の期間のあるものにして其期間を超過することあるとき又碇泊期間を超過たるに付ての損害賠償とは別段の契約がなければ其地の慣習に依りて之を定めます

第八百八十九條 碇泊期間及ヒ超過碇泊期間ノ計算ニハ一般ノ休日及ヒ風雨其他

他ノ然若クハ法律上ノ妨礙ニ因リテ荷積又ハ荷卸ヲ妨ケラレタル日ヲ算入セ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は碇泊期間と超過碇泊期間を計算するに於一般の休日及び風雨其他天然自然若くは法律上の妨礙を因り例之へば虎列刺病流行の際豫防法を施す爲めに荷積又と荷卸を妨げらるゝとが有りまを此等の日と算入しませぬ

第八百九十條 月又ハ其他ノ時限ヲ以テ運送貨ヲ定メタルトキハ其時限ハ別段

ノ契約アルニ非サレハ航海ヲ始ムル日ヨリ之ヲ起算ス

問 本條の運送貨とは如何なる運送貨でムりますか

答 本條に記載する運送貨とは船舶賃借人の賃貸人又は第三者の積荷を運送する時の賃金をいひます此運送貨を定めまするには一ヶ月とか二ヶ月とか何日より何日迄とか又は時限即ち何時間とかの時限を以て定めたるときは其時限と別段の契約がなければ航海を始むる日より之を起算します

第八百九十一條 航海ヲ始ムル前ニ到達地トノ貿易及ヒ交通ノ禁止セラレタル

トキハ契約ハ解除シタルモノトス但此カ爲メニ當事者ノ中孰レニモ損害賠償ヲ求ムル權利ヲ生スルコト無シ

航海中ニ右ノ禁止ニ因リテ船舶カ歸航セサルヲ得サルトキハ往返航海ノ爲メ

ニ賃借シタルトキト雖モ往路ノ運送貨ニ限り支拂フコトヲ要ス
右二箇ノ場合ニ於テハ荷積及ヒ荷卸ノ費用ハ賃借人ノ負擔トス

問 本條ノ如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 船舶賃借人が航海を始めまする前に其到達地即ち船舶の目的として進航

する土地との貿易及び交通の禁止せられたるとき例之へば其地との戦争起りたる時貿易及び交通を禁せられたるときは契約は解除したるものとす是れ到底契約は行はれぬを以てあり但此が爲めに双方の中孰にも損害賠償を求むる権利を生ずることありませぬ何となれを双方の老より生ずること
でなければなり

問 本條第二項の場合には既に船舶は發したるも航海中に第一項の禁止に依りて船舶が航せねばならぬときと往返航海の約定を以て賃借したるときと雖も單に往路の運送賃のみ支拂を爲さねばなりません
右二箇の場合に於て賃借人が荷主及び荷卸の費用を負担しするものとするは契約解除の原因にて賃借人が負擔するは當然であります

第八百九十二條 到達港カ封港又ハ其他ノ處分ニ因リテ閉鎖セラレタルトキハ船長ハ別段ノ指圖ヲ受ケサルカ又ハ受ケタル指圖ヲ實行スル能ハサルニ於テハ賃借人ノ利益ヲ謀リ最近ノ港ニ入航スルカ又ハ發航ノ港ニ歸航スルコトヲ要ス

問 封港又は其他の處分を因りて閉鎖せられたるときとは如何なる場合であ

りますか

答 封港とは其港に他の船舶の出入を差止めをいひ此封港は外國と戰爭するときに一方の國が之を行ふものであります又は其他の處分に因りて閉鎖せらるゝ場合の内乱暴動などの爲め處分して其港に船舶の出入を禁ずる場合を云ひます此等の場合には船長と別段の指圖を受けませぬか又受けたる指圖を實行すことできぬときに於て賃借人の利益を謀り最近の港に入港するか又と發航たる港に航することとす

第八百九十三條 不可抗力ニ因リテ航海ノ起始又ハ繼續カ一時妨ケラレタルトキハ契約ハ仍ホ効力ヲ有シ當事者ノ孰レニモ損害賠償ヲ求ムル權利ヲ生スルコト無シ然レトモ賃借人ハ自費ヲ以テ積荷ヲ處分スル權利ヲ有ス

問 不可抗力に因りて航海の起始又と繼續の一時妨げられたるときとは如何なる場合を言ひますか

答 不可抗力とは前に屢述べたる如く人力を以て能く拒ぐとのできませぬ天災を云ひます此天災に因りて航海を起始め又は航海を始めたりしも繼續して航海するまゝと一時妨げられたるときは船舶賃借の契約と矢張効力がありません此等の場合ともはや航海が過半繼續したるときは契約は効力なく孰か

一方より其損害を賠償ふ者としませすけれども本條の場合には契約に其効力ありて孰れよりも損害賠償を求めます權利を生ぜることはありませぬ然れども賃借人と自分の計算にて積荷を處分することができませす

第八百九十四條 荷積ヲ始ムル前ニ在テハ賃借人ハ運送賃ノ半額ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得若シ碇泊期間ニ一モ積荷ヲ引渡ササルトキハ契約解除ト看做サレ又運送賃ノ半額ヲ支拂フコトヲ要ス

問 本條の意義理由如何なる事でありませすか

答 船舶賃借の契約を爲すと雖も積荷を始めます前に在て賃借人は其運送賃の半額を支拂ひて契約を解除せしむべきであります若し碇泊期間に一も積荷を引渡さぬと死は契約解除したるものと看做され又其積荷を引渡さぬものより運送賃の半額を支拂はねばありませぬ其理由は前の場合は船舶賃借人より荷主に對して損害を加へ後の場合に荷主が賃借人に違約したる場合あるを以てあり

第八百九十五條 賃借人ハ其過失ニ因リテ積荷ヲ沒收セラレ又ハ差押ヘラレタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支拂ヒ且此カ爲メニ生シタル損害ヲ賠償スル義務アリ

問 賃借人の其過失に因りて積荷を沒收せられとは如何なる場合なるもの

答 例之へば法律の禁制する所の物即ち阿片の如きもの又は不正の品即ち贓物などを積みたる時は検査官より沒收らるるを云ひませす又差押へられたるものと此の場合にあらすして債權者の爲めに差押へられて航海のできぬ場合をいひませす此等の時に於て賃借人の其積荷の爲めハ賃借人は損害を加へたるを以て賃借人の運送賃の全額を支拂ひ且此が爲め生じたる損害を賠償義務のありませす

第八百九十六條 船長ハ賃借人カ約定シタル積荷ノ全部ヲ積込マサルトキト雖

モ契約ヲ解除セサルニ於テハ航海ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ此場合ニ於テ運送賃ノ全額ニ對スル擔保ヲ缺クトキハ更ニ其擔保ヲ求メ又積荷ノ不十分ナル爲メニ損害ヲ生シタルトキハ其賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 船長と賃借人との間如何なる權利義務のありませすか

答 船長は賃借人が約定したる積荷の全部を積込ませぬと雖も契約を解除させぬ時は航海を爲す權利もあり義務を負ひませす此場合に於て運送賃の全

額に對する担保が不足するときは更に其担保を求め又積荷の不充分の爲めに船舶に危険の生ずることがあり得る若し危険が生じたるときは其損害賠償を求むることができまする其理由は船長は第八百六十二條の責任あるを以てあり

問 運送賃の全額に對する擔保を求むるに如何なる理由でムリまうか

答 積荷を約定したるときは若し運送賃の支拂に差支へなどの場合を償はせん爲め運送賃の全額に對する擔保を求めざるが普通でありまう故に本條の場合に於て仮令に積荷 全部を積込まぬと雖も矢張運送賃の全額に對する擔保を求めざるべしとす

第八百九十七條 他ノ運送品ニ付キ得タル收入及ヒ積荷ヲ止メタルニ因リテ減シタル費用ハ運送賃ヨリ之ヲ扣除スルコトヲ得ヌ但第九百五條第二項ノ場ニハ此限ニ在ラス

問 他の運送品と如何なるものと云ひますか又本條の理由と如何

答 他の運送品とは契約して積込みたる運送品の外に他の第三者の運送品と積込みたる場合をいひます此他人の運送品に付き運送賃を待たるもの及び航海を止めたるに因りて減じたる費用例之へを百里の航海を爲すとき六十里の處

にて航海を差止めたるときは其航海の費用が幾分か減まする場台をいひます此場合と雖も其費用が減じたりとて運送賃より之を差引まとはできませぬ去れども第九百五條第二項の船長ハ賃借人の承諾を得て他の運送品を以て積荷の不足を補充ふことができ其補充より生ずる運送賃は賃借人のものとなり即ち運送賃より之を差引ます

第八百九十八條 船舶賃借契約ニ關スル原則ハ貨物運送ノ外ナル目的ヲ以テ航海スル爲メノ船舶賃借契約ニモ之ヲ適用ス

問 本條の意義理由は如何でムリまうか

答 船舶賃借契約に關する原則は貨物運送の目的でありまするなれども其他の目的を以て航海する爲め即ち他人の貨物運送の事を以て目的とせず自己の貨物を積込み商事を爲すの目的を以て又は貨物を積まず單に人を乗せて航海するの目的を以て爲すまうにも之を適用します

第二節 船舶證書

第八百九十九條 船舶證書船長カ運送ノ爲メニ受取リタル運送品ニ對シテ發ス可キ受取證券ニシテ左ノ諸件ヲ包含ス

- 第一 船名及び國籍
 - 第二 船長ノ氏名
 - 第三 船舶賃借人ノ氏名及び積荷受取人ノ指示
 - 第四 荷積港及び到達港
 - 第五 貨物ノ種類、數量及び各箇運送品ノ員數、記號、番號、外包ノ方法
 - 第六 運送賃ニ付テノ約定
 - 第七 年月日
 - 第八 交付シタル船荷證書ノ數
- 船荷證書ハ求ニ應シ幾通ニテモ之ヲ交付ス可シ其中ノ一通ニハ船長ノ手許ニ備置ク爲メ賃借人署名、捺印シ他ノ各通ニハ船長署名、捺印スルコトヲ要ス船荷證書ハ或人ニ宛テ又ハ指圖式若クハ無記名式ニテ之ヲ發スルコトヲ得
- 問** 船荷證書とは如何あるものや又之誰より差出すのでムリますか
- 答** 船荷證書とは船長が運送の爲めに受取りたる運送品に對して發しまする受取証券にして本條第一より第八までに掲げたる事項を記載したる証書であります即ち左に之を一々説明致します

- 第一 船名及び國籍何々丸にて何府縣市郡何管海官廳何港籍
 - 第二 船長の氏名
 - 第三 船舶賃借人の氏名及び積荷受取人の指示即ち何府縣何郡區市町村誰某に渡すべき貨物あること
 - 第四 荷積港及び到達港即ち何港めて積荷して何港にて積卸す
 - 第五 貨物の種類數量即ち米穀をれを何石何斗及び各箇即ち包括のものおれを一々何々と記し運送品の員數即ち積込みの全數又之其貨物の記號番號外包の方法
 - 第六 運送賃に付ての約定
 - 第七 年月日即ち發航したる年月日
 - 第八 交付したる船荷證書の數船荷證書は幾通ふてを求めに應じて渡すべきものおれを其交付たる証書の數を記載しまするものとしす
- 船荷證書ハ荷主の求めに應じて幾通にても之を交付します其の中の一通には船長の手許に備置く爲め賃借人署名捺印し他の証書にて船長又署名捺印することとします而して船荷證書は或人ニ宛て又は指圖式若くは無記名式よて之を

發することができません

第九百條 船荷證書ハ荷積ヲ終リタル後二十四時内ニ之ヲ發スルコトヲ要ス
積込ミタル貨物ニ付テノ關稅受取證書及ヒ關稅明細書ハ右同一ノ期間ニ賃借
人之ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

問 本條の事項は如何なる規定でムりますか

答 本條は船荷證書を發する時間と規定したるものでムりまして別段意義理
由の在りませぬ

第九百一條 規定ニ從ヒテ發シタル船荷證書ノ旨趣ハ當事者相互ノ間及ヒ當事
者ト保險者トノ間ニ於テ完全ナル證據ト爲ルモノトス然レトモ反對ノ證據ハ
之ヲ擧クルコトヲ得

船長ハ外包ノ儘ニ又ハ閉蓋シタル容器ノ儘ニ受取りタル運送品ノ種類及ヒ數
量ニ付テハ明約アルニ非サレハ責任ヲ負フコト無シ但運送品ヲ受取人ニ引渡
ス時ニ於テ其外部ニ毀損アルトキハ此限ニ在ラス
喪失又ハ毀損ニ付テノ責任ハ第四百九十三條ニ掲ケタル情況ニ因ル外尙ホ火
災盜難其他遺失ニ出テサル事故ニ因リテ消滅ス

過失ニ付テノ責任ハ契約ヲ以テモ之ヲ免カルルコトヲ得ス

問 本條第一項は如何なる規定でムりますか

答 規則通に認めて發したる積荷證書の旨趣ハ契約者双方相互の間及び當事
者即ち賃借人荷主と保險者との間に於て完全の證據と爲るものとしませぬ然れ
ども反對の證據と之を擧ぐる事ができません

問 第二項の意義は如何なるものでムりますか

答 積荷に種類が多として或は外包のなきもの又外包してあるもの船長は
其積荷を受取に外包の儘に又ハ閉蓋したる容器の儘に受取りたる運送品の種
類及び數量に付テハ明示の約束がなければ責任を負ふことはムりませぬ何とな
を別段に約束して賃金を高くするとか又其包の品物を示し兼て注意して呉
れとか云ふ如き明約がなければ外包又は閉蓋のものは如何なるものであるか知
らぬものおれを數量が減少する場合にも其責のなきことと當然であります而
して但書の意義は外部に毀損あるときと其包中の物が見え又は其物を減少に
付ての毀損と推定を受けまする故なり

問 第三項第四項の理由は如何でムりますか

答 其積荷が喪失ひ又と毀損お付ての責任は第四百九十三條の但書お記載する差出人の過失運送品の性質又と不可抗力に因りて生きたる場合の外尙ほ火災盜難其他運送人の過失よ出ませぬ事故即ち沈没破船の場合おと消滅します第四項は過失お付ての責任と元不注意怠慢お出づることなれを仮令ひ契約を以てても之を免るゝことのできぬものとします

第九百二條 船長ハ到達港ニ於テ運送賃附帶費用海損並ニ立替金ノ辨償及ヒ受取證書ヲ受ケテ船荷證書所持人ニ運送品ヲ引渡ス義務アリ若シ二人以上ノ船荷證書所持人カ申出チ爲ストキハ運送品ヲ公ノ倉庫ニ寄託シ又ハ裁判所ノ命令ニ依リテ之ヲ他人ニ寄託スルコトヲ要ス

問 本條如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 船長に到達港に於ては運送賃附帶費用即ち荷積荷卸別段の注意を加へたるに付ての費用等海損並に立替金の辨償及び受取證書を受けて而る後船荷證書所持人ニ運送品を引渡す義務がわります若し二人以上の船荷證書所持人が一時に船荷渡方を申出でたるときは運送品を公の倉庫即ち倉庫會社に寄託又と裁判所の命令に依りて之を他人に寄託るものとします

第三節 運送賃

第九百三條 運送賃ノ額ハ契約又ハ時價ニ依リテ之ヲ定ム其契約上ノ額ハ船舶賃借借契約書又ハ船荷證書ヲ以テ之ヲ證明スルコトヲ要ス

單獨海損及ヒ附帶費用ハ契約又ハ商慣習ニ依リテノミ之ヲ計算スルコトヲ得

問 本條第一項如何なる意義理由でムりますか

答 運送賃の額は其運送品の種類數量に依り契約を以て又と其運送品お拘らず時の相場を以て之を定めず而して其契約に依り定たる額と船舶賃借契約書又は荷荷証書を以て偽りなきことを証明することとします

問 單獨海損及び附帶費用は如何あるものでムりますか

答 單獨海損とは一人にて船舶及び積荷の危険の費用を支出しまするおとを云ひます附帶費用とは前も述べたる如く主たる費用に附従ふたる費用にして海損運送賃等に附ての費用であります

第九百四條 船長ハ現實ノ積量ニ超エタル積量ヲ明告シタルトキハ此ニ因リテ賃借人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル義務ヲ負ヒ且割合ニ應シテ運送賃ヲ減ス可キモノトス但其明告カ官ノ測度證書ト符合シ又ハ錯誤ヨリ出テタル差カ四十

分ノ一ヨリ多カササルトキハ此限ニ在ラス

問 船長は現實の積量に加へたる積量と明告したるときとは如何

答 御尋の義ハ船舶の積荷の量の定めより超過したるを云ひます船舶は噸數の定めありて其定め之噸數に從ひて積荷するものにして此定め之噸數に超へたるときは法律規則を犯すものであります因て此積量を超へたるを賃借人に明告したるときは此に因りて賃借人に損害を加へたるときは之を賠償ひまする義務を負ひ且割合に應じて即ち米一石に付て三十錢の運送賃をば五十石の超過あるときと十五圓の運送賃を減するが如き場合を云ひますされど其明告が現實の積量を超へたるも官の測度證書と符合又は錯誤て積量を超へたる分が官の測度證書との差が四十分の一より多からぬときと格別であります

第九百五條 船舶賃借ノ場合ニ於テハ賃借人ハ積荷ノ全部ヲ引渡ササルトキト

雖モ運送賃ノ全額ヲ支拂フ義務アリ又餘分ノ積荷ニ付テハ割合ニ應シテ運送賃ノ増額ヲ支拂フコトヲ要ス

船長ハ賃借人ノ承諾ヲ得テ他ノ運送品ヲ以テ積荷ノ不足ヲ補充スルコトヲ得

其補充ヨリ生スル運送賃ハ賃借人ニ歸ス

問 積荷の全部を引渡さぬときと其積荷は誰の積荷でムりますか

答 本條の積荷は第三者即ち他人の積荷でムります船舶賃借人は第三者が積荷の全部を引渡さぬときと雖も運送賃の全額を賃借人に支拂ふ義務がありす又餘分即ち前條の如く積量に超へたる積荷に付ては割合に應じて運送賃の増額を支拂ふこととします

船長は賃借人の承諾を得て他の運送品を以て積荷の不足を補充ふことのできます其補充より生ずる運送賃は賃借人のものとなる若し船長賃借人の承諾を得て餘分の積荷を爲したるときは賃借人に對し損害賠償をせねばなりません

第九百六條 各箇ノ積荷ハ航海ヲ始ムル前ニ在テハ賃借人運送賃ノ半額ト取戻

ニ因リテ生スル費用ト支拂ヒテ之ヲ取戻スコトヲ得航海ヲ始メタル後ニ在テハ運送賃ノ全額ト取戻ニ因リテ生スル費用ト支拂フコトヲ要ス但其取戻カ船長ノ過失ニ因ルトキハ第九百八條ノ規定ニ從フ

問 本條ハ如何なる事項を規定したるものでムりますか

答 船に積たる各箇のものは航海を始むる前に在てハ賃借人に於て運送賃の半額を取戻し因りて生ずる費用とを支拂て之を取戻すまどができません既に航海を始めたる後に在て運送賃の全額を取戻し因りて生ずる費用とを支拂ふまどししますされども其取戻の船長の過失に因るとは第九百八條の規定より従ひ船長は運送賃の請求権を失ひ日賃借人に対して總ての損害を賠償することゝします

第九百七條 船長ノ承諾ヲ得ス又ハ虚偽ノ明告ヲ爲シテ船舶ニ積込ミタル運送品ハ船長之ヲ陸揚シ又ハ之ニ最高ノ運送賃ヲ付スルコトヲ得又其運送品カ船舶若クハ他ノ物ヲ危険ナラシムルトキハ之ヲ海中ニ投スルコトヲ得

問 積荷に對して船長如何なる権利のあるものでありますか
答 船長ハ第八百六十二條の規定したる如く海航の際ハ積荷の配置の適當なること必要の底荷を具備ふること過分の積荷を爲さぬやう注意を爲すべさるのであります故に船長の承諾を得ず又ハ虚偽の事を申して即ち石炭を積込みて綿といひたるが如き場合は船長之を陸揚し又之を高價の運送賃を付せることができず又其運送品が船舶若しくは他の物を危険おらしむるときは例之

へは火薬の如き其他破裂質のものを積載せたる場合には海中に投するまどができません

第九百八條 船舶カ航海ノ用ニ耐ヘサルトキ又ハ契約ニ掲ケタル國籍ヲ有セス若クハ之ヲ失ヒタルトキハ賃借人ハ契約ヲ解除スルコトヲ得又船長ハ運送賃ノ請求權ヲ失ヒ且賃借人ニ被ラシメタル總テノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

問 本條ハ如何なる場合を規定したるものでありますか
答 總て契約の解除の初めに瑕疵なく契約を取結び後に至り瑕疵が生じ双方より解除を申込むものあり本條の如きも初めに船舶が航海の用に堪ゆるとして賃借し又國籍に缺けたる處もなしと信じて契約を結びたるも後且至り船舶が航海の用に耐えぬとき又は契約に掲げたる國籍を有しませず若くは後に失ひたるるときは賃借人ハ契約を解除することができます
 又船長は運送賃の請求権を失ふ其理由は船長は航海の際船舶の耐ふるや否やを注意すべきの責任あるを以てなり且賃借人に被ふらしめたる總ての損害を賠償せねばなりません船長の航海を爲す際に注意すべしこの規定は第八百六十二條に掲げてあります

第九百九條 船舶が航海中ニ生シタル破損ノ爲メ修繕ヲ要スルトキハ賃借人ハ運送賃ノ全額ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得

若シ船舶ヲ相當ノ期間ニ修繕スルコトヲ得サルトキハ賃借人ハ船長カ他ノ船舶ヲ以テ之ニ換ヘサルトキニ限り其地マテノ運送賃ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得

問 本條も亦前條と同一の意義理由でムりますか

答 然り大低同一の理由で矢張契約を解除する場合を規定したるものでムります

ます即ち船舶が航海中破損したる爲メ修繕をせねばならぬときと賃借人の運送賃の全額を支拂ひて契約を解除することがあります

而して其修繕を爲すに相當の期間を修繕ふことができぬときは賃借人は船長が他の船舶を以て之に換へさせぬときに限り其地までの運送賃を支拂ひて契約を解除するよとができません其理由は賃借人は修繕を爲す間を待つときハ運送期間を遅延し大に損害を被ふる故でムります若し相當の期間に修繕を爲すよとができませんと解除するも及ぶぬものとしませぬは賃借人の意思に従ひて契約を解除すればなり

第九百十條 第八百九十三條ノ場合ニ於テハ滯泊ノ費用ハ共同海損ノ原則ニ従ヒテ之ヲ定ム

問 滯泊の費用とは如何なるものですか又共同海損とは如何

答 滯泊の費用とは不可抗力に因りて航海を始りたるを繼續して爲すを妨げらるるときと或る港に船舶を碇泊せしむる場合に費用を要したる事をいひます共同海損とは第九百三十條に規定してありますれども茲に概略を説明しませ即ち共同海損なるものは船舶及び積荷を共同の危険より救助んが爲め故らに積荷を加へたる非常の喪失損害及び同一の旨趣にて支出したる所の非常の處分に付ての費用であります依て第八百九十三條の場合には共同海損の原則に従ひて之を定むるものとします仍は第八百九十三條の規定を参考して本條を理解せらるれば自から明了でムります

第九百十一條 航海前、航海中又ハ到達港ニ於テ賃借人又ハ船長ノ惹起シタル遅延ノ費用ハ其遅延ヲ惹起シタル者之ヲ負擔シ且此ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

問 本條に記載する遅延の費用とは如何なる場合の遅延でムりますか

答 三ヶの場合、惹起したる遅延は何れの場合にも怠慢より惹起す者にして天災又は不可抗力を以て遅延したるにはならず故に遅延を惹起したる者が之を負擔し且此に因りて生じたる損害を賠償せねばならずませぬ

第九百十二條 賃借人ノ過失、物ノ性質又ハ事變ニ因リテ喪失シタル運送品、第八百七十二條ニ從ヒテ賣却シタル運送品又ハ共同ノ危険ヲ救フ爲メニ海中ニ投シタル運送品ニ付テハ運送賃ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス然レトモ海中ニ投シタル場合ニ於テハ其運送賃ハ共擔辨濟ノ義務ヲ負擔ス

問 賃借人ノ過失トシテ賃借人が品物を取調ぶるの粗漏等より出でたる過失物の性質とは或は腐敗し易き物の減少易き物を云ふ事變に因りては天災又ハ不可抗力を以て難船等の場合を云ひます此等の場合ハ喪失たる運送品第八百七十二條に從ひて賣却ある運送品又は共同の危険を救ふ爲めに海中に投じたる運送品即ち第九百七條の船長の承諾を得ず又ハ虚偽の明告を爲して船舶に積込みたる運送品又其運送品が船舶若くは他の物を危険ならしむると云ふ之を海中に投じたる運送品に分て運送賃の全額を支拂ふれば可しませぬされど海中に投じたる場合に於て其運送賃は賃借人と船長と共に辨濟の義務を負擔します

第九百十三條 船舶ノ難破、坐礁、膠沙又ハ掠奪ニ因リテ失ヒタル運送品ニ付テハ運送賃ヲ支拂フコトヲ要セス且別段ノ契約アルニ非サレハ豫メ支拂ヒタル運送賃ハ之ヲ償還スルコトヲ要ス

救助セラレ又ハ贖戻サレタル運送品ニ付テハ之ヲ到達港ニ運送セサルトキハ船舶ノ難破、坐礁、膠沙又ハ掠奪ノ地ニ至ルマテノ運送賃ヲ支拂フコトヲ要ス

問 坐礁膠沙又は掠奪と如何なる事を云ひますか
答 坐礁とは岩礁に乗りたること膠沙とは海中の淺處に至り船舶の動ぬまど掠奪といふ敵又ハ海賊の爲めハ掠奪するものと即ち何れの場合も不可抗力の場合をいひます此に因りて失ふたる運送品に付ては運送賃を支拂ふに及びませぬ何となれば自己の過失怠慢に失ひたるにあらざれば可し且運送賃を支拂はぬをかりでなく別段の契約がなければ前以て支拂ひたる運送賃と之を償還するものとします

問 第二項の意義理由は如何なるものでムりますか
答 難破沈没等の場合に救助せられ又は贖戻されたる即ち金錢を以て物品に代償ふたる運送品に付て之を到達港に運送せぬと云ふ船舶の難破坐礁膠沙

又は掠奪に遭ひたる地までの運送賃を支拂ふこととします

第九百十四條

積荷受取人ヨリ運送賃ヲ受取ルコトヲ得ス又運送品ヲ賣却スル

モ仍ホ之ヲ得ルコト能ハサルトキハ賃借人ハ其運送賃ニ付キ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる意義理由でムりますか

答 賃借人は積荷受取人より運送賃を受取る事ができず又運送品を賣却た

るを仍之と手に入れることができぬときは賃借人之其運送賃を自分に弁償する責任を負ひまするの規定でムります

第九百十五條

船長ハ運送品ヲ引渡シタル後十四日間ハ所有者ノ破産シタルト

キト雖モ運送賃其他ノ債權ノ爲メ運送品ニ付キ優先權ヲ有ス但其貨物ノ占有

カ第三者ニ移リタルトキハ此限ニ在ラス

問 運送賃其他の債權と運送品を引渡すと同時に引換にて受取るものではあ

りませぬか

答 運送賃其他の債權は運送品を引渡したると同時に受取るものでムります

るけれども場合に依りては猶豫することがあります其猶豫は十四日間とす此十四日間と仮令以所有者が身代限りを爲したるときと雖も運送賃其他の債

權の爲め運送品に付キ優先權を有します此期間を経過するか十四日間と雖も

其運送したる貨物の占有が第三者の手に移りました時は此優先權を失ひます

第九百十六條

運送賃ノ減額ハ運送品ノ喪失、情況ノ變更又ハ其他ノ事由ノ爲

メニ之ヲ求ムルコトヲ得ス

問 情況の變更又は其他の事由の爲めにと如何なる場合でムりますか

答 情況の變更とは船長の承諾を得ずして積込たる運送品ありて航海中之を

陸揚し又は海中に投する等其他貨物の變更とか他の運送品を以て積荷の不足を補充ふとか九百十七條の場合の如き運送品の價額の損失ありたるとか是等

の場合を云ひます其他の事由の爲めと船舶が航海中お生じたる破損の爲め修繕を要するとかの如き場合を云ひます此等の場合の爲めお運送賃の減額を求むることはできませぬ

第九百十七條

運送品ノ價額ノ損失ニ付キ船長其責任ヲ負ヒタルトキハ運送品

ヲ船長ニ委付シテ運送賃ニ換フルコトヲ得

問 運送品の價額を損失すると如何なる場合でムりますか

答 運送品には價額に一定不變の物あり時價と申して時と又地に因りて相場

に高低を生ずるものがあります一定不變の物と價額の損失とありませぬが時價のそのは甲地より乙地に至るまでに甲地にて有價のものが時價の相場の下に付き損失を來すことが往々あります此場合を云ひます此場合も船長は其損失に付き責任を負ふときは運送品を船長に委付せて處分せしめ運送賃に換ふることができません是れは双方の便宜を謀りたるものであります而して船長は之を處分するも尙ほ其運送賃に不足するときは船舶賃借人より之を受取るものとします

第四節 旅客運送

第九百十八條 旅客運送契約ニ旅客ノ氏名ヲ掲ケタルトキハ旅客ハ船長ノ承諾ナクテ航海ノ權利ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得ス

問 旅客運送契約とは如何なる事を申しませぬか

答 旅客運送契約とは旅客は其船舶に乘込み航海する旨を申込みたるときハ旅客運送の帳簿に其者の氏名を掲げ其旅客は既に航海の權利を得たる者であります此權利を得たる旅客と船長の承諾なくして之を他人に轉付することはできません

第九百十九條 旅客ハ船中ノ秩序ニ係ル船長ノ指圖ニ服従スル義務アリ

問 船中の秩序に係る船長の指圖に服従する義務とは如何

答 秩序と申す意義と廣き文字にて一口よと曰ひ難き事でムリはすが先づ第一て申せば分限次第の義にて人たる者何れに於ても身の分限と物事の次第順序のあるものにて先船中にて申せば上中下の室に居る者は其室の事を爲し又船中にて進退を爲すときは次第があるものでムリはせず旅客は船中にて此等の事を船長が指圖したるときは其指圖に服従ひまする義務があります若し此義務なきとれば船中の常に雜沓紛乱して終に之自分の身を危険を生ずることがあります

第九百二十條 航海中旅客ノ賄ハ反對ノ契約又ハ慣習アルニ非サレハ運送賃

ニ包含スルモノトス若シ反對ノ契約又ハ慣習アル場合ニ於テ旅客カ食物ノ缺乏ヲ告グルトキハ船長ハ相當ノ代價ニテ之ヲ給スル義務アリ

問 本條の反對の契約又は慣習とは如何なる場合を指しますか

答 航海中は旅客の賄と運送賃に包含ものとしますけれども若し旅客中に賄は普通のものでなく特別にして呉とか云ふ如き事情あるときは反對の契約

を致し又乗客中自己の食物を携へ居るときは乃ち神戸より横濱迄の運送賃二圓五十錢として其中ふて食物の分が一圓と見積るゝのなきを其一圓を運送賃中より引去るものとす若前の如く反對の契約又は慣習ある場合に於て旅客が船中の賄の分を尙は不足するときは船長は相當の代價にて之を給する義務がありまするを以て必ず之を應たなければなりません

第九百二十一條 旅客カ乗船地又ハ航海中ニ於テ定時ニ乗船セサルトキハ船長ハ之ヲ待ツ義務ナク旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支拂フ義務アリ

問 本條に規定する權利義務は如何の理由でムいますか

答 旅客は出帆の地又は航海中に於て切符を買ひしのみにて定め時間に乗船せぬ場合に於て船長は其乗客の來り乘るを待ち發航時間を後れたる乗客の爲めに延引す義務はありませぬもし斯る場合に於て旅客は縦令ひ乗後れたるも自己の怠慢に出でたる事なれと運送賃の全額は支拂えねとならぬ義務があります

第九百二十二條 發航前ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從フ

第一 旅客ハ解除ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止メタルトキハ運送賃ノ半額ヲ支

拂フコトヲ要ス

第二 旅客カ死亡、疾病其他一身ニ係ル已ムヲ得サル事故若シハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨ケタルトキハ運送賃ノ四分一ヲ支拂フコトヲ要ス然レトモ旅客ハ尙ホ次回ニ發航スル船舶ヲ以テ航海スルヲ擇フコトヲ得但同一ノ定常航路ニ由ルトキニ限ル

第三 船長ノ過失ニ因リテ航海ヲ廢止シタルトキハ旅客ハ既ニ支拂ヒタル運送賃ヲ取戻ス外尙ホ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四 船舶ニ係ル已ムヲ得サル事故又ハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨ケタルトキハ雙方ニ損害賠償ノ責ヲ生スルコト無クシテ契約ハ當然廢棄ニ歸ス但既ニ支拂ヒタル運送賃ハ別段ノ契約ナキトキハ之ヲ償還スルコトヲ要ス

問 發航前に航海を廢止する場合を詳細に承はり度し

答 發航前に航海を廢止する場合ハ本條第一より第四に至り規定してありまする如くにして今茲に詳細に説明致します

第一 旅客が乗込の切符を買ふてより後に至り突然事故差起り乗込ひことが

できる場合が生じ乗込の契約を解くことを申込みたるときは乗客は運送賃の半額又は支拂はねむらぬ義務があります

第二 旅客がもし死亡するか又は疾病を罹るか其他一身上に關し已むを得ませぬ事故例之を犯罪ありて引致せらるゝの債權者の爲めに差止めらるゝかの事故生じ若くは不可抗力即ち天災等にて航海することができぬ場合於ては運賃の四分之一を支拂ねばありませぬ然れども旅客は尙ほ此今回の航行まで待て航海する如くは相談することができぬなり但此場合同一の船舶にて同一の定常の航路に由りて發航する時に限りす

第三 船長の過失例之へば第八百六十二條の規定する所の航海の際船舶の航海に耐ふるか否を篤と注意すべきを怠り居り俄に之を航海の際に當り破損のあることを知りたる場合の如きといふ此時より旅客は既に支拂ひたる運送賃を取戻す外尙ほ損害賠償を請求することを得ざるなり

第四 船舶に係る已むを得ざる事故とは失火杯のありたる場合を云ひます其他不可抗力に因りて航海を妨げられたるときは双方に損害賠償の責を生ぜざるよとなくして契約は當然廢棄に服しますされども既に支拂ひたる運送賃

は別段の契約なきときは之を償還すよとせざるを得ざるなり

第九百二十三條 發航後ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從フ

第一 旅客カ航海中ニ解約ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止メタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス

第二 船長カ航海ノ續行ヲ拒ミ其他旅客ノ航海ヲ止メタルコトニ付キ過失ノ責ヲ負フトキハ旅客ハ既に支拂ヒタル運送賃ヲ取戻ス外尙ホ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三 旅客カ其一身又ハ船舶ニ係ル己ムヲ得サル事故又ハ不可抗力に因りテ航海ヲ妨ケラレタルトキハ既に航海シタル路程ニ應スル運送賃ノミヲ支拂フ義務アリ但船長カ契約上ノ旅客ノ權利ヲ害スルコト無ク他ノ同様ナル船舶ヲ以テ航海ヲ遂クルコトヲ申入レタルトキハ此限ニ在ラス海上災害其他ノ災害ノ爲メニ死亡シタル旅客ノ相續人ハ運送賃ヲ支拂フコトヲ要セス然レトモ既に支拂ヒタル運送賃ノ償還ヲ請求スルコトヲ得ス

問 發航後即ち出帆したる後に航海を廢止する場合は如何

答 御尋の場合は左に之を説明致します

第一 旅客が既に發航したる後に航海中に航海を止めるとして契約を解くま
とを申込み航海を止めたるるときは運送賃の全額を支拂ふことなりませぬ此
時と既を経過せし里數の遠近に拘はらず運送賃の全額を支拂ふ義務があ
ります

第二 船長が航海を引續きて爲す拒み目的の港迄行かぬとき及び其他旅客
航海を止めたるに付過失の責を負ひせざる行為ありたる場合於ては旅
客は既に支拂ふたる運送賃を取返すことのできるものなりでなく尙ほ之に加
ふるに之れを爲めに損害を被ふりたるるときは之れが損害賠償を請求するま
とがで死まする

第九百二十四條 原因ノ如何ヲ問ハス船舶カ發航ヲ遅延シタルトキハ旅客ハ無
代價ノ止在若シ運送賃ニ賄ヲ包含スルトキハ船中ニ於ケル賄ヲモ請求スルコ
トヲ得然レトモ其遅延ノ甚シキトキハ旅客ハ契約ヲ解除シテ既ニ支拂ヒタル
運送賃ノ償還ヲ請求スルコトヲ得但し其遅延カ船長ノ過失ニ因ルトキハ尙ホ損

害賠償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ航海中立寄港ニ於テ生シタル同一ノ場合ニモ之ヲ適用ス然レト
モ運送賃ノ償還ハ未ダ航海セサル路程ニ應シテノミ之ヲ請求スルコトヲ得

問 旅客ノ無代價ノ止宿云々とは如何なる事を申しますの

答 原因の如何なるやを問はず船舶が發航を遅延したるときは旅客と旅館
にて無代價の止宿即ち十日に發航する船舶が三日間延引して十三日とありた
るときは三日間の止宿料を無代價とするよと若し運送賃に賄を包含むるとき
と其賄料迄も請求するよとがでせざる然るに其遅延の甚だしく長くなりた
るときは旅客と契約を解除し且既ニ支拂ひたる運送賃の償還を請求するよと
がでせざる去れども其上遅延が船長の過失より生じたることであるときと
損害賠償を請求することがでせざる

本條の規定してある个條は船舶が立寄港に於て此様を同一の場合に遅延した
るときを適用します然し乍ら運送賃の償還の請求又は未だ航海せぬ所の路
程に對してのみならずがで死ます即ち是迄經歷の來る里程の賃銀又は差引
未だ航海しませぬ路程の賃銀を請求します

第九百二十五條 前條ノ場合ニ於テ船長カ契約上ノ旅客ノ權利ヲ害スルコト無ク他ノ同様ナル船便ヲ以テ航海ヲ遂クルコトヲ申入レタルトキハ旅客ハ契約ヲ解除スルコトヲ得ス

問 契約上ノ旅客ノ權利ヲ害することなくしてとは如何なる場合あるや

答 旅客ノ權利ヲ害せざれば例之へば運送賃を増さず賄と粗末にせむ時間と違はず諸事前ノ船と異らぬ様にするといひます即ち他ノ同様なる船便を以て航海を遂ぐることを申入れたるときは旅客は契約を前の船舶にて爲したるまゝにて航海せねばなりません

第九百二十六條 船長ハ旅客ノ安全健康ニ注意シ必要ノ食物藥劑及ヒ救助具ヲ供用ニ耐フル景狀ニテ船中ニ備フルコトヲ要ス若シ災害ノ生シタルトキハ船長ハ第一ニ旅客ヲ救助スル義務アリ且如何ナル情况アルモ此救助ヲ實行シタル後ニ非サレハ船舶ヲ去ルコトヲ得ス

一船中ニ於テ死亡シタル旅客ノ埋葬ハ相續人ノ費用若シ己ムヲ得サレハ船舶ノ費用ヲ以テ慣習ニ從ヒ船長之ヲ爲ス義務アリ

問 供用耐ふる景狀にてとは如何なることを申しますか

答 供用に耐ふる景狀にてとは食物藥劑及び種々の救助するものを何時もて用ひられるやうに調製置くをいひます船長は旅客ノ安全を健康に注意し此等のものを具へ置くものとします加へず若し災害の生じたるるときは船長は第一着に旅客を救助する義務があり且如何なる切迫の事情あるも此旅客の救助を實行して而後でなければ自身ハ船舶を去ることはできません船中にて死亡せし旅客あるときは其旅客を埋葬する費用は相續人の費用を以て若し相續人不在若くは相續人貧困等の如き已むを得ぬ情況の場合には船舶の費用より支出して慣習通り即ち儀式を從ひ船長が之を埋葬する義務のあるものとします

第九百二十七條 旅客カ船中ニ積入ルルコトヲ得ル行李及ヒ旅用具ノ運送ニ付テハ反對ノ契約アルニ非サレハ旅客運送賃ノ外特別ノ報酬ヲ支拂フコトヲ要セス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 旅客が船中に積入ることができず即ち自分で持運のできる行李及び旅用具の運送に付て反對の契約がなければ旅客運送賃の外別段の手数料を

支拂ふには及びませぬ併自分持運びがでるとも危険物おて保護を受けね
をならぬ物は格別なりと知るべし

第九百二十八條 船中ニ於テ死亡シタル旅客ノ行李及ヒ旅用具ニシテ船中ニ在
ルモノハ船長ニ於テ其相續人ノ爲メ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フ可シ

問 適當の方法ヲ以テとは如何なる事を申しますか

答 適當の方法とて通運又は船便にて之を相續人の許迄送達することを申
します

第九百二十九條 本章第一節第三節及ヒ第一編第八章第八節ノ原則ハ第五百二
十三條前段ノ規定ヲ除ク外本節ノ旅客運送ニモ之ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は本章の第一節船舶賃借契約及び第三節運送賃第一編第八章第八
節旅客運送等の原則は第五百二十三條前段即ち旅客及び行李ノ運送に付テ前
節「第一編第八章第七節運送人の規定を適用すべし」と云ふ場合を除くの外本
節の旅客運送にも亦之を適用します

第六章 海損

第九百三十條 共同海損ハ船舶及ヒ積荷ヲ共同ノ危険ヨリ救助セシカ爲メ故サ
ラニ直接又ハ間接ニ船舶又ハ積荷ニ加ヘタル非常ノ喪失、損害及ヒ同一ノ旨

趣ニテ支出シタル非常ノ費用タリ殊ニ左ニ掲クルモノハ共同海損ニ属ス
第一 船舶及ヒ積荷ニ係ル危険ヲ避ケ又ハ其既ニ被フリタル危険ノ有害ナ
ル結果ヲ避ケンカ爲メニスル避難港ヘノ入港

第二 船舶ヲ輕クセンカ爲メニスル積荷ノ投棄又ハ陸揚及ヒ此ニ因リテ船
舶又ハ積荷ニ加ヘタル損害

第三 沈没又ハ掠奪ヲ避ケンカ爲メニスル任意ノ坐礁、膠沙

第四 船舶又ハ積荷ノ贖戻ノ費用及ヒ人質ニ取ラレタル者アルトキハ其贖
戻ノ費用

第五 第八百七十二條ニ從ヒテ共同海損ヲ償フ爲メニ借入レタル金額ノ利
息若クハ冒險料又ハ賣却シタル積荷ノ損失其他共同海損ノ調査及ヒ計算

ノ費用

問 共同海損とて如何なる事を云ひますか

答 海損とは一方の或危険ヲ避ケンが爲め又一方の危険ハ罹るといふ一

口お言へば大なる損害を避けんが爲め小なる損害を受けるを云ひます即ち本條に規定せられたる如く共同海損とは船舶及び積荷を共同の危険より救助せんが爲めに故と直接間接に船舶或は積荷を加へたる非常の喪失や損害及び同一の旨趣即ち矢張共同の危険を救助する旨趣にて支出したる所の非常處分に付ての費用を云ひます而して殊に左に掲ぐる五項の件は凡て海損となりませ

第一 船舶及び積荷に係る危険を避けんが爲め又は既に危険を被りたるも其損害を受くることの少きやうに思ふて避難港へ入港せる場合

第二 颶風等のときは船体の經り程危険少きその故之を軽くせんを欲し積荷を海中に投棄て又陸に揚げ及び此に因りて船舶又は積荷に加へられたる損害

第三 沈没又は海賊等の掠奪を避けんが爲めに暗礁に坐せしめ又は粘沙深き處に乘入れし如き時により其損害費用

第四 船舶又と積荷の贖例とは船舶又は積荷を掠奪せられ又は沈没したるときは金銭又は物品を以て之に代へ示談を爲すを云ふ人質を取られたるものとは物品を付き事件の生きたる爲め乗組員を人質を取り埒明の談判を爲す場合を云ひます

第五 共同海損とは航海中海損の生じたる場合之を共同して負擔するを云ひます冒險料と云へ海上有名の險阻の處を航行するに付き別段の手當を受くるを云ひます

第九百三十一條 共同海損ノ處分ヲ行フニハ船長ハ成ル可ク役員ト評議ヲ爲シ且其評議ノ結果ヲ航海日誌ニ記載ス可シ

問 共同海損の處分とは如何なる事でもいいますか

答 共同海損の處分とは海損の場合ふ前に出したる五項の方法を以て始末を付けることなり此處分を爲すには船長と獨斷をせず可成役員と評議を爲し且其評議の結果を航海日誌に記載しするものとす

第九百三十二條 船舶及び積荷ノ全部又ハ一分ヲ救助スルコトヲ得タルトキハ積荷ト船舶及ヒ運送貨ノ半分トカ到達港其他航海ノ終極地ニ於ケル其價額ノ平等ナル割合ヲ以テ共同海損ヲ共擔ス

問 船舶及び運送貨の半分とか到達港其他航海の終極地に於ける其價額の平等なる割合とは如何なる事でもいいますか

答 海損のありたる場合ハ船舶及び積荷の全部又ハ一分を救助することがで

さたる場合より積荷と船舶及び運送賃の半分とに到達港其他航海の終極地に於ける其價額の平等なる割合あて共同海損を共擔するものであります語を換へて申せば海損を船舶のそが負擔するは不公平なるを以て三ヶの物を以て其到達地又は航海の終極地に於て其地の相場を以て平等に割合ふと云ふこと

第九百三十三條 共同海損ノ場合カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ其失過ノ責任ハ負擔ノ爲メニ消滅セス

問 共同海損の場合が當事者の一方の過失に因りて生じたるは如何

答 本條の當事者とは船舶所有者と船長とを指して申します此双方の中一方の過失に因りて生じたるときは其過失の責任は共擔の場合にて之を消滅せず矢張一方の過失者に其責任を負擔しますものなり

第九百三十四條 共同海損ノ確定及ヒ割賦ハ到達港其他航海ノ終極地ニ於テ鑑定人之ヲ爲シ若シ鑑定人ノ選定ニ付キ爭アトキハ官ヨリ之ヲ命ス

問 共同海損の確定及び割賦と如何なる事でムりますか

答 共同海損の確定とは海損の事實即ち海損のありたるよとに在りて其額を確定のることを割賦とは其損害と共擔者ハ割賦することであります此等の事と互

に争の起り易きものにて確定割賦の事は其航海が到達港其他航海の終極地に於て鑑定人之を爲すこととし若し鑑定人の選定に付き誰が可否の争あるときは官より其鑑定人を命ずることとしす

第九百三十五條 船舶ノ武具、食料、乘組員給料、所持品及ヒ旅客ノ旅荷物ハ共同海損ヲ共擔セス然レトモ其喪失又ハ損害ノ場合ニ在テハ他ノ共擔義務アル物ヨリ其賠償ヲ受ク

問 本條に記載とるものは何故に共同海損を共擔しませぬか

答 船舶の武具とは船舶に備付置く鐵砲とか劍と前にて非常の場合を防ぐ爲めに備置くものであります其他食料即ち食物一切の物乗組員の給料乗組員の所持品及び旅客の旅荷物即ち行李等の手荷物と共同海損を共擔しませぬ即ち共同負擔の内に加へませぬ併し之を喪失する又と損害の場合に在て他の共擔しませぬ義務ある物より其賠償を受けます

第九百三十六條 喪失、損害及ヒ共擔額ノ計算ハ棄却シタル物及ヒ救助シタル物ノ實價ニ從ヒテ之ヲ爲ス然レトモ棄却シタル物ニ付テハ其實價カ船荷證書ニ記載シタル價額ヨリ高價ナリトキト雖モ其記載ノ價額ノミヲ賠償ス

船荷證書其他ノ明告書ナクシテ積込ミタル貨物及ヒ甲板上ニ積込ミタル貨物ニ付テハ賠償ヲ爲スコト無シ但甲板上ニ積込ミタル貨物ニ付テハ沿岸小航海ノ船舶ニ非サルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テ救助シタル貨物ハ其擔義務ヲ免カラルコトヲ得ス

問 本條第一項の意義理由は如何なるよとてムりますか

答 喪失損害及び共擔額を計算しするには海中に棄却たる物と救助したる物の實價を從ひて之を爲すものとしするは公平を主意としす何とあれど他の物の實價に從ひまするとは或は其至當を得ませぬものがありまを以てなり然れども棄却たる物に付て其實價が船荷證書に記載したる價額より高價であるときと雖も其證書に記載したる價額を賠償しするこの規定であります本條の規定は彼此争のなきやうに規定したるものでムります

問 第二項の意義理由は如何なるよとてムりますか

答 船荷證書其他の明告書即ち船長が積荷に付き別に明告したる書面なくして積込たる貨物及び甲板上に積込みたる貨物に付ては賠償を爲すこととし固より相當の積荷所に積ませ危険の場所に積置きたるものなればなり尤も甲板

上に積込みたる貨物に付ては沿岸小航海の船でなきとに限りす是を以て見れど沿岸小航海の船舶にては甲板上の積荷物の賠償を爲すべきものと見ゆるなり且又右の甲板上に積込みたる積荷物を救助したるときは素より共擔義務を免かるよとせしはできませぬ勿論之は破損棄却して賠償を及ぶ程の物も之を救助すも其共擔義務を負ふよ及ばぬ種類の荷物と雖も之を免かるよとてできぬやうにりますすればあり

第九百三十七條 救助セラレタル船舶又ハ積荷カ其後喪失シ若クハ毀損シタル

トキ又ハ海若クハ救助ニ係ル債權ノ爲メ責ヲ負ヒタルトキ共擔義務ノ全ク消滅セサルニ於テハ其共擔義務ノ割合ハ初ノ海損ニ對シテ變生スルコト無シ然レトモ其共擔義務ハ後ニ生シタル喪失若クハ毀損ヲ扣除シ又ハ海損若クハ救助ニ係ル債權ヲ扣除シタル殘價額ニ從ヒテ之ヲ定ム

問 本條の意義理由は如何なるよとてムりますか

答 一度救助せられたる船舶又ハ積荷の其後復喪失若クは毀損したるときは海損若くは救助せられたる債權の爲の責を負ひたるよとさふも初の共擔義務が全く消滅しませぬよとては其共擔義務の割合ハ初めの海損に對して變生を生ずるよとせぬ然れども其共擔義務後に生じたる荷物の喪失若く

は毀損を引去り又は海損救助の債権を差引たる残價額に従ひて之を定めまするものであります

第九百三十八條 棄却シタル貨物ハ最後ニ生シタル海損ノ場合ニ在テハ共擔義務ヲ負擔セス又船舶ニ對スル積荷ノ共擔義務ハ船舶カ後ニ喪失シ又ハ使用ニ耐ヘサルニ至リタルトキハ消滅ス

問 棄却したる貨物と其後生きたる海損の場合に在ては共擔義務を負擔せずとは如何なる事でありませうか

答 是は理の最も視易き事にて即ち一旦初めの海損に棄却たる貨物あれば其後に生きたる海損の場合に在ては共擔義務を負擔することなきは固よりでありませう又船舶に對する積荷の共擔義務は船舶が後に喪失たる貨物と又と使用ことができぬやうになりたるときは消滅しまするものとす

第九百三十九條 棄却シタル貨物カ海損割賦ノ後所有者ニ返リタルトキハ其所有者ハ救助ノ費用ト棄却ニ因リテ生シタル損害ノ額トヲ扣除シテ既ニ受取リタル割賦金ヲ當事者ニ償還スル義務アリ

問 本條に如何なる場合を規定したるものでありませうか

答 海損の場合に棄却たる所の貨物ハ海損の割賦にて其海損金を請取たる後に其積荷が救助せられて元の所有者に返りたるときは其所有者は救助したるに付ての費用と棄却たるに因りて生じたる所の損害の額とを前に受取いたる海損割賦金の中より差引 其差額あるときは其割賦金又は之を船舶所有者又は船長が受取り之を其棄却たる物の所有者に返しまする

第九百四十條 單獨海損ハ任意ニ非スシテ生シ又ハ船舶若クハ積荷ノミニ生シタル喪失、損害及ヒ費用タリ此海損ハ各所有者各別ニ之ヲ負擔スルコトヲ要ス

問 單獨海損とは如何なる事でありませうか

答 單獨海損の事と前に大略説明致しました通り任意であくして出来たる海損にして必らず免るゝ事が得ぬ場合即ち沈没又は掠奪を避けんが爲めよする坐礁膠沙の如きの任意でなく沈没から沈没の是非遭くねむならぬ海損をいひませう又と船舶若しくは積荷ばかりに生きたる喪失損害及び費用であります即ち單一の物に付ての海損あり此海損は各所有者各別に之を負擔すべきものとします即ち船舶の海損には船舶の所有者之を負擔し積荷の海損にて其積荷の所

有者之を負擔すべきものとします

第九百四十一條

水先案内料、挽船料、避水入費、諸税、手数料又ハ橋、帆若クハ

機關ノ過度ナル使用ニ因リテ生シタル船舶ノ毀損ノ如キ航海ノ通常及ヒ臨時

ノ費用若クハ損害ハ船舶ノミノ責ニ歸ス但反對ノ慣習アル者ハ此限ニ在ラス

問 本條如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 水先案内料要する費用挽船料避水入費即ち寒帯地方水洋通行の際其水を

避くる爲必要する費用と諸種の税即ち船舶が負擔すべき諸税にして港税噸税

燈臺税等なり手数料即ち登記等の手数料又ハ橋、帆若クハ機關の過度なる使

用即ち蒸氣船の蒸氣鐘が蒸氣力の過度たるに因りて破裂し爲めに船舶の毀損

する如キ航海の通常及ヒ臨時に要する費用若クハ損害は船舶のかりの責とし

まして乗客役員に關係せず但し反對の慣習があるそのは此限に在らざるとし

す

第九百四十二條

衝突、破裂其他ノ事由ニ因リテ船舶及ヒ積荷ニ生シタル損害

ニ付テハ自己ノ過失ニ因リテ其損害ヲ惹起シタル者責任ヲ負フ若シ其災害カ

事變又ハ當事者雙方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ各當事者ハ己レニ受ケタ

ル損害ヲ負擔ス

然レトモ當事者雙方ノ過失相均シカラサルトキ又ハ其災害ノ事由ヲ明カニ檢

知スルコトヲ待サルトキハ損害ノ割賦ハ公平ナル酌量ニ從ヒテ之ヲ爲ス

問 衝突破裂其他の事由に因りては如何なる事を申しますか

答 衝突は船舶の方針を誤り即ち船舶の出會ふたる時右に避くるを左に避け

遂に船舶が船舶と衝突をいひ破裂と蒸氣力が強くして鐘が破裂するも其他

の事由とは積荷の危険の物を積込其注意を怠りたる如死をいひます此等の事

由にて船舶及び積荷に生じたる損害は自己の過失に因りて其損害を惹

起したる者が責任を負ひます若し其災害が事變即ち或變動によりて生じたる

か又は當事者双方の過失に因りて生じたるるとき各當事者自己に受けたる

所の損害を負担せねばなりません然れども當事者双方の過失が軽さと重さと

あり例之へば一方は衝突一方は積荷の不注意より生じたる過失あるが如く相

均しぬ場合又ハ其災害の何に起因したるやを檢知することができぬ場合に於

ては損害を双方に受けざる割賦は公平に酌量して其加減のよき所を從ひ升

第九百四十三條

海難ニ於テ乗組員ノ船舶ヲ退去シ若クハ拋棄シタルトキ其船

船又ハ積荷ノ全部若クハ一分ヲ救助シタル者又ハ救援若シハ救助ノ際乗組員ニ助力ヲ爲シテ其功ヲ致シタル者ハ救助賃又ハ助力賃ヲ請求スル權利アリ其賃額ハ危険ノ度、費用、時間及ヒ救助並ニ助力ヲ爲ス危険ト困難トヲ斟酌シテ之ヲ定ム然レトモ其賃額ハ救助シタル物ノ價額ノ三分一ヲ超ニサルヲ得例トシ如何ナル場合ト雖モ半額ヲ超ニルコトヲ得ス

問 海難に於て乗組員の船舶を退去し若クハ抛棄したるとき如何なる行為を云ひますか

答 海難とて天災即ち不慮の颶風旋風海嘯等の如き難に遭ふて若し乗組役員其難を恐れて船舶を顧みずして退去するか又は抛棄したる船舶に於て其船舶又は積荷の全部若くは一部分を救助せし人又は救援即ち既に沈没せんとするを救援ひ若くは沈没したる物ヲ救助する等の場合に於て乗組員に助力ヲ爲して其功績ありし者は之が爲めに救助賃又は加勢賃を船舶に對して請求する權利があります而して其賃額金額ハ危険の度即ち其難に遭ふたる模様と之に要したる費用時間及び救助並に物力を爲す危険と困難とを斟酌して之を定めますされど其賃額は救助したる物の價額の三分一を超えませぬと通例とし

ます且又如何なる場合なりとも其半額を超ゆることはできませぬ

第九百四十四條 海損ノ爲メ保險者ニ對スル請求權ハ共同海損ノ場合ニ在テハ損害額カ船舶及ヒ積荷ノ被保險價額合計高ノ百分一以上ナルトキ單獨海損ノ場合ニ在テハ毀損シタル物ノ被保險價額ノ百分一以上ナルトキニ非サレハ成立セス

問 本條は如何なる場合の規定でムりませぬか
答 保險のある場合に海損の生じて保險者に對する請求權と共同海損の場合に在て損害の額が船舶及び積荷の被保險價額合計高の百分一以上なるるとき單獨海損の場合に在て毀損したる物の被保險價額の百分一以上なるるときだけけむ其請求は成立ませぬ

第九百四十五條 保險契約ニ海損ノ責ニ任セサル旨ノ條款アルトキハ保險者ハ總テ海損ニ付テノ責ヲ免カル但委棄ノ要件ノ存在スルトキハ此限ニ在ラス此場合ニ於テハ被保險者ハ委棄スルト海損請求權ヲ主張スルトノ一ヲ擇フ權利アリ

問 委棄の要件の存在するときは保險者を海損に付ての責に任ずるは如何の

理由でムリですか

答 委棄と全破保険額の支拂を受けて保険者に被保険物を委付す故であります此委棄の要件を保険契約に存すると死に海損の責に任じ被保険者は委棄すると海損請求権を主張すると孰の一方を擇むの権利があります

第七章 冒険貸借

第九百四十六條 冒険貸借ハ船長カ船籍港外ニ在テ船舶又ハ積荷ノ己ムヲ得サル需用ノ爲メ債權者ニ冒険料ヲ支拂フ約束ニテ航海中冒険抵當物ニ付テノ海上危険ヲ引受ケシムル條件ヲ以テ取結フ貸借契約アリ此契約ヲ取結フニハ第八百七十二條ノ手續ニ依ルコトヲ要ス
認可書及ヒ冒険貸借證書ニハ冒険貸借ノ事實、目的、船名、航路、冒険抵當物及ヒ其價額ヲ明記スルコトヲ要ス
冒険貸借ノ金額カ冒険抵當物ノ價額ニ超ユルトキハ債權者ハ其超過額若シ債務者ニ詐欺ノ意思アル場合ニ在テハ全金額ニ利息ヲ附シテ之ヲ取戻スコトヲ得
期望ノ利益ハ之ヲ積荷ノ價額ニ算入スルコトヲ得ス

問 冒険貸借と如何なるものと云ひますか

答 冒険貸借とは船長が船籍港外に在る船舶又は積荷の己むを得ませぬ需用即ち入用物の爲めとは航海中甚だしき險阻を通航する時に船舶積荷を保全に入用の爲めと云ふ意であります此場合に債權者より船長は冒険料を支拂ふ約束にて航海中船舶又は積荷に付ての海上危険を引受けさす條件を以て取結ぶ貸借契約を云ひます而して此契約を取結ぶに第八百七十二條の規定に依らねむなりませぬ

問 認可書とは如何なるものを申しますか

答 認可書とは船長の冒険の申立てを管海官廳の認可するを云ひます其認可書は冒険貸借證書に即ち冒険貸借の事實目的何々の利益を目的とすること其船名航海の線路冒険抵當物及び其價額を明記するものとします而して第三項に冒険貸借の金額が冒険抵當物の價額を超過するときは債權者其超過額が若し債務者即ち船長が債權者を欺く意思ある場合例之へば二百圓の實價の抵當物を以て二百五十圓の價額あると詐欺したるの超過額なることが知れたるときは債權金額に利息を附して之を取戻すことが出来ます

問 期望の利益と之を積荷の價額を算入することを得せとは如何

答 期望の利益と危険を冒して利益を得んことを望み果して得るや否や未だ豫定することができぬ利益を云ひます此利益を積荷の利益に算入するおとのできぬは前に云ふ未だ得ると得ざるを知り難き利益をなすなり

第九百四十七條 船舶〔附屬物ヲ包含ス〕運送貨及ヒ積荷ハ之ヲ總括シ又ハ分別シテ冒險抵當ト爲スコトヲ得然レトモ積荷ノミハ其需用ノ爲メニヌルニ非サレハ之ヲ冒險抵當ト爲スコトヲ得ス
船舶ノ冒險抵當ニハ明示ナキモ船舶ノ附屬物及ヒ航海ノ終ニ於テ得ヘキ運送貨ヲ包含ス

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリますか

答 本條は冒險抵當となすことができる物を示す規定でムリます冒險抵當と爲すおとができるものと船舶及び附屬物運送貨及び積荷を總括て又船舶運送貨と分別て冒險抵當と爲すおとができますされども積荷ばかりと其之を需用する爲めにするでなければ之を冒險抵當と爲すことはできません其理由の積荷は各箇所有主のあるものなればなり

問 本條の第三項へ如何なる意義理由でムリますか

答 船舶を冒險抵當としまするものは別に明示せずとも船舶の附屬物及び航海の終に於て即ち到達地に於て得ざる運送貨を包含す其理由は船舶は附屬物即ち第八百三十八條に記載するものがなくて船舶と完全なるものと云へませぬ故でムリます又航海の終の最早是限に航海を廢止せるを以て運送貨は船舶の中を含むものとします

第九百四十八條 同一ノ物ヲ相異ナル需用ノ爲メニ數回冒險抵當ト爲シタルトキハ後ノ債權ハ前ノ債權ニ先ツモノトス

問 本條の理由は如何なることでムリますか

答 同一の物を相異なる需用の爲めには例之へ同一の船舶を以て東京迄行き再三東京へ行くときと數回の抵當と爲したるものにて其最後に抵當とせし場合が最も効力ある債權にて前の債權に先つものと致す

第九百四十九條 冒險貸借證券ハ求ニ因リテ二通以上ヲ交付シ又指圖式ニテ之ヲ發スルコトヲ得指圖式ニテ發シタル場合ニ在テハ裏書ヲ以テ轉付スルコトヲ得然レトモ裏書讓渡人ハ元金ノ支拂ニ付テノ責ヲ負ヒ冒險料ノ支拂ニ付

問 期望の利益と之を積荷の價額を算入することを得べきは如何

答 期望の利益と危険を冒して利益を得んことを望み果して得るや否や未だ豫定することができぬ利益を云ひます此利益を積荷の利益に算入するよとのできぬは前に云ふ未だ得ると得ざるを知り難き利益をなすなり

第九百四十七條 船舶(附属物ヲ包含ス)運送賃及ヒ積荷ハ之ヲ總括シ又ハ分別シテ冒險抵當ト爲スコトヲ得然レトモ積荷ノミハ其需用ノ爲メニスルニ非サレハ之ヲ冒險抵當ト爲スコトヲ得ス
船舶ノ冒險抵當ニハ明示ナキモ船舶ノ附属物及ヒ航海ノ終ニ於テ得ヘキ運送賃ヲ包含ス

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリますか

答 本條は冒險抵當となすことができる物を示す規定でムリます冒險抵當を爲すよとができるものと船舶及び附属物運送賃及び積荷と總括して又船舶運送賃と分別して冒險抵當を爲すよとができるものと積荷ばかりと其之を需用の爲めにするでなければ之を冒險抵當を爲すことはできません其理由の積荷は各箇所有主のあるものなればなり

問 本條の第三項は如何なる意義理由でムリますか

答 船舶を冒險抵當としますよとは別に明示せずとも船舶の附属物及び航海の終に於て即ち到達地に於て得ざる運送賃を包含す其理由は船舶は附属物即ち第八百三十八條に記載するものがなくては船舶と完全なるものと云へませぬ故でムリます又航海の終の最早是限に航海を廢止せるを以て運送賃は船舶の中を含むものとします

第九百四十八條 同一ノ物ヲ相異ナル需用ノ爲メニ數回冒險抵當ト爲シタルトキハ後ノ債權ハ前ノ債權ニ先タツモノトス

問 本條の理由は如何なることでムリますか

答 同一の物を相異なる需用の爲めには例之へて一の船舶を以て東京迄行き再三東京へ行くときと數回の抵當と爲したるものにて其最後に抵當とせし場合が最も効力ある債權にて前の債權に先つものと致す

第九百四十九條 冒險貸借證券ハ亦ニ因リテ二通以上ヲ交付シ又指圖式ニテ之ヲ發スルコトヲ得指圖式ニテ發シタル場合ニ在テハ裏書ヲ以テ轉付スルコトヲ得然レトモ裏書讓渡人ハ元金ノ支拂ニ付テノ責ヲ負ヒ冒險料ノ支拂ニ付

テハ明約アルニ非サレハ其責ヲ負ハス

問 本條は如何なる場合を規定したるもので与りますか

答 冒險貸借証券は受取人の請求に因りて二通以上を交付し又指圖式にて之を發する處ができませんものとします乃ち指圖式にて發したる場合に在ては裏書を以て讓渡することができません然れども裏書讓渡人は其裏書讓渡したる元金の支拂に付てのみ其責任を負ひまして冒險料の支拂に付ては別に明約があるでなければ其責を負はぬものとします

第九百五十條 冒險貸借金額及ヒ冒險料ハ別段ノ期間ヲ約定シタルニ非サレハ

船舶ノ投錨後八日內積荷ニ付テハ其陸揚後八日內之ヲ辨償スルコトヲ要ス若シ此期間ニ辨償ヲ爲ササルトキハ債權者ハ冒險抵當物ニ對シテ質權ヲ行フコトヲ得

總テノ冒險抵當物ハ其債權者ニ對シテ連帶ノ責任ヲ負フ

問 冒險貸借金額及び冒險料と何日間之を辨償しますか

答 冒險貸借金額及び冒險料と通例碇泊後八日內積荷に付ては其陸揚したるより後八日內に之を辨償するものとします此期間を過ぐるときは債權者と

冒險抵當物に對して質取權を行ふことができます

總の冒險抵當物即ち船舶(附屬物とも)運送貨及積荷は一名の責任にて抵當物と爲すまゝいできませぬ必らず連帶責任即ち船舶所有者船長等冒險抵當物に關係ある者の負擔するものとします

第九百五十一條 航海ノ變更他ノ船舶ニ貨物ノ積換其他危險ノ變更ハ避ク可カ

ラサル必要ニ出タルニ非サレハ債權者ヲシテ海難ニ付テノ責ヲ免カレシム

問 航海の變更とは如何なる場合を云ひますか其他危險の變更とは如何

答 航海の變更とは第八百九十二條の場合即ち到達港か封港又は其他の處分に因りて閉鎖せられたるときをいふ貨物の積換とは第八百八十七條の場合即ち貸借人は航海前又は航海中已むを得ざる場合に於てハ貸借人の不利益と爲らざることを限り契約書に記したる船舶より他の船舶に自費を以て運送品を積換ふることを得るの場合其他危險の變更とは海損の場合の如き沈没が坐礁膠沙と變更したることを云ひます此危險の變更は避くことのできぬ必要に由るものと云ふべきは債權者をして海難に付ての責を免れまゐて之を負擔することなしとします

第九百五十二條 冒險貸借債務ノ辨償ハ冒險抵當物ノ全部カ航海中海上危険ノ爲メニ喪失シタルトキハ之ヲ求ムルコトヲ得ス若シ毀損又ハ一分ノ喪失ノ場合ニ在テハ其殘餘ノ價額ニ限り之ヲ求ムルコトヲ得但海損及ヒ救助ノ費用ハ之ヲ扣除ス

前項ノ場合ニ在テハ海損ニ付テノ損害賠償ハ債權者ノ利益ニ歸ス

問 冒險貸借債務ノ辨償ハ冒險抵當物ノ全部カ航海中海上危険の爲め喪失したるときは之を求むることを得ずとは如何なる理由でありますか

答 冒險貸借と普通航海の貸借とは異にして固より非常の危険を冒す爲めの貸借にして且其貸借に付ての抵當物の全部が航海中海上危険の爲めに喪失したるときは其債務の辨償は求むるべきでせぬと當然であります然れども若し毀損したるか又は一分の喪失の場合に在ては其殘餘の價額を限り之を求むることを得ます尤も海損及び救助の費用は之を差引ます

前項の場合に在ては債權者は海損に付ての損害賠償を求むる權利がありまするを以て損害賠償を爲したるときは利益と債權者の利益となり得ることゝ規定してありませ

第八章 保險

第一節 保險契約ノ取結

第九百五十三條 總テ航海ノ危険ニ罹ル可キ適法ナル財産上ノ利益ハ航海ノ全部又ハ一分ノ爲メ平時ト戰時トナ問ハス航海前又ハ航海中ニ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得

殊ニ船舶(附屬物ヲ包含ス)貨物運送貨、旅客運送貨、運送貨物、其賣却利益、仲買人手數料、仲立入手數料、冒險貸借債權海損、債權其他船舶債權者ノ債權及ヒ保險者自身ノ利益ハ之ヲ總括シ又ハ分別シテ保險ニ付スルコトヲ得

船舶乗組員ノ給料及ヒ報酬ノ保險ハ無効トス

問 本條の意義理由如何にてムリやまずか
答 本條は海上の保險に付て規定されしものにて陸上保險は既に説明せし如く陸上にて起る災害を救済方法にて海上保險とは海上に起りたる危険を救済することを申す今此所にて其保險の契約を取結ことを規定せしめて航海の危険に罹る可き適法の財産と申のハ航海中に危険に罹らねば保險に用ゐる等もる危険に罹るものとして後日の危険を救済ひまを夫故に法律上にて正當の財産と認められしものより生ずる利益は航海の全部又は一分の爲め例之へを神

戸より長崎まで航海するものとすれば神戸長崎間の全分にして馬關又は其他の港へ立寄るものとすれど其港までと定めるものが一分あり平日も戦争のあるときも又航海前にも航海中にも其全部又は一分の保険を頼むとが出来

其外保険おすることの出来るものは船舶はもと漁船とか帆船とか船とを總て船舶に必要の物を含んで居ります又貨物運送賃旅客運送賃運送貨物其賣却利益仲買手数料仲立人手手数料買借債權海指債權其外船舶債權者の債權及び保險者自身の利益は之を總括又と分別して保險を委託することは出来ず

問 何故に船舶乗組員の給料及び報酬の保險を無効と致しませぬか

答 此理由は第八百七十六條第二項と第八百八十條とを看るに海員は非常なる服務の爲めに別段に報酬を請求する能はざり又船舶が目的の港まで達せぬうちに沈みしと死と給料を請求する權理なしと定められしを以て非常の時又は沈没せし時も保險する効力のなきものといはします

第九百五十四條 船舶ノ被保險價額ハ危險ノ始マル時及ヒ地ニ於テ船舶ノ有スル價額トス

問 何故に船舶の被保險額は最初に定めませぬか

答 船舶被保險額をはじめに定めぬのは積荷の多寡船舶債務の有無多少を關係して居りまするもへ荷積乗組等の悉皆終り出帆すると定まりし時其被保險額を定むるものであります又其出帆する土地に依りて物價に差がある故之も亦時と共に被保險額を關係いたしはす

第九百五十七條 船舶ノ危險ハ積荷又ハ底荷ノ積入ノ始マル時ニ始マリ荷卸ノ終リタル時又ハ不當ノ遅延ナクシテ其終リ得タル可キ時ニ終ル但別段ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

問 船舶の危険が始まり又終るとき如何ある時でりますか

答 船舶の危険は積荷又は下積荷を船中へ積入れるとき始まりて其船舶が目的の地に着し其積荷を陸上する時お終ります又船員の過失等より生じたる遅延にあらすして陸上を終ることの出来得べき時に終ります何んともあれ碇泊中は安全なれども積込のうへに航海中なれど此間を以て危険といはします然しあがなら別に積荷もなく碇泊中よても保險を受ける契約のある時此危険の定めは従ひません

第九百五十六條 冒險貸借債權及ヒ海損債權ハ冒險抵當物又ハ共擔義務ヲ負フ物ノ價額ヲ限トシテ保險ニ付スルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何ですか

答 前の海損及び冒險貸借に於て冒險貸借債權も海損債權のことも又冒險抵當物も共擔義務も説明したれを爰ハ再説明セテ冒險貸借債權及び海損債權を保險に付せるものは冒險抵當物又は共擔義務を負ふ物の價額を限るとして保險に付することを得る所以と萬一其價額より超ゆるとすれば被保險金を支拂ふべき場合に至りしときと保險者は實際價格の低き物に對して過分の被保險料を拂之ねばならぬ譯なり故に第九百四十六條第三項を參觀セバ明瞭でムまそ第九百五十七條 保險契約取結ノ後戰爭起リ其他總テ國ノ處分ニ出ツル危險生シタルトキハ當事者ハ契約ヲ解除スル權利ヲ有ス但保險料ノ相當ナル増加ヲ豫定シタルトキハ此限ニ在ラス 既ニ支拂ヒタル保險料ハ契約解除ノ場合ニ在テハ之ヲ償還スルコトヲ要ス

問 國の處分ニ出づる危險生じたるときは當事者は契約を解除する權利を有すとは如何なる場合を申すか

答 國の處分に出づる危險とは即ち暴動内亂等を申すを而して本條の意義理由は先船舶が保險契約を取結びたる後外國を戰爭起るか又は暴動内亂の起りしとき危險が平常のときより多故普通の保險料にて保險を引受くるときは保險者の損害たるものと明白なるを以て契約を解除することを得るなり又被保險者も在ても保險者の損害申立てに依り強て保險せしめんとするには別段の方法に依らねとあらぬ故契約の解除を得ます又戰爭暴動の起りし時は保險者も平常の如き契約取結び難ければ保險料を増して契約既ニ取結びたるは戰爭暴動あるを以て契約を解除するものと出來ませぬ 以上の場合にて契約を解除する權利あるを以て若し解除せしときは最初より拂込みたる保險料を被保險者へ返還することを要します

第二節 保險者及ヒ被保險者ノ權利義務

第九百五十八條 被保險者ハ危險ノ始マル前ニ航海ヲ止メタルトキハ被保險額ノ二百分一ノ損害賠償ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得

問 保險者及び被保險者の權利義務とは如何なるものでムりますか

答 保險者の權利義務とは即ち戰爭などにて掠奪されたるなど明約なけ

れを損害を賠償を爲す責なしと云ふは其權利にして海上にて危険に陥り保險物を紛失するか又は毀損せしむる之が損害を賠償するべきものは即ち保險者の義務でムリます又被保險者の權利は例之へを保險者に對して損害要求を爲し得る權利ある如きを云ひ保險者に對して保險料を拂ふべき責任が所謂被保險者の義務でムリます

本條は別段説明は致しません只此條は保險契約を解除したるときは手数料其他の損害あるべきに依り被保險額の二百分の一を保險者に與ふべきことを規定されたものでムリます

第九百五十九條 保險者ハ海上危険ノ發生ニ因リ殊ニ暴風雨、破船、坐礁、膠沙、流水、衝突、投荷、火災、破烈、盜難、劫掠ニ因リ又ハ航海線路若クハ船舶ノ己ムヲ得サルニ由テタル變更ニ因リ又ハ乗組員ノ不正若クハ過失其他ノ事由ニ因リテ生シタル總テノ喪失及ヒ損害ヲ負擔ス但契約ヲ以テ取除テ設ケタルモノハ此限ニ在ラス

保險者ハ明約アルニ非サレハ戰爭其他總テ國ノ處分ニ出ツル危険殊ニ掠奪、宣戰、報復、封港、鎖港、差押及ヒ此類ノ事由ニ因リテ生シタル喪失及ヒ損害ヲ

負擔セス

問 船舶の已むを得ざるに出でたる變更に因り又は乗組員の不正若くは過失其他の事由に因り生じたる喪失及び損害は如何なることを申しませしか

答 海上危険の發生即ち暴風雨破船坐礁膠沙流水衝突投荷火災破裂盜難劫掠などを除き船舶の機械に破損を生じ夫が爲め航路を變じ又は糧食等に關して已むを得き船舶の航海の模様を變更するが如き場合又ハ乗組員の不正若くは過失例之へを保護すべき積荷を喪失ひ又は破損する等のことに因りて生じたる總テの損害は保險者が負擔すべきものと本條に規定られたものでムリます併しながら別に保險者被保險者の間ニ契約して保險するものとせざるものと取除きをしたとき此規則にて定めません

問 此類の事由に因りて生じたる喪失及び損害を負擔せずとは如何なる理由でムリますか

答 此理由は前條にて説明したる如く戰爭などの非常の時に在ては危険多きが故に平生と同じ保險料を以て保險契約を取結べば保險者に不利なるは明かなるべし故に保險者は特別の約束が無れば戰爭又は暴動内乱などの一國の處

分に係る危険掠奪宣戦即ち開戦の令ありたる時報復敵ふひくひを爲す時封港即ち船舶の出入を禁ぜるとき鎖港船舶の入ることを禁ぜるとき差押即ち船舶其他のものを差押する時の如く總て此等の事由に因りて生じたる損害は保險者が引受けて賠償するお及ばぬことでムリます

第九百六十條 保險者ハ水先案内料、挽船料、船舶又ハ積荷ニ付キ支拂フ可キ手数料、關稅其他ノ諸稅、年數、腐朽又ハ蠹蝕ニ因リテ生シタル損害通常ノ使用ニ因リテ生シタル損耗船長又ハ海員ノ行爲ニ付キ船舶所有者ノ負擔スル責任航海不耐用又ハ機裝若シハ乗組員ノ不十分又ハ成規上ノ書類ノ欠缺ニ因リテ生シタル損害ヲ負擔セス

問 何故に保險者は本條に記載する處の者付て損害の義務を有しませんか
答 條文記載のその即ち水先案内料挽船料船舶又と積荷の手数料關稅其他の諸稅年數腐朽又と蠹蝕より生じたる損害通常の使用方にて耗り損じたる者船長又と海員の所爲にて船舶所有者が負擔する責任航海の用よ立ぬ者又は船舶の航海の不用意乗組員の足ざること又は成規上の書類即ち航海日誌又は荷物運送の帳簿等よ不十分ある處ありて夫より生じる總ての損害と保險の性質に

あらず保險の性質は元來意外の事變を罹りたるものと救済する筈なれど豫め察することの出来る此等のものに對して保險者之賠償の責任はありませぬ

第九百六十一條 損害ヲ賠償ス可キ保險者ノ義務ハ被保險者カ其損害ニ付キ船長其他ノ人ニ對シテ賠償請求ノ權利ヲ有スルカ爲メニ之ヲ負カルコトヲ得ス

問 本條の理由は如何です

答 保險者は既に保險料の拂込を受け居りまするに被保險者か損害を受けれたときに仮令船長又は其乗組員が其損害賠償を爲す權利ある故船長又と乗組員より賠償をさせて自己は其被保險金額を拂らとすに居ることは許りませぬ何となれば保險料を受取るながら損害の場合に他人に責任あるとも己れの責任までを移して負擔せれば即ち欺て取たのも同一でムリます

第九百六十二條 保險料ハ契約上ノ航海期間ヲ延長シタルトキハ割合ニ應ミテ之ヲ増スコトヲ要ス然レトモ其期間ヲ短縮スル場合ニ在テハ之ヲ減スルコトヲ得大航海ヲ短縮スル場合モ亦同シ

問 何故に期間を短縮するとも保險料を減ませぬか

答 約束を定められた保険の期間を延ばすには延べしれた日数及び拂込の保険料と比較して保険料を増せしむるに被保険者は最初に被保険物を検査して被保険金額に照して保険料を申受くる故に損害なしと雖も若し期間短縮の爲め其保険料を減するときは被保険金額と保険料とを比較して失ひ強ひて之を行はしめ憊悻を期するものにして保険の性質上許さざる處なり故に減少することを得ません且又航海を短縮するも之を同一でムります

第九百六十三條 海客運送貨ノ保險ハ航海ノ延長 旅客ノ載換、避難港ニ於ケル旅客ノ給養、他船ヲ以テスル旅客ノ運送、食料ノ喪失若クハ減損其他此類ノ海上災害ニ因リテ生シタル旅客運送費増額ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ被保險者ニ與フルモノトス

問 此條ノ如何なる意義でムりますか

答 本條は旅客運送貨の保險に付ての規定にて航海の延長旅客の載換海上の災害を避けて港へ入りし間旅客に給する費用他船を以て旅客を運送する場合の費用食料と災害よて失ひ又は減損したる場合其外海上めて災害の爲めに旅客運送の費用不足を生じたるるときに其賠償を爲もの即ち被保險額にして

之を請求する權利を被保險者に與ふべきこと規定たものでムります

第九百六十四條 貨物運送貨又ハ旅客運送貨ノ通常額ヲ増加シテ運送貨物又ハ旅荷物ノ危險ヲ引受クル者アルトキハ保險ニ關スル原則ヲ之ニ適用ス

問 保險に關する原則を適用するは何故でムりますか

答 別段に保険料を申受けずし貨物運送貨又は旅客運送貨の通常額を増加し即ち通常神戸より横濱まで一尺立方の貨物運送貨十五錢なるに其原價五圓の物品なるものと之に比して十五錢と二倍若くは三倍にして申受け以て保険料を代ふるものあるときは之を被保險者と看做して保險に關する規定に従ふしむるものでムります

第三節 委棄

第九百六十五條 委棄ハ至被保險額ノ支拂ヲ受ケテ保險者ニ被保險物ヲ委付スルニ在リ

委棄ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申込ムコトヲ得

- 第一 船舶ヲ沈没シ破碎シ又ハ踪跡ヲ失ヒ又ハ使用ニ耐ヘサルトキ
- 第二 船舶ヲ掠奪セテ又ハ國ノ處分ニ因リテ抑留セラレタルトキ

財產擔保篇

第五章

第五節 第三

者ニ對スル抵當ノ効力

第四款 委棄

第二百七十

三條

第三所有者ハ所有權徵収ノ手續中何時ニテモ訴追ノ目的タル不動産ヲ委棄スルコトヲ得其委棄ニ因リ第三所有者ハ訴追債權者ニ所持ノ不動産ノ所有權ト其法定ノ占有トヲ保存シテ其危險ヲ擔任ス

第三 喪失ハ又毀損カ價額ノ四分三ヲ超エタルトキ

委棄ハ一分ノミ又ハ條件附コテ之ヲ爲スコトヲ得ス又之ヲ取消スコトヲ得ス
問 委棄トシテ如何あることを申すか且此條の說明は如何でムリますか

答 委棄とは被保險物が用ゆることの出来ぬ場合に立至りたる爲に被保險額の全額の支拂を受けて保險者に其被保險物を引渡すことを申す委棄の申込をするには次に掲げたる場合に申込むことが出来ます
第一 船舶が沈むとか破砕るとか又其踪跡が知れぬとか又は使用ふことが最早出来なくなりしと云

第二 船舶が海賊などに掠奪れしときか又は封港とか差押とか國の處分に依りて抑留られたるとき

第三 海上の災害の爲め價の四分の三以上を喪失し又は毀損したるとき即ち十萬圓の價額ある船舶が災害即ち暴風雨空難等にて其四分三七萬五千圓以上を失ひたるときは委棄の申込みを爲すを得ます
委棄をなすには其物の全部を爲さねばならぬものにて一部分のみ又は或る條件附めては爲すことを得る又委棄を爲したる後には之を取消とて出来ませぬ

第二百七十四條

主たる債務者又ハ保証人トシテ自身ニ債務ヲ負擔シタルモノニ非サレ第三所持者ノミ委棄ヲ爲スル得「連合債務者」ノ中ニテ債務ニ於ケル自己ノ部分ヲ弁償シタル者及ヒ供物保証人ハ訴追中ト雖モ委棄

第九百六十六條 船舶カ到達港ニ達セス且發航ノ時又ハ其船舶ニ付キ最後ノ通信アリタル時ヨリ一今年ヲ經過シタルトキ又沿岸航海ニ在テハ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ其船舶ハ踪跡ヲ失ヒタルモノト看做ス

有期ノ保險ノ場合ニ在テハ前項ノ期間満了後ハ其船舶ハ保險期間ニ喪失シタルモノト推定ス
問 此條は如何なる規定でムリませぬか

答 是は船舶の踪跡の知れぬと認める時期を定むるものにて船舶が目的の港に到着せし且出帆した時又は其船舶に付て終の通信がありてより後一ケ年經過て知れぬ時は無きものと認め又陸地近き處を航海した時に同しく行衛の知れぬときと六ヶ月を限りとして其船舶は無きものと認めます
又期限を定める保險の場合に於て之前に記したる一ケ年又は六ヶ月の期間が満ちたる後と保險期間即ち保險として其効力のある間に喪失したるものと推察いたします

第九百六十七條 坐礁、膠沙ニ罹リタル船舶ハ之ヲ引卸シ修繕ヲ加ヘテ到達港マテ航海ヲ繼續セシムルコトヲ得ヘキトキ保險者カ此カ爲メニ必要ナル費用

チ爲スコト
チ得

第二百七十
五條

有効ニ委棄
チ爲スコハ
自身ナルト
代人ノ資格
ナルトヲ問
ハス所有權
徵収ノ訴追
ニ被告トシ
テ出頭スル
能力ヲ有ス
ルモノトス
ル
第二百七十
六條
委棄ハ委棄
者又ハ其部

ノ前貸チ爲スコト於テハ使用ニ耐ヘサルモノトシテ委棄スルコトヲ得ス然レト
モ被保險者ハ此場合ニ於テハ坐礁、膠沙ノ爲メニ生シタル費用及ヒ海損ノ爲
メノ請求權ヲ保有ス

問 本條は如何なる場合を規定いたしましたか

答 本條は暗礁へ乗上げ又は淺洲へ乗上げたる船舶を引おろして修繕をせれば目的の港まで航海を續けることが出来ると思込みしとき保險者が之を修繕するに必要なる費用を前貸を爲すに之を拒きて其船舶を修繕するも航海の用にあらぬものとして之を委棄することは成らぬと規定されたものでムリます然しなから暗礁又は淺洲へ乗上たる場合に之より生じた費用即ち荷物の陸上又は此危険を避くる費用等及び海損の爲めに被保險者は保險者對して其損害の賠償を求むることが出来ることを規定された條件で御坐ります

第九百六十八條 使用ニ耐ヘサル船舶ノ積荷ハ船長カ他ノ船舶ヲ以テ之ヲ到達港ニ送達スル能ハサルトキニ限り委棄スルコトヲ得若シ船長カ其積荷ヲ送達スルコトヲ得タルトキハ保險者ハ總テノ海損及ヒ運送貨ノ増額、積荷ノ救助積換、倉入其他ノ事由ニ因リテ生シタル總テノ費用トシテ負擔ス

問 此條は如何なる意義でムリますか

答 本條は即ち海上にて災害を被り夫が爲め使用することができぬ船舶の積荷は船長の他の船舶に積換て目的の港まで送ることが出来る場合のみを限りてその積荷を委棄することが出来る規定でムリます併しながら船長が目的の港までその積荷を送り届けることが出来たときの保險者は船舶積荷の海損他船積換へし運送貨の増額積荷救助の費用其他積換倉入等より生じたる總ての損害を負擔して賠償すべきものと規定いたしました

第九百六十九條 被保險者ハ災害ノ通知ヲ得タル後又ハ第九百六十六條ニ定メタル期間ノ満了後三日内ニ委棄ノ理由タル事實ヲ保險者ニ通知シ且六个月内ニ其委棄ヲ申込ム義務アリ

前項ノ期間ヲ怠リタルトキハ被保險者ハ保險契約ヨリ生スル通常ノ請求權ノミヲ主張スルコトヲ得

問 通常の請求權のみを主張することを得ると如何なるよとを申すか

答 被保險者船舶の災害を受たる通知を受取し後又ハ第九百六十六條に定められておる踪跡不分明の期限後三日内委棄に立至りたる理由事實を保險者

理代理人抵
當財産所在
地ノ裁判所
ノ書記課ニ
於テ之ヲ陳
述シ其陳述
書ニ署名シ
テ訴追債權
者ニ告知ス
ルコトヲ要ス
ル
裁判所ハ
訴追債權者
又ハ第三所
持者其他ノ
利害關係人
ノ請求ニ因
リテ委棄ニ
付テノ管財
人ヲ委任ス
但所有權徵

收ノ訴追ハ此管財人ニ對シテ繼續ス

第二百七十條

第三所持者又ハ其代人ハ競落アル迄ハ何時ニテモ委棄ヲ爲シタルト同一ノ方式ヲ以テ其委棄ヲ言消スコトヲ得此場合ニ於テハ訴追債權者ニ對スル總債務ト其

通知し且六ヶ月間に委棄を申込み保険金額を受取る義務がムリます其義務を盡さす即ち三日以内に理由を報知し六ヶ月以内ハ委棄申込みを爲さざりしときと被保険者と保険者より通常の請求即ち委棄などの如く契約上特別決定するものを除き通常保険金を申受けべき請求權利を主張することを得るなり

第九百七十條 保險者ハ別段ノ契約アルニ非サレハ委棄ノ申込み受ケタル後三個月内ニ被保險額ヲ拂渡スコトヲ要ス然レトモ委棄ノ辯明ニ供スル證書ノ交付ヲ受ケス且總テ委棄シタル物ニ係ル他ノ保險、冒險貸借、登記ヲ經タル債權其他ノ債權ノ通知ヲ受ケサル以前ニ拂渡ヲ爲スコトヲ要セス右ニ掲ケタル證書ノ旨趣ニ對シテハ反對證據ヲ擧クルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したものでムリますか

答 委棄の申込みに対して被保険金を拂すに付き委棄の証明證書に付て規定めたるもので御座ります保險者は別段に被保險者と約束を爲さざれば委棄申込みを受けたる後三ヶ月以内に被保險額を拂渡すことを要しますけれども確しかに船舶を委棄した者と云ふ辨明證書も受取ら且總て委棄したる者にかゝる他の保險即ち委棄したる船舶の貨物の保險運送賃の保險等又ハ冒險貸借登記を經

時マテノ費用トナシケ月内ニ辨濟シ又ハ供託スルコトヲ要ス但他ノ債權者ノ訴追ノ權利ヲ妨ケヌ又滌除ノ期間カ經過セサルニ於テハ其債權者ニ對スル滌除ノ權利ヲ妨ケス

たる債權又は他の債權の通知を受けなければ拂渡すに及びませぬ又保險者は其委棄を辨明する證書に反對したる証據あるときは之を以て被保險者に向て争ふことを得るなり

第九百七十一條 被保險者ハ詐欺ノ委棄申込み爲シタルトキハ其保險上ノ權利ヲ失ヒ且委棄シタル物ニ係ル債權ヲ自ラ支拂フコトヲ要ス

問 詐欺の委棄とは如何なることにて且此條の性質之如何でムリますか

答 詐欺の委棄とは即ち保險に付したる船舶が海上にて災害に罹り之を委棄たりとして被保險金を食ふの意でムリます例之十五萬圓の船舶貨物を保險に付し之を他に賣與するの質入するかして其利を占めあつたら保險者を欺く沈没したりし即ち約束の被保險額を得る手段でムリますかゝる申込みを爲したるときは被保險額を請求する權利を失ひ且其行はんとしたる委棄に係る總での損害を自ら負擔せねばならぬことと規定されたものでムリます

第九百七十二條 委棄シタル物ニ付テノ被保險者ノ權利ハ其委棄ノ承諾又ハ有効ナリトノ判決ニ依リテ保險者ニ移ル
船舶ノ委棄ニハ救助セラレタル運送貨物ノ運送賃全額ヲ包含ス但其運送賃ノ

負擔スル總テノ義務ハ之ヲ扣除ス

問 委棄の承諾又は有効なりとの判決と如何あることありませう

答 委棄の承諾と即ち被保物を災害の爲め委棄したるを以て之を通知し又は證明して保険者の承諾を受くるものと云ひ有効なりとの判決とは裁判所に於て委棄したる事實を取調べ其委棄は船舶乗組員が百方計つきて愈棄べき時に至り委棄したるは之れ委すへき効力ありて委棄したりと判決するを云ふ

問 運送費の負擔する義務を扣除するとは何を申すか

答 船舶を委棄する場合に運送貨物か救助せらるゝれを其運送賃金額は委棄の中算入するものとす何んとなれば救助に依て貨物とのみ得たるまでにて其救助費用より他船を以て運送す賃金は被保険額にて拂ふが至當てムりませう併し保険人は之を支拂ても運送賃の義務即ち運送貨物に對しては義務を負擔いたしません何とされし貨物と委棄を免れて居る故でムりませう

第九百七十三條 被保險者ハ委棄申込ノ後ト雖モ被保險物ヲ救助シ又ハ取戻ス爲メ及ヒ一層大ナル損害ヲ避ケル爲メ成ル可ク注意ヲ爲ス義務アリ又右ノ目的ノ爲メ支出シタル費用ハ救助セラレタル物ノ價額ニ至ルマテ保險者之ヲ負擔スルコトヲ要ス

問 本條の如何ある場合の規定でムりませうか

答 本條の即ち被保險者と保險者に對して委棄を申込し後と雖も其被保險物を救ふこと又は之を取戻すことに注意し且被保險物か別な危険などに陥らぬ様注意すべし義務のあること、又保險者と被保險物を救助し取戻し又は一層大なる危険に陥らぬ爲めに入用の費用は一部分の救助取戻の出來しときは其一部分の價格に至るまで支出すべしものと規定られた條件でムりませう

第九百七十四條 掠奪セラレ又ハ國ノ處分ニ因リテ抑留セラレタル場合ニ在テ

ハ被保險者ハ此事實ヲ保險者ニ通知シタル後六个月内ニ判決又ハ沒收ノ言渡ナキトキハ始メテ委棄ヲ申込ムコトヲ得掠奪ノ場合ニ在テハ被保險者ハ已ムテ得サルトキニ限り豫メ通知ヲ爲サス且保險者ノ委任ナシト雖モ贖戻ヲ爲スニトテ得然レトモ保險者ハ其贖戻ヲ自己ノ計算ニテ引受クルト否トテ選擇スル權利ヲ有ス

問 本條の意義理由は如何でムりませうか

答 此條は即ち海賊等お船舶を奪これ又と國の處分即ち戰爭其他の一國の處分を以て船舶を抑留られたる場合よは被保險者は其事柄を保險者に知らせ

たる後六ヶ月内に其船舶が如何に判決せざるかと夫を没收するゝか何れも言
渡さず時と始めて委棄を申込む被保険額を請求する事が出来ると規定した
條件でムリます而して賊の手に入り敵の方へ奪はれし場合は贖戻の出来る時
と且己ひを得ざる時と被保険者と保険者の委任なくとも之を贖戻し得れども
亦保険者は自己の計算にて贖戻するとせざるとは其意見にて選ぶ権利を持つ
ものと規定したる條件でムリます

第九百七十五條 一旦申込ミタル委棄ノ効力ハ後日ニ至リ船舶ノ救助又ハ歸航
ニ因リテ變スルコト無シ

問 本條は如何ある場合を規定いたしますか

答 被保険者が一旦委棄を申込みたる後に至りて其船舶の救助に依り又歸航
することの出来たるに因りて委棄の申込を廢止することの出来ぬを規定めた
ものでムリます

第九章 時効

第九百七十六條 船舶債權者ノ債權及ヒ冒險貸借、海損並ニ救助ニ因リテ生
タル債權ハ船舶所有者船長又ハ海員ノ一身ニ對スル請求權ナルトキト雖モ之

証據篇第二
部第二章

時効ノ拋
棄

第百條

時効ハ豫メ
之ヲ拋棄ス
ルヲ得ス但
第百二十條
第二項ニ記
スル如ク占
有者カ將來
ニ向ヒテ其
占有ノ容假
ヲ認ムル權
利ニ妨ナミ
成就シタル
時効ハ之ヲ
拋棄スルコ
トヲ得又其

ナ主張スルコトヲ得ル日ヨリ起算シ一年ヲ以テ時効ニ權ル
委棄ニ付テノ訴權ハ第九百六十九條ニ掲ケタル申込期間後一个月ノ満了ヲ以
テ消滅ス

問 本條は如何ある規定でムリますか

答 本條は船舶の債務の時効を規定する條件にて船舶債權者の債權及び冒險
貸借又は海損又之救助などい生じたる債權が仮令船舶所有者又は船舶乗組
員の一身に付て爲すべき債權にしても其請求を主張ことの出来る日より計算
を始めて一年を以て時効に權るものと規定られたものでムリます又委棄の
訴訟即ち委棄に付て訴訟を起す日限は第九百六十九條の委棄申込期限後一ヶ
月間と定められます

第九百七十七條 喪失又ハ毀損ニ付キ船長及ヒ保險者ニ對スル請求權ハ留保ナ
ク運送貨物ヲ受取リテ其運送賃ヲ支拂ヒタル時消滅ス又海損又ハ救助ニ因リ
テ生シタル債權ハ留保ナク運送貨物ヲ引渡シテ其運送賃ヲ受取タル時消滅ス
有効ニ留保ヲ爲スニハ運送貨物ヲ受取リ又ハ引渡シタル後二十四時内ニ之ヲ
爲スコトヲ要ス

行進中ト雖
ハ既ニ經過
シタル時期
ノ利益ハ之
ヲ拋棄スル
コトヲ得此
場合ニ於テ
ハ第百十八
條以下ニ記
載セル相手
方ノ權利ヲ
追認シタル
場合ニ於ケ
ルト同シク
時効ハ中斷
ス

第百一條
拋棄ハ默示
タルコトヲ
得ルト雖モ

問 此條は如何なる意義でムりますか

答 荷主が船長又は保險者ニ對して積荷の喪失及び破損に付て其損害賠償を
求める權利を船長保險者が貨物を留保なく直に引渡し其貨物運送賃を支拂し
たるに消滅し又海損又は救助をり生じたる債權も留保なく貨物を引渡し
且其運送を荷主ニ支拂ひたるに消滅致します

問 有効の留保とは如何なることを申しますか

答 即ち運送貨物を受取り又引渡したるとき留保即ち權利を留めて行しめざ
ることを道理に合ふ様になすとみて例之へを爰に定めたる如く荷主の請求權
をそれさへ留むることなく貨物運送賃を二十四時間内に引渡すことを有効にす
す留保と申すのでムります

第三編 破産

第一章 破産宣告

第九百七十八條

商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スル者ハ自己若クハ債權者ノ申立
ニ因リ又ハ職權ニ依リ裁判所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラル但此決定
ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

明カニ事情
ヨリ顯ハル
ハコトヲ要
ス

第百二條
成就シタル
時効ヲ有効
ニ拋棄スル
コトハ取得シ
タリト推定
セラル、權
利ヲ無償ニ
テ讓渡シ又
ハ消滅シタ
リト推定セ
ラル、義務
ヲ無償ニテ
負擔スル能
力アルコト
ヲ要ス

前項ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

問 破産宣告とは何を申すか

答 商業を致す時、當て債務に對して支拂を停止たるもの之自分の申立
又之債權者の申立又ハ官の職務上の權利を以て破産の所爲と認めらるゝ時と
裁判所の判決にて破産せし者と宣告され申す即ち是を破産宣告と申す

第九百七十九條 支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ又商會社ニ在テハ業
務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日
内ニ其營業所又ハ住所ノ裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記セシメテ
之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業
帳簿ヲ添フルコトヲ要ス

帳簿ヲ添フルコトヲ要ス
貸借對照表ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

- 第一 總テノ動産不動産其他債權ノ列擧及ヒ價額
- 第二 總テノ債務
- 第三 利益及ヒ損失ノ概要
- 第四 毎月ノ一身ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額

第三百三條 債權者、其權利ヲ詐害シテ債務者ノ爲シタル時効ノ拋棄ニ對シテハ財産編第三百四十條以下ニ定メタル條件及ヒ方法ニ從ヒ自己ノ名テ以テ之ヲ攻撃スルコトヲ得

第三章時効ノ中斷

第四百條 經過シタル

問 此條の規定は如何あることでムりますか

答 支拂停止の届出を規定する條文にて支拂を停止したる時は本人より又商事會社之其業務を擔當する社員又は取締役又は清算人より支拂停止の日を算へ入れて五日の内に其營業所又は住宅を管轄する裁判所前書面又之口頭陳述を調書に筆記させて之を届出で又其届書にて何故に停止を爲しるか其事柄を詳にお記し且貸借對照表を商業帳簿を添へて出すとを要します何故あらを此帳簿類と債額の多少損益の如何を調ふる爲めでムります

貸借對照表には左の諸件を含んであることを要します

第一 總ての動産不動産其他債權の種類及び其價額を盡し掲ぐるまで

第二 總ての債務

第三 利益と損失の概要

第四 毎月調の一身の入費と家内の費用に支出せし額

第九百八十條 破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 支拂停止ノ時期

利期ノ利益カ下ニ記シタル原因ノ一ニ由リテ消滅スルトキハ時効ハ中斷ス中斷シタル時効ハ中斷ノ原因ノ止ミシ時ヨリ更ニ進行ス

第五百五條 時効ノ中斷ハ自然ノモノ有リ法定ノモノ有リ自然ノ中斷ハ取得時効ニ關シテノ

第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財人ノ選定

第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令

第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者ニ對スル拂渡差押ノ命令

第五 破産者ノ總債權者ニ對シ其請求權ヲ短クトモ三個月長クトモ六個月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

問 本條は如何なる場合の規定でムりますか

答 本條は破産決定書の規定にて此決定書は左の條件を含んであります

第一 支拂停止を爲す時期

第二 破産主任官即ち破産を監督する官吏と一人又は二人以上の破産管財人即ち破産者の財産を管理するものを選び定むること

第三 破産財團即ち破産者の財産を安全にして紛失せしめざるに付必要ある

ミ進行ス」
 法定ノ中斷
 ハ取得及ヒ
 免責ノ時効
 ニ共通ナリ
 第百六條
 動産不動産
 又ハ包括動
 物ノ占有者
 カ真ノ所有
 者又ハ第三
 者ノ所爲ニ
 因リテ一ケ
 年以上其占
 有ヲ奪ハレ
 タルハ自
 然ノ中斷ア
 リ」占有者
 取戻シタル
 トキハ時効

命令例之へ破産者の動産ニ封印を命する等のもの
 第四 破産者に債務のある人又は破産者の財團に属するものを占有して居るものが破産者に支拂を爲すもの其拂渡を差押の命令
 第五 破産者の債権者總体へ其請求權の届出を短とも三ヶ月長とも六ヶ月の期限の間に破産主任官ニ差出すべき催告
 第六 調査會の期日及び債權者寄合の日限の指圖
 此破産決定書は之を檢事へ送付致します
 第九百八十一條 破産宣告ハ即時ニ裁判所ノ揭示場並ニ破産者ノ營業場ニ貼附シ及ヒ其地ノ新聞紙ニ載セテ之ヲ公告スルコトヲ要ス其宣告ハ假執行ヲ爲スコトヲ得
 問 此條の規定如何あることでムりますか
 答 是即ち破産宣告を公告いたします方法でムります破産宣告は直に裁判所の揭示場と破産者の營業場に貼付尙其土地の新聞紙に載て公けふするを要する旨を規定したる條件でムります又宣告之假執行が出来ます即ち破産者の財産を差押へるとが出来ますけれども破産者も控訴上告致ますゆへ全く

ハ更ニ進行
 ス若シ不可
 抗力ニヨリ
 テ占有者奪
 ハレタルト
 キハ自然ノ
 中斷ナシ
 第百七條
 自然ノ中斷
 ハ各利害關
 係人ノ爲メ
 ニ其效ヲ生
 ス
 第百八條
 占有者カ或
 ル時間任意
 ニテ其占有
 ヲ止メシト
 キハ其占有
 不繼續ノ効

の執行は出来ぬことでムります
 第九百八十二條 破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ラサルトキハ前條ノ手續ヲ除外其後ノ手續ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス
 然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産アルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即時其手續ヲ再施ス
 破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第千四十九條ニ掲ケタル効力ヲ有ス
 問 破産手續を停止すとは如何なることでムりますか
 答 破産者の財産が破産手續即ち支拂停止の届より破産宣告に至るまで破産手續を爲し其費用を償ふことが尙足らぬときは破産宣告の手續を除く外其後の手續即ち破産宣告、假執行を命せられ之を抗告すること出来ませぬ若し破産手續の費用を償ふことが出来る旨を証明すれば又其手續を施行するまどが出来る規則を本條に定められたものでムります
 第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即

力ハ第百三十九條ニ於テ之ヲ規定ス

第百九條

法定ノ中斷ハ左ノ諸件ヨリ生ズ

- 第一裁判上ノ請求
- 第二勸解上ノ召換又ハ任意出席
- 第三執行文提示又ハ催告
- 第四差押
- 第五任意ノ追認

時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 破産裁判所に抗告をすることを得ば如何なる場合でムリまじか

答 破産主任官は總ての破産手續を指圖し又は是が取締を爲す職務にて破産者に對して義務の假執行を命ずることが出來まじければ破産者に於ては此命令に服従せざして抗告するまじが出來る場合を申す

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ破産者ノ罰セラル可キ所爲ノ有無ヲ捜査シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類ノ展覧ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる規定でムリまじか
答 此條件は即ち檢事の職務上の權限を規定するものにて檢事は職權を以て破産者が罰を被るべき所爲譬へは財産差押を逃れんが爲め財産を藏匿し又は帳簿の記入を變更する等の有罰所爲の有無を探索し之の爲めに取引帳簿其他の書類を取調べる爲に求むることが出來まじ

第二章 破産ノ効力
第九百八十五條 破産宣告ニ依リ破産者ハ破産手續ノ繼續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失フ

右ノ手續又ハ追認ノ行爲カ時効ノ爲メ害ヲ受クル者ノ權利ニ明カニ關係スルコトヲ要ス

第百十條 法定ノ中斷ハ中斷ノ所爲ヲ行ヒタル者及ヒ其承繼人ノ爲メニ非サレハ其効ヲ生セス

第百十一條 本訴ト附帶訴ト反訴ト

破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總テノ權利行爲及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効トス

破産者ノ動産、不動産ニ關スル訴及ヒ執行ハ特リ管財人ヨリ又ハ管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコトヲ得

問 破産の効力と如何なるよきを申すか

答 破産した時ハ破産者ト如何なる處分を行はれ又債權者は破産者に如何なる處置を爲すべきや其權利を行ひ得義務は後にはねをあらぬことを生ずる効力が即ち破産の効力でムリまじ故ハ本條の規定の如く破産宣告を受けたる時ハ其後に破産者が爲したる支拂又は其權利行爲は無効にして又破産者に對して爲したる支拂も無効のもので御坐ります破産者は破産宣告を受ければ破産手續中は自己の財産に對して占有權も處分權も失ふ故に其所有の動産不動産に關する訴又ハ執行と管財人之を處分し管財人よりして又管財人に對しても爲すことの出來まじ又管財人は破産手續を繼續すると出來ると規定致升第九百八十六條 破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シテ不動産貸賃ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶豫ス但貸賃人カ其貸賃物ヲ取戻ス權利ヲ有ス

ナ問ハス裁
判上ノ請求
ハ時効ヲ中
斷ス但其請
求カ方式ニ
於テ無効ト
ナスハ又ハ
管轄違ノ裁
判所ニ之ヲ
爲シタルハ
モ亦同シ
然レドモ右
但書ノ場合
ニ於テ中斷
ハ初ノ請求
ヲ棄却セシ
判決アリタ
ル時ヨリ二
ヶ月内ニ更
ニ合式ノ訴

ルトキハ此限ニ在ラス
問 本條の意義は如何なることと云りますか
答 破産者ノ營業ニ用ゆる動産即ち商賣道具を不動産賃貸の抵當としたる場
合に夫が爲め強制執行即ち破産者ノ對シ強て執行することは三十日間は猶豫
を致す規定で云ります併し貸入人ノ其不動産を取戻す権利があるときは猶豫
を致すことと云え限りません

第九百八十七條 各債権者ハ優先權ノ存スルニ非サレハ破産處分中破産者ノ
財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス

問 優先權とは如何なることを申すか

答 優先權とは即ち先取特權にて債務者破産の場合に於て其財産と他の債
權者と分たず自分の債權に對する財産を先んじて取ることの出来る權理を申
す本條ハ此權理を持たぬ者破産處分中に破産者の財産を對して強制執行
を行ふことが出来ぬものと規定したる條件で云ります

第九百八十八條 辨濟期限ノ未ダ至ラサル破産者ノ債務ハ破産宣告ニ依リテ辨
濟期限ニ至リタルモノトス

ヲ提起セサ
ルニ於テハ
之ヲ不成立
ト看做ス
第九百十二條
中斷ハ左ノ
場合ニ於テ
モ亦之ヲ不
成立ト看做
ス
第一請求
カ其基本
ニ於テ棄
却セラレ
タルトキ
第二原告
カ取下チ
爲シタル
トキ
第三訴訟

爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ約束手形ノ振出人カ破
産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還義務ニ付テモ前項ノ規定ヲ適用ス

問 此條は如何なる場合を規定したもので云りますか

答 辨濟期限の至らざる債務例之へは今日若干の負債を爲し向ふ三ヶ月間
返済する處二ヶ月として負債者破産せしときは辨濟期限まで尙一ヶ月あれど
も破産宣告のありたるときは辨濟期限とありたる者と規定した條件で云り升
爲替手形の引受人又は振出人又ハ約束手形の振出人が破産した時其記入の
支拂期限に至らざるも其期限の至りたるものと規定いたしました

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息ヲ生スルコトヲ止ム但
抵當權、質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金

ニ滿ツルマテテ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

問 財團とは如何なるものを申すか

答 財團とは即ち破産者の財産にて破産宣告となりたるるときに配當すべき財
産を一團としたもので云ります故に強制執行の出来ぬものは財團の中を加へ
ぬと云ります本條には其財團を對して破産宣告のありし日より利息の生せ

手續カ民事
訴訟法ニ定
メタル時間
休止シテ無
効ト爲リタ
ルトキ
第百十三條
裁判上ノ請
求ヨリ生ス
ル中斷ハ訴
訟ノ提起ヨ
リ其判決ノ
確定ト爲ル
マテ繼續ス
第百十四條
勸解上ノ召
換又ハ任意
出席ニ因ル
時効ノ中斷
ハ主タル請

ぬことを規定し且抵當權とか質權とか云ふ如き優先權を以て擔保されたる債權
之其擔保物の賣拂代金まで利息を拂夫より以上を構ぬことに規定いたしす
第九百九十条 支拂停止後又ハ支拂停止前十日以内ニ破産者カ其財産中ヨリ無償
ノ利益ヲ或人ニ與フル權利行爲殊ニ贈與、無償ニテ若クハ不相當ノ報償ヲ以
テ義務ヲ負擔スル契約、期限ニ至ラサル債務ノ支拂、期限ニ至リタル債務ノ變
體支拂及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然
無効トス

問 本條の意義理由は如何でムリますか
答 本條にて支拂停止の後又ハ停止の十日以内に破産者が己れの財産中よ
り無償の利益即ち物を與へる如き報償を望まぬ利益を或人ニ與ふる權利行爲
殊に物を贈與し無償にて又は不相當の報償即ち莫大なる利益を與へて些少の
報酬を受くる等の契約又は未だ期限に至らざるに支拂せしもの期限に至りた
る債務の變體即ち辨償の方法期限金額等を變ずるか從來の負債有ため夫ハ新
に擔保を供し又は支拂等を爲るとい總て破産者に不相應なるにして之が爲メ
財團に關係を及せむ他の債權者に對して債務辨償上損害を生ぜる故に無効ト

求ハ勿論其
反對ノ請求
ヨリモ生ス
一召換ノ無
効ハ方式ノ
瑕疵ニ因ル
モ管轄違ニ
因ルモ中斷
ヲ妨ケス但
初ノ召換ノ
無効ト爲リ
タルヨリ一
ケ月内ニ更
ニ合式ノ召
換ヲ爲ス一
式ノ召換ノ
上勸解不調
ノ場合及ヒ
被告ノ闕席

致しますの之當然のこととムリます
第九百九十一条 前條ニ掲ケタルモノノ外債務者カ支拂停止後破産宣告前ニ財
團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ支拂及ヒ權利行爲ハ相手方カ支拂停止ヲ知リ
タルトキニ限り財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得
然レトモ手形支拂ヒタル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振出シ又ハ振出サシムル
際支拂停止ヲ知リタル振出人又ハ振出委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓
渡ノ際支拂停止ヲ知リタル第一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償還スルコト
ヲ要ス

問 異議を述ぶるよとを得ると云ふ理由は如何でムリますか
答 債務者支拂を停止し未だ破産の宣告を受ける前ハ支拂を爲し又ハ權利行
爲の總てが財團に損害を與へた時は支拂又ハ權利行爲を受けたるものが既に
支拂停止になつたことを知居れ即ち故意に爲したる所爲故之を以て財
團に對し損害の爲め異議を申立るとが出来ます又手形支拂に於ても支拂停止
にありたる事情を知て振出たる振出人又は其委託人又ハ約束手形に於て裏書
讓渡の際其支拂停止を知たる第一の裏書讓渡人カ其金額償還をせねと成升ぬ

ノ場合ニ於テ中斷ハ一ヶ月内ニ裁判所ノ請求ヲ爲サ、ルトキハ之ヲ不成立ト看做ス

第百十五條 執行文提示ヨリ生スル中斷ハ一ヶ年内ニ差押キ爲サ、ルキハ之ヲ不成立ト看做ス」右ノ中斷ハ方式ノ瑕疵ニ因リテ其提示ノ

第九百九十二條 有効ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登記ニ因リテ法律上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得

問 有効に取得せし抵當權とは如何なるものを申すか

答 法律の規定より従ひ抵當物を取り其所有權又は收益權を有して報酬の有無に關らざる處分する能力がなければ抵當權を取得するも無効となる故に此順序にて考ふるに於ては有効に取得する抵當權は分明でムリや

第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ未タ履行セス又ハ履行ヲ終ラサル債務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ルルコトヲ得

問 此條の規定と如何なることでムリですか

答 爰に雙務契約の解約に付て規定したもにて破産宣告の時に於て破産者と契約を履行することが出来ませぬ故未だ取結びして履行するに至らぬ契約と孰も損害賠償の責ある解約とすることが出来ませぬ又貸借の契約又ハ雇

無効ナルトキト雖ト尙ホ成立ス但催告ヨリ生スル中斷ノ爲メ下ニ定メタル條件ヲ履行スルコトヲ要スル也

第百十六條 義務履行ノ催告ハ義務ノ目的原因及ヒ債務者ヲ明カニ指示シ且六ヶ月内ニ裁判上又ハ勸解上ノ請求ヲ

備契約を解く場合に於て二元來性質上利害の關係を有し雙務契約と異なる故解約申入に付て故障あるとき双方の利害を同くする爲め法律又之習慣上の豫告期間を守るべきものと規定いたします

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

問 財團ニ對して權利を行ふことを得ずと如何なることを申すか

答 既に財團となるべき破産處分に於て處置さるべきのあれば契約者の方の義務不履行の爲め他の一方が契約解除を申込み又は既に與へたる物件を取戻すに付てと財團中より得ることと出來ぬことを規定したものでムリや

第九百九十五條 相殺ノ權利アル債權者ハ期限ニ至ラサル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其効用ヲ致サムルコトヲ得 債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知リタル場合ニ限り相殺ヲ許サス 問 相殺の權ある債權者は何故に財團ニ對して其効力を有しますか

爲シタルト
キニ非サレ
ハ時効ヲ中
斷セス
第百十七條
差押ヨリ生
スル中斷ハ
其差押ノ手
續カ合式ニ
終結マテ繼
續シタルニ
非サレハ其
効力ヲ存續
セズ假差押
ハ裁判所ノ
定メタル期
間ニ裁判上
ノ請求ヲ爲
シタルニ非
サレハ時効

答 相殺と互に貸借のある者の差引を爲すことにして例之甲は乙に七百圓の債権を有し乙に五百圓の債務を有するときは差引して金二百圓を甲の債権と爲す場合を申す而して互に貸借あるものあれば即ち財團中には債務もあれ其債権もある理由もへ其債権に効用ありと規定致したるものでムいす併し其債権が支拂停止後生じたるか又は支拂停止を知りたるときは是れ財團に損害を與へるものとして許さぬ規定でムります

第九百九十六條 債務者カ債権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權利行爲ハ相手方カ債権ヲ知リタルトキニ限り其日附ノ如何ヲ問ハス之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

問 異議を申述ぶることを得る理由は何故でムりますか
答 債務者が債権者ニ損害を與へ己を利せんと計りて爲したる權利行爲は不正なることを債権者が知らざれば異議を述ぶることを得ざれども之を知りたる時は何時なりと構はず不正あることを主張し異議を申立つることが出來ます

第三章 別除權

第九百九十七條 債務者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權、質權其他ノ優先權

チ有スル債権者ハ財團ヨリ先ツ辨償ヲ受ケタルニ非サレハ其擔保物ノ賣拂代金ニリ費用、利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受クル爲メ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得若シ其賣拂代金ノ剩餘アルトキハ買主之ヲ財團ニ拂込ム可シ

問 別除權と如何なるものを申すか
答 別除權とは取除の權にして即ち優先權等に依りて債務辨償の爲め別に取除きて義務執行を求むる權を申す即ち債務者の動産不動産に對して抵當權質權其他優先權のある債権者其財團より辨償を受けざるに及ぶ擔保物を賣拂ハ其代金より元金利息費用等を請求するものと即ち別除權でムります

第九百九十八條 優先權及ヒ其順序ハ民法及ヒ特別ノ法律ニ依リテ定マル

問 優先權の順序と如何なることを申すか
答 是れは民法又は特別法にて定むるもので權理執行の順序例之へを公けの先取即ち訴訟入費を第一に扣除し之に次で私權即ち債主權の執行と爲すと云ふ如記を順序と申すことでムります

第九百九十九條 優先權ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル辨償ヲ受ケサルトキハ其未済ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ

チ中斷セズ
一時効ノ利
益ヲ受クル
者ニ對シテ
差押ヲ爲サ
ルトキハ
其差押ハ此
者ニ告知シ
タル後ニ非
サレハ之ニ
對シテ中斷
ノ効力ヲ有
セス
第百十八條
任意ノ追認
ヨリ生スル
時効ノ中斷
ハ裁判上ヨ
リ又ハ口頭
タルト書面

タルトナ問
ハス裁判外
ノ行為ヨリ
生スルコト
ヲ得裁判上
ノ追認ハ自
發ナルコト
アリ又ハ判
事ノ訊問ヨ
リ生スルコ
トアリ
第百十九條
追認ハ明示
又ハ黙示ナ
ルコトヲ得
占有者カ占
有物ニ關ス
ル果實又ハ
賠償ノ要求
ニ承服スル

之ヲ主張スルコトヲ得

問 此條の規定は如何なる場合を申すか
答 爰には第九百九十七條の場合に於て擔保物賣拂代金を以て別段の辨償を受くると雖も未だ盡く辨償を受けざるるとき其支拂の濟まざる債權の他の債權者と共に一様お財團に向て請求し得るよとを規定したものでムります

第千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺産ヲ取得シタルトキハ遺産債權者及ヒ受遺者ハ遺産トシテ仍ホ現存スル遺産物ヨリ又ハ未タ債務者ニ支拂ハレサル遺産ニ屬スル金錢ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

問 別除の辨償を請求し得ると如何なる理由でムりますか

答 債務者が其支拂を停止せし後ハ遺産を受取るときは遺産債權者又ハ遺産の受取人は遺産として現在ある處の遺産物より又ハ債務者が未だ受取らぬ遺産なる金錢より別除の辨償を受けることが出來ます何んとあまば破産者に對して支拂停止後に無償の利益を與ふるも財團お對して無効となる故でムります

第千一條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押フルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フルコトヲ得ス但債權者ニ優先權ノ屬スルモノ

トキ又ハ之

ニ反シテ占
有者カ物ニ
付キ爲シタ
ル必要若ク
ハ有益ノ費
用ノ爲メ賠
償ヲ要求ス
ルトキハ殊
ニ取得時効
ニ對スル黙
示ノ追認ア
リトス債務
者カ利息又
ハ債務ノ辨
償ノ請求ニ
承服スルト
キ又ハ之ニ
反シテ債務
者カ提供ヲ

ニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

問 強制執行の爲め差押ふることを得ざるものは如何なるものでムりますか
答 衣服寝具家具厨具等のものが債務者の家族に必要なものか又ハ技術者労働者職工等の營業上の器具等總て民事訴訟法第五百六十九條の規定のものは財團に加へることハ出來ませぬ併し債權者の優先權に屬するものと第九百九十七條の規定に從ふよと定めます

第四章 保全處分

第千二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封印及ヒ債務者ノ即時勾留若クハ監守ヲ命ス

右處分ハ破産宣告前ト雖モ若シ債務者カ逃走シ若クハ逃走セントシ又ハ其財産ヲ隱匿スルトキハ其地警察官廳ニ於テ債權者ノ申立ニ因リテ之ヲ爲スコトヲ得

商事會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル總社員ノ身體及ヒ財産ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

問 保全處分と如何なるよとを申すか

爲シ若クハ
恩惠期限ノ
請求ヲ爲ス
トキハ殊ニ
免責時効ニ
對スル默示
ノ追認アリ
トス

第百廿條
眞ノ所有者
ノ權利ヲ追
認シタル占
有者ハ其所
有者及ヒ其
承繼人ニ對
シ新時効ヲ
再ヒ始ムル
權利ヲ失ハ
ス然レトモ
占有者ハ最

答 保全處分とは破産宣告したる時に破産者の惡意に因り藏匿轉賣等の損害を防止安全に之を處分するを申す

問 本條と如何ある規定でムりますか

答 此條は保分處分を行ふものにて條文を一讀すれば明瞭故茲にと畧します

第百廿三條 債務者カ第九百七十九條ノ規定ヲ踐行シ且別ニ勾留又ハ監守ヲ受ク可キ事由ナキトキハ其勾留又ハ監守ヲ實施セサルコトヲ得然レトモ後日職權ヲ以テ之ヲ實施スルコトヲ妨ケス

債務者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ得ス又裁判所ハ何時ニテモ債務者ノ引致ヲ命スルコトヲ得

問 此條の意義と如何でムります

答 此場合は即ち第九百七十九條の支拂停止の届を爲し且別ニ勾留監守を受くる理由がなければ其勾留監守を受ぬまどが出来ますけれども後日官吏の職權を以て勾留監守を命せらるゝ事の出來ます又債務者と裁判所の許しがなければ他地方へ旅行することを許しません且裁判所は債務者を引立てるまどが出来ます是等の規定は盡く保全處分の性質に因るものでムります

早其以前ノ
善意ノ利益
ヲ援用スル
コトヲ得ス
若シ其占有
者カ容假ノ
占有者ト爲
リタルトキ
ハ將來ニ向
ヒ何人ニ對
シテモ時効
ノ利益ヲ失
フ

第百二十一
條
追認ニ因リ
テ中斷シタ
ル免責時効
ハ即時更ニ
進行ス然レ

第百廿四條 勾留若クハ監守ノ事由最早存セサルトキハ裁判所ハ其決定ヲ以テ債務者ヲ釋放ス可シ然レトモ債務者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得

取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

問 取上げたる擔保を財團に歸する意義理由と如何でムりますか

答 債務者は証跡の存在せざりし爲め拘留又ハ監守を免かるゝ雖も裁判所又は管財人の呼出に應ずる爲め擔保を供し又其擔保と若し呼出に應せず其が爲め取上られたる時は財團の中に入れて債權者の爲にするを申のでムります

第百廿五條 管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキハ直チニ其封印ヲ解ク可シ

第百廿一條ニ依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲メニスル即時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラル物ニハ封印ヲ爲ササルコトヲ得此等ノ物ハ直チニ財産目録ニ載セ管財人之ヲ占有スルコトヲ要ス

債務者ノ商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現狀ハ破産主任官之ヲ認證ス

トモ其時効ハ最初短期ノモノタリシトキト雖トモ將來ニ向ヒテハ長期時効ノ期間ニ從フ
第二百二十二條
時効ヲ中斷スル追認ハ自己ノ財産ヲ管理スル能力又ハ時効ニ罹ルコト有ルヘキ財産ヲ他人ノ爲メニ管理スル權力

特ニ高價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取ルコトヲ得

問 本條の意義は如何でムリませとの

答 爰には管財人の所爲を規定するものゝて管財人は債務者の財産を財産目録に記載し一旦其財産を管理の爲め占有し且直ちに其封印を解くべきことを定めたるなる又財團を加へることを得ざる物及び財團を組むに物品を金錢の價額に換へること又ハ封印を繼續して強制施行を逃るゝか又は封印のまゝにては妨げある場合よク封印を置くに置かざるを得ず又管財人に破産者の商業帳簿を引渡しますが其前に破産主任官が其現在の記載を認めたる証明をいたします又別段に高價なる物品と管理の爲め即時に管財人に引渡すか又ハ裁判所にて之を保管致すことを定たる條件でムいます

第六百六條 破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ屬スル物ヲ占有スル者ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニ爲ス可キコトヲ拂渡差押ノ命令ヲ以テ催告セラレタルモノトス
別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出ツ可シ若シ管財人ヨリ其物

ヲ有スル者ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ有効ナリ然レモ婦、無能力者又ハ委任者ノ利益ニ於ル不動産ノ取得時効ヲ中斷スル爲メ夫、後見人又ハ代理人ノ爲シタル追認ハ不動産ノ請求ニ承服スル一般又ハ特別ノ權力アルニ非サ

ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス
債務者ニ宛テタル電信書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス
破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

問 此條は如何なる場合を規定したものでムリませつか

答 或るものが破産者に借財のあるとき又ハ財團の中ニ組入られたる物を占有するときは支拂を爲し又は交付を必キ管財人に爲すべきことは拂渡又ハ交付を命ぜられた特別命令せずとも既に其場合に催告せられしものと見做されず又別除權を行くんとする者其旨を管財人に申出づることを要し又管財人より其物の價を評定せんことを求められたるとき之を承諾することとを要します管財人は債務者宛の電信書狀又は其外の送達品を受取りて開封して検査する權利がムります之れは債務辨濟に關したること又は財團組入を爲すべからざるを處分する爲めムります又破産裁判所も是等のよと關して電信

レハ有効ナ
ラス
第二百二十三
條
時効ヲ中斷
スル追認ノ
所爲ニ付キ
争アルトキ
ハ通常ノ証
據方法ヲ以
テ之ヲ証ス
ルコトヲ得
ヘシ
第二百二十四
條
保証、連帶
及ヒ不可分
ノ場合ニ於
テ各利害關
係人ニ對ス

局郵便局又運送取扱所へ命令を下すまどがムリです即ち以上の規定は此意
義理由で有りませす

第七七條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料ヲ與フルコ
トヲ得

問 此規定は如何なる意義でムリませすか

答 破産者が破産の爲めお生計に差支へ自己及び家族を給養がたきとき破産
主任官は財團の中より支出して之を扶助することが出来ませす

第五章 財團ノ管理及ヒ換價

第八八條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿ヲ備置
キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

問 財團の管理及び換價とは何を申ませすか

答 財團管理とは破産管財人が職務上義務として破産者の財産を管理と云ひ
換價とは財團中の物件を金錢の價に評定して金錢に換ふるを申ませす

問 各箇の場合に於て管財人を選定すとは如何なる場合を申ませすか

答 破産管財人は最初より若干人を選び其名簿を調成し置き破産者のある毎
に其名簿の中より選出し財團管理を命ぜらるるものでムリませす

第九九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額ハ破産
裁判所之ヲ定ム

問 此條は如何なる規定でムリませすの

答 管財人の勤勞即ち財團の管理等の骨折に報酬るふと財團の中より第一に
之を支拂ひ其額は破産裁判所にて定むるものと規定した條件でムリませす

第十十條 裁判所ハ何時ニテモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコトヲ得
問 本條は如何なる場合を規定せしませす

答 管財人の行爲お付ては裁判所は管財人を易へ又之他の管財人を増すこと
が出来らる旨を規定しぬるものでムリませす

第十一條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管財人二
人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但破産主任官カ或ル
行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス

問 管財人は二人以上あるは共同にあらざれば行爲を爲すことを得ずとて如
何なる規定でムリませすか

答 管財人其職務上の行爲を爲すお付ては破産者の總代理人と同一責任が

ル追認其他
ノ方法ニ因
ル時効中斷
ノ効力ハ債
權擔保篇第
三十七條第
六十一條第
八十一條及
ヒ第八十九
條ニ於テ之
ヲ規定ス
第四章時効
ノ停止
第二百二十五
條
權利ノ行使
カ權利上又
ハ恩惠上ノ
確定若シハ
不確定ノ期

間ニ服シ又ハ其發生ガ停止條件ニ繋ルトキハ其期間ノ満了又ハ條件ノ成就ノ時ニ非サレバ時効ハ進行ヲ始メス
第二百二十六條
時効ハ物權又ハ人權ニシテ其成立廣狹又ハ行使カ相續ニ繋ルモノニ對シテハ其相續后ニ非

ムリます若し財團管理を爲すときに二人以上あるときは總て共同して爲され
る其職務の行爲を爲すことは出来ませぬけれど破産主任官の行爲上別々に
特別ある委任を與へるときは此條例に依らざるも濟みはす

第千十二條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ換價ニ著手
スルコトヲ要ス
管財人ハ其執務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得破産主任官ハ此カ爲メ
破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

問 管財人は其執務の爲め破産者の補助を求むるを得とは如何なる場合
を申すや

答 管財人ハ財團を占有し財産目録を作るに當り破産者の手傳に依りて甚だ
便宜なるときは其補助を求むるを得る旨を規定いたします而して破産主任
官ハ破産者此酬を爲すことが出来す言を換へて申せば破産者一時雇れ
て其爲めに報酬を受くると同てムリます

第千十三條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ若シ管
財人ノ行爲又ハ決斷ニ對シテ異議ヲ述フル者アルトキハ破産主任官命令ヲ以

サレハ進行

ヲ始メス

第二百二十七

條

遺言又ハ前
主ノ合意ニ
對シ相續人
ニ屬スル銷
除訴權又ハ
抗弁ノ時効
ハ其遺言又
ハ合意ヲ以
テ相續人ニ
對シテ援用
シ又ハ其相
續人ヲ害ス
ル權利行使
ノ基礎トシ
テ用サタル
後ニ非サル

テ之ヲ決ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 本條之如何なる場合を規定いたしますや

答 此條にて管財人の義務及び行爲を規定したるものにて即ち管財人は破産主
任官の監督を受けて且其指圖を受くる義務あるものと定められ又管財人
が爲した職務の事柄に對し又は其捌き方に付て異議を述べらるるものと
は契産主任官如此すべし又は是期様にすべしと命令を以て之を裁決致し升尙
是に對して異議ある者は裁判所に向て抗告をとるとの出來る旨を規定致す
第千十四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地警察官吏ノ立會ヲ以テ管財人之
作リ若シ必要アルトキハ破産者ヲモ立會ハシム
破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ其價額ヲ明
示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑
定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム
財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル際本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判
所ニ之ヲ備フ

檢事ハ其見込ニ因り職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

ハ進行ヲ始メス
第二百二十八條
上ノ場合ニ於テ時効ハ第三所持者ニ對シテ停止セス但所有權ノ取得時効又ハ抵當ノ消滅時効ヲ中斷セシト欲スル利害關係人ニ於テ自己ノ未定ノ權利ノ追認証書ヲ得シト請求スルニ

問 鑑定人か鑑定するふと要する場合は如何なるときを申すか
答 此場合には物の價額の評定と品質と善惡を比較して價額の不當なるや否を云ふことと頗る必要なれば鑑定人に鑑定いたさせます

問 檢事の立會を要すとは如何なることでムリますか

答 是は其職務上破産者の陳述に虚偽の疑あるときは檢事は之に對し要求するに財産目録を調成に立會を以てるのでムリます

第一千十五條 破産者ニ属セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

問 此裁判に於ては如何なる結果が出来ますか

答 財團を作成するときに他人の財産を其財團中に組入れたるときは其所有者之を取戻す爲めに其訴訟を破産裁判所にて起し又其物不動産物るときは其不動産の有土地の裁判所に訴訟を起し其裁判を受取戻をなすのでムリます
第一千十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出サザリシトキハ自ラ貸借對照表ヲ作り且其報告書ニ貸借對照表ヲ添ヘテ破産主任官ニ提出ス

ト又ハ裁判上其權利ヲ單ニ追認セシムルコトヲ妨ケス
第二百二十九條
時効カ其進行中ニ停止セラル、ハ既ニ經過シタル時間ハ其時効ノ更ニ進行ヲ始ムル時ニ之ヲ通算スルナリ
第三百卅條
時効ハ法律ニ定メタル

ス可シ
報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展開ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要ス

問 本條は如何なる規定でムリますか
答 爰に報告書及び貸借對照表に届出を規定したるものにて即ち破産者破産者の差出たる届書及貸借對照表を取調べ又破産者之を出さざるときは自ら作りて破産主任官の定めたる三十日以内の期間に報告書を添へて破産主任官の許へ差出すべきとを規定したのでムリます

第一千十七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ協諾契約ノ豫期セラル、間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スコトヲ得

管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ属スル物ヲ通常ノ營業外ニテ賣却シシトスルニハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽シコトヲ要ス

人ノ利益ニ非
於ケルニ非
サレバ停止
セス
第三百三十一
條
期間五ヶ年
以下ノ時効
ハ成年者ニ
對スル如ク
未成年者及
ヒ禁治産者
ニ對シテ進
行ス但後見
人カ此等ノ
者ノ權利ヲ
行フコトヲ
怠リ又ハ正
當ノ原因ナ
クシテ此權

問 破産者營業を續行せるとは如何なる場合ニ出來ますか
答 破産者より差出たる貸借對照表に依り破産者の借財が破産者より他に貸したる財産よりも少く時は破産者は尙ほ若干の資財を有するを以て又は協議契約の豫期せらるる間ニ破産主任官の申立及び管財人の意見に依り裁判所は管財人をして破産者の營業を續て爲とすることを定むることが出來ます

第千十八條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競賣スルコトヲ要ス
動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ受クルトキハ相對テ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得
競賣ノ手續ハ總テ民事訴訟法ノ規定ニ依ル
問 競賣手續とは如何なるものでありませうか
答 是レ民事訴訟法の第六百四十二條より第七百五條までに規定されたるものにて破産者の財産を競賣して其金額を以て裁判入費及び債務を辨償するを申のであります所謂強制競賣と申すのであります

第千十九條 管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ權利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス

利ヲ覺知セ
サル場合ニ
於テハ此等
ノ者ヨリ其
後見人ニ對
スル求償權
ヲ妨ケス
五ヶ年ヲ超
ユル時効ニ
關シハ其期
間ハ成年ニ
達シタル未
成年者又ハ
精神ノ回復
シタル禁治
産者チシテ
常ニ其權利
ヲ行フ猶豫
ヲ得セシム
ル爲メ最後

管財人ハ左ニ掲クル行爲ニシテ百圓以上ノ額ニ係ルモノニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ且破産主任官ノ認可ヲ受ク可シ

- 第一 訴訟ヲ爲スコト
- 第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト
- 第三 質物ヲ受戻スコト
- 第四 債權ヲ轉付スルコト
- 第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト
- 第六 消費借ヲ爲スコト
- 第七 不動産ヲ買入ルルコト
- 第八 權利ヲ拋棄スルコト
- 第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト

問 權利を拋棄するとは如何なることを申すか
答 即ち破産者が債務執行の爲め強制競買を受けたるときに己れの財産を保全する能はざるが故に權利を拋棄するるのでありますこの場合に在ては管財人の其破産者の權利を保全するを要します

ノ一ケ年停止ス
第三百三十二條
時効ハ婦ニ對シ第三者ノ利益ニ於テ進行ス但夫カ婦ノ爲メニ管理スル財産ニ關シ其夫ノ方ニ懈怠シタル場合ニ於テハ婦ヨリ夫ニ對スル求償權ヲ妨ケス
第三百三十三條

問 財團に新なる義務を負しむる時と如何ある場合を申すか
答 財團なるものは即ち一塊の債務辨償金なり故に其義務の消滅之協諾契約を除く外財團を共に消滅すべし故に相殺なごのありたる時と新に義務を生ずるを以て其額百圓を超ゆる時と管財人破産主任官の認可を受けて之を破産者に告げて其意見を聴くことを要します

第三百二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任官ノ定ム可キ常用支出額ノ外遲延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ要ス其金錢ハ破産主任官ノ支拂命令ニ依ルニ非サレハ支出スルコトヲ得ス

問 破産主任官の定むべき常用支出額とは如何なるものを申すか

答 常用支出額とは即ち破産主任官が定めて支拂を致すする管財人の報酬とか又は破産者と給養の爲め出す扶助費とか日常入用の金額を申す

第三百二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラル可キ行爲アルヲ知リタルキハ之ヲ破産主任官其届出ツル義務アリ破産主任官其届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢事ニ通知ス

問 本條は如何なる規定で申すか

前二條ノ規定ハ無能力者自身ニテ爲シタル行爲ノ銷除訴權ノ時効停止ニ關シ財産篇第百四十五條及ヒ第五百四十六條ニ定メタルモノヲ妨ケス
第三百三十四條
配偶者ノ一人ヨリ他ノ一人ニ對シテ行フヘキ權利ニ關シ

答 此場合は即ち破産者が犯則に依りて罰を受べきことを發見せしむる管財人は破産主任官に主任官は之を檢事に届出又は通知を要すると申す
第三百二十二條 破産主任官ハ破産ノ原由事情貸方並ニ其對照表其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付キ破産者其商業使用人雇人其他ノ人ヲ何時ニテモ訊問スルコトヲ得

問 此條は如何なる規定で申すか
答 爰には即ち破産主任官の職權を定めたるものにて破産主任官は破産に至りたる原因又其事情貸借對照表の取調べ破産手續に關する專柄等にて破産者又は其商業使用人雇人其他之に關係の者を訊問する權理があることを規定したので申す

第六章 債權者

第一節 債權ノ届出及ヒ確定

第三百二十三條 破産者ノ總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明記シ且證據書

シテハ其最
后ノ半期間
停止ス」第
百四十四條
ノ場合ニ於
テ動産回復
ノ期間ハ三
ヶ月トス
第三百十五
條

類又ハ其謄本ヲ添フ可シ
他所ニ住スル債權者ハ裁判所所在地ニ代人ヲ置ク可シ
債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調査ニ筆記セシメテ之ヲ爲スコト
ヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テハ二通ヲ差出スコトヲ要ス
所在ノ知レタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ以テ其債權届出ノ催告
ヲ受ク然レトモ其書面カ債權者ニ達セサルモノハ此カ爲メ損害賠償ノ請求ヲ
爲スコトヲ得ス

問 債權の届出及び確定として如何あることを申すか

答 届出を申すのと即ち破産者が破産宣告となりたる場合に總債權者之此
宣告を以て届出の催告として債權届出の期限内に其債權を破産主任官ニ届出
つるを云ひ確定とは債權の破産者の承認を受くる裁判の判決に依り義務執行
を受くる権利のあることを確定いたし申す

第一千二十四條 届出ハ之ヲ受取リタルトキ直チニ順次番號ヲ付シテ二箇ノ表ニ
記載ス可シ其一ニハ優先權アル債權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債權ヲ掲ケ
此債權表ハ公衆ノ展覧ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權表ノ謄本ヲ受領ス

問 本條は如何なる場合を規定いたしましたか

答 此條に之債權届出を裁判所差出し裁判所之之を受取りたるときは直ち
に番號を付て二箇の債權表に記載致す其一方の表は優先權を掲け一方之普
通の債主權を換げて別つゝ便にして之を裁判所に備置て公衆の披見に供す
ることを規定した條件であります又管財人も自己取調べの爲め届書及び債
權表の謄本を申受け申す

第一千二十五條 調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ面前ニ於テ破産主任官之
ヲ開キ且其調査ヲ作ル可シ債權者ハ自身又ハ代理人ヲ以テ此會ニ参加スルコ
トヲ得

破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其抜書ノ提出ヲ命スルコトヲ得調査ノ
結果ハ債權表及ヒ提出シタル債務證書ニ附記シ且各債權者又ハ其代理人ニ告
知スルコトヲ要ス

調査會ハ届出期間ノ満了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開クヲ通例トス
届出期間ノ満了後ニ届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之ヲ調査スルコトヲ得然

ニ停止ス」
時効ハ管理
カ止ミシ以
後ニ非レハ
更ニ進行セ
ス又第四百
十四條ノ場
合ニ於ケル
動産ノ時効
ニ關シテハ
三ヶ月ヲ以
テスルニ非
サレハ成就
セス
第三百十六
條
上ニ定メタ
ル場合ニ於
テ時効ノ期
間ノ満了ス

ル時ニ當リ
有權者カ交
通ノ塞カリ
タルニ因リ
又ハ地方ノ
裁判事務ノ
停止セラレ
タルニ因リ
テ其權利ノ
効用ヲ致サ
シム又ハ時
効ヲ中斷ス
ル爲メ手續
ヲ爲スコト
能ハカリシ
トキハ有權
者其妨碍ノ
止ム後直チ
ニ請求ヲ爲
スニ於テハ

レトモ其調査ヲ爲スコトニ付キ異議ノ申立アリタルトキ又ハ調査會ノ終リ
タル後債權ヲ届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル調査會ヲ開ク
問 調査會トハ何を申すか
答 調査會ニ成るべく破産者ノ面前にて管財人及破産主任官ノ開會し破産
者ノ貸借對照表商業取引帳簿又は財産目錄等を取調へ之を債權者ノ帳簿書類
ト對照し調査を作り之に記載して裁判所へ差出し債權確定の材料とする是等
總ての事を調査する會を申すのでムリます
問 新の調査會とは何を申すか
答 雇期限の満期とありたる後に届出たる債權は調査會にて調査することが
出来ずと而して其調査に付て異議あると云には其調査を済ました後に又債權
届出を爲して己れの費用を以て又調査會を開くことが出来きます即ち新に開
く調査でムリです
第千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ爲ス
調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタル債權
者ヨリモ異議ヲ申立テタルトキハ債權ハ承認ヲ得タルモノトス

其失權ヲ免
カル、コト
ヲ得」右ノ
規定ハ陸海
軍人カ戦乱
ノ時ニ於テ
服役ノ爲メ
其權利ヲ行
フコトヲ妨
ケラレタル
場合ニ於テ
ハ其利益ノ
爲メ之ヲ適
用ス
第百三十七
條
物權又ハ人
權ノ不可分
ヨリ生スル
時効ノ停止

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財人ニ代ハリテ之ヲ爲ス
問 承認を得たる債權とは如何なるものを申すか
答 調査會よて管財人は確定したる債權者若くは貸借對照表に載せてある債
權者に對して異議を述べ又其債權も管財人に對して異議を申立されを調査
したる債權も相互の承諾したるものにて即ち其債權は承認を得たるものと致
ます故に債權の確定は事實理論を以て推究めた裁判所の判決と相互に異議な
らざる合意上の承認を以て定むるもの規定された所以でムリです
第千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之ヲ取消ササルトキハ破
産裁判所公廷ニ於テ破産主任官ノ演述ヲ聽キ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス
可シ其辯論及ヒ判決ハ原告、被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ爲ス但此判決
ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス
問 異議を受けたる債權を取消さぬ場合の説明は如何でムリです
答 前條の反對なる場合を規定したるものにて異議の申入を受けたる債權と
若し其債權者が取消を爲さざる時は破産裁判所に於て破産主任官の陳述を聽
き相互の申立を打ち混せて其判決を致します其判決を致すには原告被告の

ハ財産編第
二百九十一
條第四百四
十六條及ヒ
債權擔保篇
第八十九條
第二項ニ於
テ之ヲ規定
ス
第五章
不動産ノ
取得時効
第三百十八
條
不動産ノ取
得時効ニ付
テハ所有者
ノ名義ニテ
占有シ其占
有ハ繼續シ

欲席出頭ノ如何ニ關ラズ之を行ヒ且判決ヲ對して故障即ち判決ヲ満足せず抵
抗するに云ふも之を許るしません
第一千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス若シ之ヲ爲
スコト能ハス又ハ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ異議ヲ受ケタ
ル債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許スコキヤ否ヤ又幾許ノ金額ニ付キ加ハル
コトヲ許スコキヤ否ヤ決定ス
債權者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債權者ハ通常ノ債權者トシテ
右集會ニ加ハルコトヲ得
問 裁判所ハ異議を受けたる債權者ノ債權者集會ニ加はるを許すや否又幾許
ノ金額ニ付加はることを許すべしや否やを決定すとは如何なる場合を申升か
答 異議を受けたる債權に在ては最早承認に依て確定することは出来ぬ故裁
判所ノ判決を以て決すべきは尙不當として却訴せしときは債權者集會に參加
することを得ざれば裁判所は其情實を察して許すや否やを決定いたします又
金額の多寡に關して參加することを許し又之許さぬと云ふことを決定致します
第一千二十九條 債權者正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確定セサル債權者ハ以後

テ中斷ナク
且平穩公然
ニシテ下ニ
定メタル繼
續期間アル
コトヲ要ス
一財産篇第
百八十三條
及ヒ第百八
十五條ニ定
メタル如キ
強暴、隱密
又ハ容假ノ
占有ハ時効
ヲ生ゼス
第三百十九
條
占有者カ時
効ニ因リテ
取得セント

ノ確定ニ因リテ爲スコキ財團ノ配當ニノミ加ハルコトヲ得然レトモ異議ヲ受
ケテ訴訟中ニ在ル債權及ヒ届出効ニ調査ノ爲メ別段ノ期間ヲ定メラント在
外國債權者ノ債權ニ付テハ以前ノ配當ニ於テ其債權ニ歸スル割前ヲ留存ス
問 以後の確定ニ因りて爲すべき財團の配當とは何を申すか
答 債權者債權を届出べき時にあらず又は債權を確定せぬ債權と異なる調査
會にて確定し又裁判所の判決に依りて確定しらるに因りて管財人等の調査
を以て財團の配當を取得すること出来る規定を爰に載せたものであります
第二節 特種ノ債權者
第一千三十條 主タル債務者ノ破産ニ於テ届出テタル債權ハ協賛契約ノ場合ト雖
モ保證人其他ノ共同義務者ニ對シ其全額ニ付キ之ヲ主張スルコトヲ得又保證
人又ハ共同義務者ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請求ヲ届出ツルコト
ヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル協賛契約ノ効果ニ從フ
問 特種の債權者とは何を申すか
答 特種の債權者とは前節に規定したる債權者とは其權利に於て異なること
あるものにして例之へば主たる債務者の破産に對して届出たる債權は即

スル物ニ付
キ或ル長キ
時間所有者
ノ行為ヲ爲
スコトヲ任
意ニテ止メ
シトキハ其
占有ハ不繼
續ニテ時効
ヲ生セス
占有者カ再
ビ所有者ノ
行為ヲ爲ス
ルハ其以前
ノ占有ノ時
間ハ占有者
ノ爲メニ之
ヲ算セス
第四百十條

ち特種として協約の場合と雖も保証人又は其他の共同義務者に対して債権の全額を請求主張するよとの出来る如きものを申す本條は即ち茲に引例した處のものでムリませ

第一千三十一條 二人以上ノ共同義務者カ破産シタルトキハ其各義務者ノ破産ニ於テ債權ノ全額ヲ届出ツルコトヲ得
各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張スルコトヲ得ス然レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ合セタル債權ノ總額ヲ超過スルトキハ其超過額ハ共同義務者中他ノ共同義務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

問 本條第二項の意義理由と如何でムリませ

答 共同義務者が破産を爲したるときは其財團の間於ける償還請求の權利は之を主張することを得ざれども債權者か受取る割前の額が主たるもの即ち負債元全と從たるもの即ち利息等を合せたる額を超過るときは其超過したる額を引去りて之と共同義務者の中にて他の共同義務者に償還請求を爲す權利のあるもの、財團中に入るものと規定いたします

第一千三十二條 左ニ掲グル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル規定ニ從フコトヲ要セス

第一 裁判費用、管理費用其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手数料及ヒ諸税

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從ヒ通常ノ方法ヲ以テ財團ノ現額ヨリ之ヲ支拂フ

問 裁判費用管理費用其他破産手續上の費用とは何を申すか

答 裁判費用とは訴訟等の費用を云ひ管理費用とは破産主任官等を置き管理せしむる入費を云ひ破産手續上の費用とは支拂停止の後より破産公告に至るまで其手續に入用するものを申す

問 公の手数料及び諸税とは何を申すか

答 公の手数料とは即ち電信料通運賃等の如く諸税とは印紙税郵便税の類を申す

問 管財人カ財團の爲めに負擔したる義務より生ずる債權とは何を申すか

答 即ち管財人の財團を保護する爲めに要する費用の立替等にして管理の職務を勤むるに當りて生ずる債權を申すのでありませ

第一千三十三條 破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債權者ニ生シタル費用ハ財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

問 本條の理由は如何なることでありませ

答 財團より支拂を受くるものと特種の債權ならざる可らざる而して債權者か破産手續に加りたる爲めに生じたる費用は財團より支拂を受くべからざるものは即ち此の理由に依るものであります

第一千三十四條 婦ハ其夫ノ財團ニ對シテハ法律、明約又ハ疑ナキ慣例ニ依リ婦ノ特有ニ歸スル所有權ヨリ生スル債權ノミヲ主張スルコトヲ得

問 婦の特有に歸する所有權より生ずる債權のみを主張することを得とは如何なることを申す

答 夫妻の間に在てて妻は夫の財團に對して法律上にても又は明かある契約上にてても又疑なき習慣にて必す其所有權が妻に屬さねばならぬ者より生ずる債權即ち妻の所有物より生ずる利益物件のみは夫の財團中お組入ぬべきと

主張することが出来る規定であります

第三節 債權者集會

第一千三十五條 債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ヒ之ヲ指揮ス其招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス

其集會ハ管財人、債權ノ確定シタル債權者及ヒ第一千二十八條ニ依リテ參加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シタル債權者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可シト推定セラルル限度ニ於テノミ參加ス

債權者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得

破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得

問 債權者集會とは如何なることであります

答 破産主任官と債權者を集めて破産手續の成行を報告し管財人は財産管理の形況及び結果又財團が現在如何なる形況あるやに付て報告し是等の事柄を付て債權者と決議を爲すを債權者集會と申す

問 優先權を拋棄したる限度及び不足あるべしと推定せられたる限度とは何

を申すか

答 債権者か優先権に對して異議を申入れしときに債権者集會へ參加せんと欲して優先権のみを拋棄し通常の債権者となりたる程度をさして優先権拋棄の限度と云ひ優先権を行ふは不足あるべしと推定を受けたるるときは優先権の不足確定にて參加する限度をさして不足有べし推定を受けたる限度と致す

第千三十六條 決議ハ出席シタル債権者ノ過半数ヲ以テ爲スヲ通例トス其過半数ハ出席員ノ有スル債権額ノ半ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス

問 本條は如何なる規定でありますか

答 是は即ち債権者集會に於ての決議を定むるものにて先づ決議を取るには出席の債権者の半分以上を以て通例とし其過半数が有する債権額は出席債権者総人員の債権額の半分以上なることを要します即ち人員も過半数債権額も過半以上を以て決議といはします

第千三十七條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ管財ノ處理、其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタル

并ハ其意見及ヒ債権者ノ爲シタル申立又ハ破産主任官ノ認可ヲ受テ破産者ノ爲タル申立ニ付テ決議ヲ爲シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受ルコトヲ要ス

問 本條の意義と如何でありますか

答 此條に之會議の事柄又は其順序などを記した條件にて破産手續の成行財團管理の状況其結果其現在の有様等を報告いたして之を議決することを規定し又管財人の意見債権者の申立又ハ破産主任官の許しを受けて破産者の申立たる意見等を決議し其決議は裁判所の認可を受へべき旨を規定された條であります

第七章 協賛契約

第千三十八條 法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ判決ヲ受ケ又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ第一ノ集會ニ於テ債権者ニ協賛契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ理由アルトキハ以後ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レトモ其提供ハ一回ニ限ル
第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協賛契約ノ申立書ハ少クシトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ之ヲ公衆ノ展閱ニ供シ

且其旨ヲ公告ス可シ

問 協諧契約と如何なる契約でムりますか

答 協諧契約と申すのは破産者が有罪破産の宣告を受けず法律上義務を履行したるときは破産主任官の許しを得て債権者と熟議の上債権者の信用を以て破産處分を免るゝ處の契約をさして協諧契約と申す

問 本條は如何なる場合を規定いたしましたか

答 爰に破産者か協諧契約を債権者の承諾を得て取結ぶ場合を規定した者でムます其申出の順序期限等は本條不明でムいます故別に説明を致しません

第千三十九條 協諧契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債権者ノ過半数ノ承諾ヲ要ス

管財人及ヒ議決權ヲ有スル債権者又後ニ至リ債權ノ確定シタル債権者ハ協諧契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

問 本條は如何なる場合の規定でムりますか

答 協諧契約を承諾する場合と申すものにて此契約を承諾するには集會に出席したる債権者半数以上の承諾を要します其半数以上の人々は議決權のある

總債權額の四分三以上あるとを要します又此契約に異議ある管財人議決權ある債権者又は後に至りて債權が確定したる者の十日以内に異議を述べざる理由を附けて裁判所へ申立つるよとが出来ます

第千四十條 債権者ノ承諾シタル協諧契約ハ裁判所ノ認可ヲ得テ始メテ法律上

有効トス其認可又ハ棄却ニ付テノ決定ハ破産主任官ノ演述ヲ聽キ前條ノ期間満了後直チニ之ヲ爲ス此決定ニ對シテハ債務者及ヒ異議申立ノ權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 協諧契約が法律上有効となるに如何なるよとを申すか

答 協諧契約を提出して債権者の承諾を得たを次に裁判所の認可を受ず其認可を與へて呉れるときに始めて法律が効力のある協諧契約と認めまを併し裁判所は此契約を認可するの又は認可せぬかに至りては破産主任者の陳述を聽て異議の申立が十日内よなきとき認可しありし時之を棄却いたし申す尤も之を満足せぬものは異議を申立る權利あるものより又は債務より抗告することが出来る旨を本條にて規定いたしましたのでムります

第千四十一條 協諧契約ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス可シ

第一 第一千三十八條及第一千三十九條ノ規定ヲ踐行セサルトキ

第二 協諸契約ニ依リ或ル債權者カ其承諾ナクシテ偏頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フルトキ

第三 協諸契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタルトキ

第四 協諸契約カ公益ニ觸ルルトキ

問 協諸契約を棄却する場合は如何に規定致すか

答 左に説明す場合に於て棄却さす

第一 協諸契約を提出する時手續又と期日等を誤り破産主任官の認可を受けざりし等のことあるとき

第二 此契約の爲め或る債權者は承諾をせざるに片おとしの處置を受け夫が爲めに損害を受けし時

第三 協諸契約を取結び財團を受取り之を使用する目的とさす如き處置に出でたるとき

第四 協諸契約の公益を害する時即ち破産者は信用を増したるを以て公益を害する意なりし時は協諸契約は公益に觸るゝ故棄却致す

第一千四十二條 協諸契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ判決ヲ受ケタルトキハ

當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ無罪ノ宣告ヲ受クルマテ之ヲ停止ス

前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諸契約認可ノ後ト雖モ尙ホ之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

問 協諸契約認可後に異議を申立つると如何なる場合でムりますか

答 此場合は即ち前條ハ第三號に説明したる如く協諸契約が仮令認可にありたるも契約する心が他人を欺て不正の利を得んとするに於ては速かに之を處置せねばならぬもの故異議申立をすることが出来るのでムります

第一千四十三條 協諸契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直チニ其執務ヲ罷メ且其

執務ニ付キ計算ヲ爲ス可シ

破産者ハ協諸契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得

協諸契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス

問 破産者が協諸契約に依て財産を管財人より取戻すことの出来ずのは如何なる場合に於て其理由は何故でムりますか

答 財産を取戻すことの出来る場合と即ち協賛契約に別段の定めなければ破産者は思ひ通りの管理又と處することが出来ず其故は若し破産者よ悪意があることを債権者が知りたることは必ず異議を申立つる筈でムリです又悪意なくとも債権者が破産者を危んで其財産を管財人より引渡すよと望まなければ此契約を条件附と致す然るに其財産を取戻すとは債権者が破産者を信用して居るから出来るものでムリです

第千四十四條 協賛契約カ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅シ若シハ取消サルルトキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラルトキハ破産手續ヲ再施シ直チニ財團ノ換價及ヒ配當ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手續ニハ再施マテノ間ニ債權ヲ得タル者モ参加スルコトヲ得

不履行ノ場合ニ在テハ協賛契約ノ爲メ立テタル保證人ハ其義務ヲ免カレヌ

問 何故に協賛契約が不調となつた時は直ちに破産執行の終局を急ぎますか

答 此契約の棄却せられ又と消滅するか取消の場合に至るか又は義務を履行せざる爲め再び以前の地位に戻りたるときは既に破産執行を免るゝ方途は別々求むることは出来ませぬ故に破産手續を再び執行し財團の換價及び配當

を爲し以て此破産事件を終らせるものでムリです

第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先權アル債權ヲ支拂ヒタル後ニ殘レル財團ハ他ノ債權者間ニ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ配當ス

破産者カ資本ヲ分テ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テハ各營業ニ對スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

問 配當と如何なるものを申しますか

答 配當と即ち破産者の財團を分ち取るものと云ふものでムリです

問 配當の方法は如何なる様にいたしませるか

答 此方法は即ち第千三十二條の債權と優先權は先取權なるを以て第一に財團中々の支拂ひたる後他の債權者間に平等に割合を立て財團の残りを取扱いたしませ又破産者カ資本を分ちて數箇の營業を爲したる時には營業の異なるに従て夫々對する債權者と其營業に屬する財團より優先權を以て辨償を受けることが出来ず

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當ニ足ル可キ財團ノ生ス

ル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主任官ノ認可ヲ受ケタル配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ破産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ

配當案ニ對スル異議ハ其公告ノ日ヨリ起算シ十四日內ニ之ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

問 配當案に依りて之を爲すと如何なることでムリですか

答 配當案とは先づ配當を爲す前に債權者に割り充つべき額を取調べて記載するものにして調査會の濟みたる後は配當が出来程の額の財團が出来れば記載して破産主任官の認可を受け之を以て配當するものでムリとする

第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異議ヲ申立ツル者ナキトキ又ハ異議ノ落著シタルトキハ管財人ハ各債權者ヲシテ其債務證書ヲ提出セシメ之ニ毎回ノ支拂額ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債務證書ノ提出ヲ爲スコト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ債權表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得就

レノ場合ニ於テモ債權者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス

問 毎回の支拂額を記入して支拂を爲すとは如何なることを申すか

答 配當案を作りたる異議を申立つる者なきに於ては管財人ノ債權者ヲ呼出

シ支拂を爲すに當りて債權者所持の債務證書を出さしめ之に毎回拂込み額を記入して支拂を致します毎回に分つ所以は整齊上甚だ必要でムリです

第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキハ債權者集會ヲ開キ此集會ニ於テ管財人ハ終局ノ計算ヲ爲スコシ此計算ノ濟了シタルトキハ裁判所ハ直チニ破産主任官ノ申立ニ因リテ破産手續ノ終結ヲ決定ス此決定ハ之ヲ公告ス可シ

問 本條は如何なる場合の規定でムリですか

答 此條は破産終局の場合にして管財人は財團を金錢に換へ及び債權者に全之配當し終りたるときは債權者集會を開て終局の計算を爲すこと及び此計算が濟みたるるとき破産主任官は裁判所に申告し裁判所は破産手續か總て終結したることを決定し且之を公告すべき旨を規定いたした條件でムリです

第千四十九條 破産手續終結ノ後ハ辨償ヲ受ケサル債權者ハ破産手續ニ於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ對シテ無限ニ行フコトヲ得

問 破産手續に確定したるに因て得たる権利名義とは如何なるものでありま
すか且本條に如何ある意義でムリますか

答 即ち債權確定に因りて得たる名義を云ふものにして破産手續が悉皆終り
たる後は辨償を受けぬ債權者は債務者に對して無限に其債權を行ひ得る旨を
規定したる條件でムリます

第九章 有罪破産

第一千五百條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハ

ス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負擔シタ
ルトキ又ハ債權者ニ損害ヲ被ラシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一
分ヲ藏匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀
滅シ藏匿シ若クハ偽造、變造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス

問 有罪破産とは如何なることを申すか

答 有罪破産とは即ち第一千五百條に規定する如之法律上の義務を履行せし惡
意を以て債權者を瞞着し欺偽の手段を以て破産宣告を受け又之帳簿を毀滅し
藏匿し又之偽造する等のことを有罪破産と云ふ

本條は一讀すれば明かなる故茲に説明せず

第一千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問
ハズ左ニ掲クル行為ヲ爲シタルトキハ過怠破産ノ刑ニ處ス

- 第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用、博奕、空取引又ハ不相應ノ射利ニ因リ
テ貸方財産ヲ甚シク減少シ若クハ過分ノ債務ヲ負ヒタルトキ
- 第二 支拂停止ヲ延ハサンカ爲メ損失ヲ生スル取引ヲ爲シテ支拂資料ヲ調
ヘタルトキ
- 第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ或ル債權者ニ利ヲ與ヘ
財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ
- 第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ全ク記載セサルトキ
- 第五 破産者カ第三十二條第九百七十九條又ハ第一千三條第二項ニ規定シタ
ル義務ヲ履行セサルトキ

問 此條に如何ある規定でムリなと

答 爰に規定する件に即ち破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又ハ破産宣
告の以前あると以後あるとに關らば次に記載したる行為を爲すとせば直ちに

過怠破産即ち怠りより生じたる破産の罪に處分さるゝまを規定いたしませ

第一 自己の一身の利又と一家不相應の利を取ることの出來ざるのみならず若し之が大なる利益われを必ず不正の事柄にて即ち禁制なる空相場博奕等の不正の事を以て己を損するか他人を倒産せしむるかど云ふ惡意に依り

第二 支拂停止を爲したる時に損失のあるなしに關せず一時逃れの窮策おて支拂を爲すべき財産を調へたるべき

第三 支拂停止を爲したる後、財團の中を減らす目的を以て或る債權者に限て支拂又と擔保を供したるとき

第四 商業帳簿を順序もなく記載し爲めに貸借判然せず又は全く記入せざる

第五 第三十二條第九百七十九條又と第千三條第二項に規定したる義務を履行せぬとき

第千五十二條 前二條ノ罰則ハ商事會社ノ業務擔當ノ任アル社員若クハ取締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第千五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有罪行為ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行為ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス

問 此條の規定は如何でムりますか

答 爰には前條の應用する場合を申したるものにて即ち第千五十條第千五十一條は一個人のみならず商事會社の業務を擔當するもの又と取締役清算人不適用し第千五十條は破産管財人及む犯則者の保護人に應用致すと規定致す

第千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ賄賂ヲ爲シタルトキハ其雙方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は別に説明せずとも本文に明かなるを以て此に述べませぬ

第十條 破産ヨリ生スル身上ノ結果

第千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者又ハ破産シタル商事會社ノ無限責任社員若クハ取締役ハ復權ヲ得ルニ至ルマテハ取引所ニ立入ルコト仰立人ト爲リ合名會社若クハ合資會社ノ社員ト爲リ又ハ株式會社ノ取締役ト爲ルコト清算人、破産管財人若クハ商事代人ノ職ヲ執ルコト商業會議所ノ會員ト爲ルコト其他商業上ノ榮譽職ニ就クコトヲ得ス

答 破産者か破産宣告を受けたるもの其復権を得るに至るまで又商事會社の無限責任社員を取引所に入立入こと仲立人となり合名會社若くは合資會社の社員となり又は株式會社の取締役となり清算人破産管財人又は商事代人の職を執ること又は商法會議所の會員となること又と其外、商業上の榮譽職となるとが出来ませぬ是等の權利を再び得るには債務を辨済し元の如く身代を持ち直さねむありませぬ本條の説明は引例にしたれば再び贅せ

第千五十五條 復権ヲ得ルニハ協諧契約ノ調ヒタルト否トヲ問ハス破産者カ元債、利息及ヒ費用ノ全額ヲ債權者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未タ辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力アルコトヲ證明ス可シ

復権ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ添フ可シ然レトモ協諧契約ノ場合ニ在テハ第一項ノ證明ヲ爲スコト無クシテ取引所ニ立入ルコトヲ得又商事會社ニ付キ協諧契約ノ調ヒタルトキハ無限責任社員若クハ取締役ハ亦其證明ヲ要セスシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

問 復権の申立には債權者の受取證其他必要なる證據物を添ふべし何を申す

すか説明を願ひます

答 破産者か權理回復する爲め申立を致すには其申立を充分證明する處の證據が必要でムリです先づ債權者より債務辨済の受取證書又は管財人の申立等の事柄を以て復権願をいたすものでムリです又協諧契約に依り其契約の成立つときは無限責任會社員に在ては別段に証明を要せずして會社を繼續することが出来る旨を規定いたします

第千五十六條 復権ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ異議アル者ヲシテ二个月ノ期間ニ異議ヲ起サシメシテ裁決所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ捜査ヲ爲サシメシテ裁決所ハ檢事ニ通知ス可シ

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後復権ノ申立ヲ許可スルト否トヲ決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得確定シタル決定ハ之ヲ公告ス棄却セラレタル申立ハ一年ノ満了前ニハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス

問 復権の申立ありたるとき破産裁判所と調査及び捜査の爲めに之を檢事に通知とは如何なるものでムリですか

答 破産者之前條の手續を以て復権を願ふと雖も公衆が承諾して異議を申述るものなきを保たざれば二ヶ月に之を掲示し新聞紙を以て公告をいたし且破産者が復権するに其丈の準備ありや又公衆の承諾を得るよとの出来る物品事柄があるやを搜索し又は調査せしむることを檢事に依頼する爲めには是等の事を檢事に通知するものであります

第一千五百七條 復権ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

問 本條の理由は如何でありますか

答 權利を保護するは人間無上の事なれを死亡後と雖も權利回復の證據あるときは之を回復するよとの出来ることを規定したものであります

第一千五十八條 復権ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪、輕罪ノ爲メニ剝奪公權若シハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サス
過怠破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ満期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル後ニ非ザンハ之ヲ許サス

問 本條は如何なる場合の規定でありますか

答 本條には復権の許されぬ場合の規定ありて詐欺破産の爲めに破産者は重罪若くは輕罪に所刑せられ剝奪公權即ち公けに社會を對して有したる權利を剝奪はれ又之停止公權即ち犯罪の爲め一時權利を失ふたるものも復権の許可を得ることの出来ぬと過怠破産の者は刑罰を受けて満期を爲りたるか又之恩赦を遇ひたるときでなければ許さぬことを規定したものであります

第十一章 支拂猶豫

第一千五十九條 商ヲ爲スニ當リ自己ノ過失ヲクンテ一時其支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル者ハ商事上ノ債權者ノ過半数ノ承諾ヲ得テ其營業所若シハ住所ノ裁判所ヨリ右債權者ニ對スル義務ニ付キ一年以内ノ支拂猶豫ヲ受クルコトヲ得

問 支拂猶豫と何を申すか

答 本條にある如く支拂を中止せざる可らざる時に至り自己の過失にあらざるを以て總債權者の過半数以上の承諾に依りて裁判所に出願し右債權者に對する一年以内の支拂猶豫を受くるよどが出来ます即ち本條是を規定したものであります